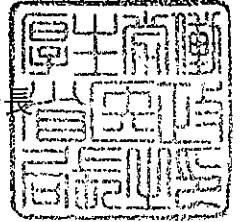


医政発 0223 第 15 号

平成 28 年 2 月 23 日

一般社団法人 日本病院会会長 殿

厚生労働省医政局長



「歯科医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」の一部改正について

厚生労働行政の推進につきましては、平素より格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、今般、別添のとおりその一部を改正し、平成 28 年 4 月 1 日より適用することとしましたので、御了知いただくとともに、会員等各位に広く周知されることについて格段の御配意を賜りますようお願い申し上げます。

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

歯科医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令の施行について

歯科医師の臨床研修については、医療法等の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 141 号。以下「改正法」という。）による歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号。以下「法」という。）の一部改正により、平成 18 年 4 月 1 日から必修化されることとなった。これにより、診療に従事しようとするすべての歯科医師は、臨床研修を受けなければならないこととされ、また、これに併せて、臨床研修の内容の検討を進め、歯科医師が、適切な指導体制の下で、歯科医師としての人格をかん養し、すべての歯科医師に求められる基本的な診療能力を効果的に身に付けることができるものとする事とされたところである。

これを受け、平成 17 年 6 月 28 日に、歯科医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令（平成 17 年厚生労働省令第 103 号。以下「省令」という。）が公布・施行されたところである。

新たな歯科医師臨床研修制度は、歯科医師が、歯科医師としての基盤形成の時期に、患者中心の全人的医療を理解した上で基本的な診療能力を修得することにより、歯科医師としての資質の向上を図ることを目的としており、地域の医療提供体制の整備に当たっても、重要な役割を果たすことが期待されるものである。ついては、貴職におかれても、省令の趣旨、内容等について御了知の上、貴管内の保健所設置市、特別区、医療機関、関係団体等に対して周知に努めるとともに、情報や意見交換等により各地方厚生局との連携を図り、新たな歯科医師臨床研修制度の円滑な実施に御協力をお願いします。

記

第 1 省令の趣旨

法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修については、改正法による法の一部改正により、平成 18 年 4 月 1 日から、診療に従事しようとするすべての歯科医師に義務付けられるところであるが、省令は、法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関して、臨床研修の基本理念、臨床研修施設の指定の基準等を定めるものであること。

なお、改正法附則 11 条（臨床研修修了歯科医師の登録に係る経過措置）の規定により、同日前に歯科医師免許を受けている者及び同日前に歯科医師免許の申請を行った者であって同日以後に歯科医師免許を受けたものは、改正法による改正後の法第 16 条の 4 第 1 項の規定による臨床研修修了者の登録を受けた者とみなされること。

第 2 省令の内容及び具体的な運用基準

1 用語の定義

(1) 「臨床研修」

法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修をいうものであること。

(2) 「臨床研修施設」

法第 16 条の 2 第 1 項の指定を受けた病院又は診療所をいうものであること。

- (3) 「単独型臨床研修施設」
臨床研修施設のうち、単独で又は研修協力施設と共同して臨床研修を行う病院又は診療所をいうものであること。
- (4) 「管理型臨床研修施設」
臨床研修施設のうち、他の病院又は診療所と共同して臨床研修を行う病院又は診療所（単独型臨床研修施設を除く。）であって、当該臨床研修の管理を行うものをいうものであること。
- (5) 「協力型臨床研修施設」
臨床研修施設のうち、3月以上他の病院又は診療所と共同して臨床研修を行う病院又は診療所（単独型臨床研修施設を除く。）であって、管理型臨床研修施設でないものをいうものであること。
- (6) 「連携型臨床研修施設」
他の施設と共同して臨床研修を行う病院又は診療所（単独型臨床研修施設を除く。）であって、管理型臨床研修施設及び協力型臨床研修施設に該当しないものであること。
- (7) 「研修協力施設」
臨床研修施設と共同して臨床研修を行う施設であって、臨床研修施設及び歯学若しくは医学を履修する課程を置く大学に附属する病院（歯科医業を行わないものを除く。）以外のものをいうものであること。
なお、研修協力施設としては、例えば、へき地・離島診療所、病院、診療所、保健所、介護老人保健施設、社会福祉施設、赤十字社血液センター、各種検診・健診の実施設等が考えられること。
- (8) 「臨床研修施設群」
共同して臨床研修を行う管理型臨床研修施設、協力型臨床研修施設及び連携型臨床研修施設をいうものであること。研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあつては、研修協力施設も臨床研修施設群に含まれること。
- (9) 「大学病院」
歯学若しくは医学を履修する課程を置く大学に附属する病院（歯科医業を行わないものを除く。）をいうものであること。
- (10) 「研修管理委員会」
臨床研修を行う病院又は診療所において臨床研修の実施を統括管理する機関をいうものであること。
なお、研修管理委員会は、単独型臨床研修施設又は管理型臨床研修施設に設置されること。
- (11) 「研修プログラム」
臨床研修の実施に関する計画をいうものであること。
- (12) 「プログラム責任者」
研修プログラムの企画立案及び実施の管理並びに研修歯科医に対する助言、指導その他の援助を行う者をいうものであること。
なお、プログラム責任者は、単独型臨床研修施設又は管理型臨床研修施設に配置されること。
- (13) 「研修実施責任者」
協力型臨床研修施設、連携型臨床研修施設又は研修協力施設において、当該施設における臨床研修の実施を管理する者をいうものであること。
なお、研修実施責任者は、臨床研修指導歯科医を兼務しても差し支えないこと。
- (14) 「臨床研修指導歯科医」
研修歯科医に対する指導を行う歯科医師をいうものであること。以下「指導歯科医」という。
- (15) 「研修歯科医」
臨床研修を受けている歯科医師をいうものであること。
- (16) 「研修期間」
臨床研修を行っている期間をいうものであること。

2 臨床研修の基本理念

歯科医師については、単に専門分野の負傷又は疾病を治療するのみでなく、全人的医療を理解した上で患者の健康と負傷又は疾病を診ることが期待され、歯科医師と患者及びその家族との間での十分なコミュニケーションの下に総合的な診療を行うことが求められていること。また、医療の社会的重要性及び公共性を考えると、臨床研修は、歯科医師個人の技術の向上を超えて、社会にとって必要性の高いものであること。

このため、臨床研修については、患者中心の全人的医療を理解した上で、歯科医師としての人格をかん養し、

総合的な診療能力（態度・技能・知識）を身につけ、臨床研修を生涯研修の第一歩とすることのできるものでなければならないこと。

3 臨床研修施設の指定

(1) 法第16条の2第1項の指定は、次に掲げる区分に応じて行うこと。

- ア 単独型臨床研修施設
- イ 管理型臨床研修施設
- ウ 協力型臨床研修施設
- エ 連携型臨床研修施設

(2) 単独型臨床研修施設、管理型臨床研修施設及び協力型臨床研修施設は、それぞれ他の区分の臨床研修施設となることができること。

4 臨床研修施設の指定の申請

(1) 単独型臨床研修施設の指定の申請

ア 単独型臨床研修施設の指定を受けようとする病院又は診療所の開設者は、臨床研修を開始しようとする年度の前年度の6月30日までに、当該病院又は診療所に関する臨床研修施設申請書1（様式1）を厚生労働大臣に提出しなければならないこと。なお、既に単独型臨床研修施設の指定を受けている病院又は診療所であっても、他の病院又は診療所とともに臨床研修施設群を構成しようとする場合は、新たに管理型臨床研修施設又は協力型臨床研修施設の指定申請を行わなければならないこと。

イ 臨床研修施設申請書1には、次に掲げる書類を添付しなければならないこと。

(ア) 当該指定に係るすべての研修プログラム

(イ) 研修協力施設と共同して臨床研修を行おうとする場合にあっては、研修協力施設となる施設に係る研修協力施設概況表（様式2）

ウ 臨床研修施設申請書1及び添付書類は、当該病院又は診療所の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。

(2) 管理型臨床研修施設の指定の申請

ア 管理型臨床研修施設の指定を受けようとする病院又は診療所の開設者は、臨床研修を開始しようとする年度の前年度の6月30日までに、当該病院又は診療所に関する臨床研修施設申請書1を厚生労働大臣に提出しなければならないこと。なお、既に管理型臨床研修施設の指定を受けている病院又は診療所であっても、臨床研修施設群の臨床研修施設の構成を変更しようとする場合は、新たに管理型臨床研修施設の指定申請を行わなければならないこと。

イ 臨床研修施設申請書1には、次に掲げる書類を添付しなければならないこと。

(ア) 当該指定に係るすべての研修プログラム

(イ) 研修協力施設と共同して臨床研修を行おうとする場合にあっては、研修協力施設となる施設に係る研修協力施設概況表（様式2）

ウ 管理型臨床研修施設の指定を受けようとする病院又は診療所の開設者は、当該病院又は診療所に関する臨床研修施設申請書1及び添付書類と、協力型臨床研修施設及び連携型臨床研修施設として共同して臨床研修を行うこととなる病院又は診療所に関する臨床研修施設申請書2（様式2）及び添付書類を一括して、当該管理型臨床研修施設の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。

(3) 協力型臨床研修施設又は連携型臨床研修施設の指定の申請

ア 協力型臨床研修施設又は連携型臨床研修施設の指定を受けようとする病院又は診療所の開設者は、臨床研修を開始しようとする年度の前年度の6月30日までに、当該病院又は診療所に関する臨床研修施設申請書2（様式2）を、管理型臨床研修施設として共同して臨床研修を行うこととなる病院又は診療所の開設者を經由して厚生労働大臣に提出しなければならないこと。なお、既に協力型臨床研修施設の指定を受けている病院又は診療所であっても、現に指定を受けている臨床研修施設群以外の臨床研修施設群において臨床研修を行おうとする場合は、新たに協力型臨床研修施設の指定申請を行わなければならないこと。

イ 協力型臨床研修施設の指定を受けようとする病院又は診療所の開設者は、所属する臨床研修施設群における研修歯科医の受入れ状況等を記載の上で申請を行うこと。

ウ 連携型臨床研修施設として臨床研修を行う場合にあっては、プログラム責任者等からの推薦状を添付すること。

5 臨床研修施設の指定の基準

(1) 単独型臨床研修施設の指定の基準

厚生労働大臣は、単独型臨床研修施設の指定を受けようとする病院又は診療所の開設者から指定の申請があった場合において、当該病院又は診療所が次に掲げる事項に適合していると認めるときでなければ、単独型臨床研修施設の指定をしてはならないこと。

ア 省令第2条に規定する臨床研修の基本理念にのっとり研修プログラムを有していること。

(ア) 研修プログラムには、次に掲げる事項が定められていること。

- ① 研修プログラムの名称
- ② 研修プログラムの特色
- ③ 臨床研修の目標

「臨床研修の目標」とは、「歯科医師臨床研修の到達目標」（別添）を参考にして、臨床研修施設が研修プログラムにおいて研修歯科医の到達すべき目標として作成するものであり、「歯科医師臨床研修の到達目標」を達成できる内容で、かつ必要な症例数や研修内容を含むこと。

- ④ プログラム責任者の氏名
- ⑤ 臨床研修を行う分野及び臨床研修施設又は研修協力施設ごとの研修期間

「臨床研修を行う分野」とは、当該研修プログラムにおいて研修歯科医の到達すべき目標として示される項目をいうものであること。

- ⑥ 研修歯科医の指導体制
- ⑦ 研修歯科医の募集定員並びに募集及び採用の方法
- ⑧ 研修歯科医の処遇に関する事項

次に掲げる事項をいうものであること。

- (i) 常勤又は非常勤の別
- (ii) 研修手当、勤務時間及び休暇に関する事項
- (iii) 時間外勤務及び当直に関する事項
- (iv) 研修歯科医のための宿舍及び病院又は診療所内の室の有無
- (v) 社会保険・労働保険（公的医療保険、公的年金保険、労働者災害補償保険、雇用保険）に関する事項
- (vi) 健康管理に関する事項
- (vii) 歯科医師賠償責任保険に関する事項
- (viii) 外部の研修活動に関する事項（学会、研究会等への参加の可否及び費用負担の有無）

- ⑨ 研修歯科医の評価に関する事項

「研修歯科医の評価に関する事項」とは、研修プログラムにおいて研修歯科医の修了判定の評価を行う項目や基準等を示すものであること。

(イ) 研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合には、研修協力施設の種別及び名称、研修協力施設が行う研修の内容及び期間並びに研修実施責任者及び研修歯科医の指導を行う者の氏名が研修プログラムに明示されていること。

(ウ) 研修プログラムに定められた臨床研修を行う分野及び臨床研修施設又は研修協力施設ごとの研修期間が次に掲げる事項を満たすものであること。

- ① 研修期間は、原則として合計1年とすること。
- ② 研修歯科医が積極的に研修プログラムを選択し、臨床研修に取り組むことができるよう、地域や施設の特色をいかし、更に臨床研修を充実させるために活用すること。
- ③ 地域保健・医療については、病院、診療所、へき地・離島診療所、保健所、介護老人保健施設、社会福祉施設、赤十字社血液センター、各種検診・健診の実施施設等を適宜選択して研修を行うこと。
- ④ 研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合には、原則として、研修協力施設における研修期間を合計1月以内とすること。

イ 常に勤務する歯科医師が3人以上であり、指導歯科医を常勤で置くこと。

なお、「常に勤務する歯科医師」とは、非常勤歯科医師も含め当該施設で定めた歯科医師の勤務時間のすべてを勤務する歯科医師をいうこと。

ウ 歯科又は歯科口腔外科を標榜していること。

エ 当該医療機関の開設歴が3年以上であること。

オ 臨床研修を行うために必要な症例があること。ただし、共同して臨床研修を行う研修協力施設が医療機関である場合にあっては、当該病院又は診療所と研修協力施設の症例とを合わせて、必要な症例があること。

「臨床研修を行うために必要な症例があること」とは、「臨床研修の到達目標」を達成するために必要な症例が確保されていることをいうものであること。

カ 入院若しくは外来患者に対する全身管理の研修又は在宅歯科医療において、主治の医師との連携を図った研修ができること。

なお、全身管理の研修は、鎮静・全身麻酔等を用いた歯科治療における全身管理に係る適切な研修を修了した指導歯科医の指導の下で実施されることが望ましいこと。

キ 臨床研修の実施に関し必要な施設及び設備を有していること。

「臨床研修の実施に関し必要な施設及び設備を有していること」とは、臨床研修の実施に関し必要な歯科主要設備（例：歯科診療台、デンタルエックス線装置、パノラマ断層撮影装置、オートクレーブ、生体モニター、口腔内画像処理システム等）のほか、臨床研修に必要な図書又は雑誌を有しており、また、原則として、インターネットが利用できる環境（Medline等の文献データベース、教育用コンテンツ等が利用できる環境）が整備されていることをいうものであること。さらに、次に掲げる施設及び設備を備えていることが望ましいこと。

(ア) 研修歯科医のための歯科診療台

(イ) 研修歯科医のための宿舎及び病院又は診療所内の室

(ウ) 医学・歯学教育用シミュレーター（ファントム、切開及び縫合、一次救命処置（Basic Life

Support: BLS）、心音又は呼吸音の聴診等の訓練用機材等）、医学・歯学教育用ビデオ等の機材

ク 患者の病歴に関する情報を適切に管理していること。

「患者の病歴に関する情報を適切に管理していること」とは、病歴管理者が選任されており、診療に関する諸記録（診療録、病院日誌、各科診療日誌、処方せん、手術記録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、紹介状、退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約等）の管理が適正になされていることをいうものであること。

ケ 医療に関する安全管理のための体制を確保していること。

「医療に関する安全管理のための体制を確保していること」とは、医療法施行規則第1条の11第1項及び第2項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を満たすことをいうものであること。

(ア) 医療に係る安全管理を行う者（以下「安全管理者」という。）を配置すること。

安全管理者は、当該病院又は診療所における医療に係る安全管理を行う部門（以下「安全管理部門」という。）の業務に関する企画立案及び評価、当該病院又は診療所内における医療安全に関する職員の安全管理に関する意識の向上や指導等の業務を行うものであり、次に掲げる基準を満たす必要があること。

① 医師、歯科医師、薬剤師、看護師又は歯科衛生士のうちのいずれかの資格を有していること。

② 医療安全に関する必要な知識を有していること。

③ 病院においては、当該病院の安全管理部門に所属していること。

④ 当該病院又は診療所の医療に係る安全管理のための委員会（以下「安全管理委員会」という。）の構成員に含まれていること。

(イ) 病院においては、安全管理部門を設置すること。

安全管理部門とは、安全管理者及びその他必要な職員で構成され、安全管理委員会で決定された方針に基づき、組織横断的に当該病院内の安全管理を担う部門であって、次に掲げる業務を行うものであること。

① 安全管理委員会で用いられる資料及び議事録の作成及び保存、その他安全管理委員会の庶務に関すること。

② 事故等に関する診療録や看護記録等への記載が正確かつ十分になされていることの確認を行うとともに、必要な指導を行うこと。

③ 患者や家族への説明など事故発生時の対応状況について確認を行うとともに、必要な指導を行うこと。

④ 事故等の原因究明が適切に実施されていることを確認するとともに、必要な指導を行うこと。

⑤ 医療安全に係る連絡調整に関すること。

⑥ 医療安全対策の推進に関すること。

(ウ) 患者からの相談に適切に応じる体制を確保すること。

「患者からの相談に適切に応じる体制を確保すること」とは、病院又は診療所においては、当該病院又は診療所内に患者相談窓口を常設し、患者等からの苦情や相談に応じられる体制を確保するものであり、次に掲げる基準を満たす必要があること。また、これらの苦情や相談は当該病院又は診療所の安全対策等の見直しにも活用されるものであること。

① 患者相談窓口の活動の趣旨、設置場所、担当者及びその責任者、対応時間等について、患者等に明示されていること。

② 患者相談窓口の活動に関し、相談に対応する職員、相談後の取扱い、相談情報の秘密保護、管理者への報告等に関する規約が整備されていること。

③ 患者や家族等が相談を行うことにより不利益を受けないよう、適切な配慮がなされていること。

なお、診療所においては、意見箱等の患者からの意見を適切に収集する体制をもって代えてよいこと。この場合も上記①～③に準ずる体制を確保すること。

コ 研修管理委員会を設置していること。

研修管理委員会は、6（1）を満たすものであること。

サ プログラム責任者を適切に配置していること。

「プログラム責任者を適切に配置していること」とは、6（3）を満たしたプログラム責任者が、研修プログラムごとに配置されていることをいうものであること。ただし、20人以上の研修歯科医が一つの研修プログラムに基づいて臨床研修を受ける場合には、原則として、プログラム責任者とともに、副プログラム責任者を配置し、プログラム責任者及び副プログラム責任者の受け持つ研修歯科医の数が1人当たり20人を超えないようにすること。

シ 適切な指導体制を有していること。ただし、研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあっては、当該病院又は診療所と研修協力施設とを合わせて、その指導体制が適切なものであること。

(ア) 「適切な指導体制を有していること」とは、6（4）アを満たした指導歯科医が、原則として臨床研修を行う各分野に配置されており、個々の指導歯科医が、勤務体制上指導時間を十分に確保できることをいうものであること。また、指導歯科医は研修歯科医に対する指導に関する責任者又は管理者の立場にあるものであり、指導歯科医が研修歯科医を直接指導することだけでなく、指導歯科医の指導監督の下、上級歯科医（研修歯科医よりも臨床経験の長い歯科医師をいう。以下同じ）が研修歯科医を直接指導すること（いわゆる「屋根瓦方式」）も想定していること。また、指導歯科医が配置されていない研修を行う分野についても、適切な指導力を有している者が研修歯科医の指導に当たること。

(イ) 休日・夜間の当直における指導体制については、電話等により指導歯科医又は上級歯科医に相談できる体制が確保されるとともに、研修歯科医1人で対応できない症例が想定される場合には、指導歯科医又は上級歯科医が直ちに対応できるような体制（オンコール体制）が確保されていること。

(ウ) 診療補助に従事する歯科衛生士又は看護師（准看護師を含む。以下「歯科衛生士等」という。）が適当数（常に勤務する歯科医師と概ね同数又は当該年度に募集する研修歯科医と同数）確保されていること。また、歯科衛生士を1人以上置くこと。

なお、歯科衛生士等の数の算定に当たっては、非常勤の者は、当該施設の定めた歯科衛生士等の勤務時間により常勤換算し、算入すること。

(エ) 研修歯科医手帳を作成し、研修歯科医が当該手帳に研修内容を記入するよう指導すること。また、研修歯科医が担当した患者の病歴や手術の要約を作成するよう指導すること。

ス 受け入れる研修歯科医の数が、臨床研修を行うために適切であること。

(ア) 受け入れる研修歯科医の数は、基本的な診療能力を習得するのに必要な症例を十分確保できる適当な人数であること。

(イ) 同時に受入れる研修歯科医数が、指導歯科医数の2倍を超えないこと。

(ウ) 原則として、研修プログラムごとに研修歯科医を毎年継続して受け入れることができる体制であること。

セ 研修歯科医の募集及び採用は、原則として、公募により行われること。

ソ 研修歯科医に対する適切な処遇を確保していること。ただし、研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあっては、当該病院又は診療所及び研修協力施設のそれぞれにおいて、研修歯科医に対する適切な

処遇が確保されていること。

タ 病床を有さない診療所においては、臨床研修施設群の協力型臨床研修施設又は従前の複合研修方式の従たる施設として指定を受けており、原則として2年以上連続して臨床研修の実績があること。

(2) 管理型臨床研修施設の指定の基準

厚生労働大臣は、管理型臨床研修施設の指定を受けようとする病院又は診療所の開設者から指定の申請があった場合において、当該病院又は診療所が次に掲げる事項に適合していると認めるときでなければ、管理型臨床研修施設の指定をしてはならないこと。

なお、アからツまでの各項目については、以下に特に定めるもののほか、(1)の各項目において示した内容に準じること。

ア 省令第2条に規定する臨床研修の基本理念にのっとり研修プログラムを有していること。

(ア) 原則として、連続した3月以上の研修を管理型臨床研修施設で行うこと。ただし、3月を超える期間については、1月を単位として、連続しなくてもよいこと。

(イ) 協力型臨床研修施設の名称、協力型臨床研修施設が行う研修の内容及び期間並びに研修実施責任者及び指導歯科医の氏名が研修プログラムに明示されていること。

(ウ) 連携型臨床研修施設として臨床研修を行う場合にあっては、連携型臨床研修施設の名称、連携型臨床研修施設が行う研修の内容及び期間並びに研修実施責任者及び指導歯科医の氏名が研修プログラムに明示されていること。

イ 常に勤務する歯科医師が2人以上であり、指導歯科医を常勤で置くこと。

ウ 歯科又は歯科口腔外科を標榜していること。

エ 当該医療機関の開設歴が3年以上であること。

オ 当該病院又は診療所と協力型臨床研修施設及び連携型臨床研修施設の症例とを合わせて、臨床研修を行うために必要な症例があり、かつ必要な分野の研修が可能であること。ただし、共同して臨床研修を行う研修協力施設が医療機関である場合にあっては、臨床研修施設群を構成する臨床研修施設と研修協力施設の症例とを合わせて、必要な症例があること。

カ 入院若しくは外来患者に対する全身管理の研修又は在宅歯科医療において、主治の医師との連携を図った研修ができること。

なお、全身管理の研修は、鎮静・全身麻酔等を用いた歯科治療における全身管理に係る適切な研修を修了した指導歯科医の指導の下で実施されることが望ましいこと。

キ 臨床研修の実施に関し必要な施設及び設備を有していること。ただし、共同して臨床研修を行う研修協力施設が医療機関である場合にあっては、当該病院又は診療所及び研修協力施設が、それぞれの担当する臨床研修の実施に関し必要な施設及び設備を有していること。

ク 患者の病歴に関する情報を適切に管理していること。

ケ 医療に関する安全管理のための体制を確保していること。

コ 研修管理委員会を設置していること。

なお、研修管理委員会は、6(1)を満たすものであること。

サ 当該病院又は診療所において、プログラム責任者を適切に配置していること。

シ 適切な指導体制を有していること。ただし、研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあっては、臨床研修施設群における指導体制が適切なものであること。

ス 受け入れる研修歯科医の数が、臨床研修を行うために適切であること。

受け入れる研修歯科医の数は、臨床研修施設群を構成する臨床研修施設ごとに適切な数である必要があること。

セ 研修歯科医の募集及び採用は、原則として、公募により行われること。

ソ 研修歯科医に対する適切な処遇を確保していること。ただし、研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあっては、当該病院又は診療所及び研修協力施設のそれぞれにおいて、研修歯科医に対する適切な処遇が確保されていること。

タ 病床を有さない診療所においては、臨床研修施設群の協力型臨床研修施設又は従前の複合研修方式の従たる施設として指定を受けており、原則として2年以上連続して臨床研修の実績があること。

チ 協力型臨床研修施設及び連携型臨床研修施設との間で緊密な連携体制を確保していること。また、地域医療の研修を幅広く確保する観点から、原則として、臨床研修施設群の中に研修の実施に必要と考えられる相当数の民間医療機関を含めること。

「緊密な連携体制」とは、歯科医師の往来又は患者の紹介が組織的に行われている等、診療及び臨床研修について機能的な連携が具体的に行われている状態をいうものであること。

ツ 協力型臨床研修施設及び連携型臨床研修施設として共同して臨床研修を行う病院又は診療所が、(3)の協力型臨床研修施設及び(4)連携型臨床研修施設の指定の基準に適合していること。

(3) 協力型臨床研修施設の指定の基準

厚生労働大臣は、協力型臨床研修施設の指定を受けようとする病院又は診療所の開設者から指定の申請があった場合において、当該病院又は診療所が次に掲げる事項に適合していると認めるときでなければ、協力型臨床研修施設の指定をしてはならないこと。

なお、アからシまでの各項目については、以下に特に定めるもののほか、(1)の各項目において示した内容に準じること。

ア 省令第2条に規定する臨床研修の基本理念にのっとり研修プログラムを有していること。

(ア)各協力型臨床研修施設において、連続した3月以上の研修を行うこと。

(イ) (ア)の規定に関わらず、複数の臨床研修施設が共同して次に掲げる基準を満たす研修を実施する場合には、各協力型臨床研修施設において、3月以上の研修を連続して行わないこととしても差し支えないこと。ただし、各協力型臨床研修施設において、合計3月以上の研修を行うこと。

① 5以下の臨床研修施設が共同して実施されること。

② 各臨床研修施設の所在地が研修歯科医の負担にならないように配慮されていること。

③ 各臨床研修施設が研修を行う期間が、協力型臨床研修施設にあつては(3)ア(イ)、連携型臨床研修施設にあつては(4)ア(ア)に適合していること。

④ 効果的な研修が実施できるよう、適切な研修期間を設定されていること。また、連携型臨床研修施設と共同して実施される場合は、各連携型臨床研修施設における研修期間の合計が各協力型臨床研修施設における研修期間の合計を上回らないようにすること。

⑤ 協力型臨床研修施設は、管理型臨床研修施設と協議の上、当該研修の運営を行うこと。

なお、複数の協力型臨床研修施設が当該研修を実施する場合は、当該研修を運営する協力型臨床研修施設を選定する。

イ 常に勤務する歯科医師が2人以上であり、指導歯科医を常勤で置くこと。

ウ 歯科又は歯科口腔外科を標榜していること。

エ 当該医療機関の開設歴が3年以上であること。

オ 臨床研修の実施に関し必要な施設及び設備を有していること。

カ 患者の病歴に関する情報を適切に管理していること。

キ 医療に関する安全管理のための体制を確保していること。

「医療に関する安全管理のための体制を確保していること」とは、特定機能病院並びに医師臨床研修病院を除く病院又は診療所において、(1)ケの(ア)の事項を満たし、(イ)及び(ウ)の事項については体制整備に努めることをいう。

なお、当該病院又は診療所内に患者からの相談に適切に応じる体制が確保されない場合にあつては、管理型臨床研修施設等に患者相談窓口を確保し、その活動の趣旨、設置場所、担当者及びその責任者、対応時間等について、患者等に明示すること。

ク 適切な指導体制を有していること。

当該施設における臨床研修の実施を管理する研修実施責任者を配置していること。

ケ 受け入れる研修歯科医の数が、臨床研修を行うために適切であること。

コ 研修歯科医の募集及び採用は、原則として、公募により行われること。

サ 研修歯科医に対する適切な処遇を確保していること。

シ 管理型臨床研修施設及び連携型臨床研修施設と共同して臨床研修を行う病院又は診療所が、(2)の管理型臨床研修施設及び(4)の連携型臨床研修施設の指定の基準に適合していること。

(4) 連携型臨床研修施設の指定の基準

厚生労働大臣は、連携型臨床研修施設の指定を受けようとする病院又は診療所の開設者から指定の申請があった場合において、当該病院又は診療所が次に掲げる事項に適合していると認めるときでなければ、連携型臨床研修施設の指定をしてはならないこと。

なお、アからサまでの各項目については、以下に特に定めるもののほか、(1)の各項目において示した内容に準じること。

ア 連携型臨床研修施設における研修プログラムは、臨床研修施設が策定する研修プログラムを補完する内容であること。なお、2以上の研修プログラムに基づいて臨床研修を行わないこと。

(ア) 当該施設で5日以上30日以内研修を行うことを目安とし、当該施設における研修方法は、(3)ア(イ)の内容を遵守すること。

(イ) 連携型臨床研修施設の名称、連携型臨床研修施設が行う研修の内容及び期間並びに研修実施責任者及び指導歯科医の氏名が研修プログラムに明示されていること

イ 常に勤務する歯科医師が1人以上であり、指導歯科医を常勤で置くこと。

ウ 歯科又はこれに関連した診療科を置いていること。

エ 当該医療機関の開設歴が3年以上であること。

オ 臨床研修の実施に関し必要な施設及び設備を有していること。

カ 患者の病歴に関する情報を適切に管理していること。

キ 医療に関する安全管理のための体制を確保していること。

「医療に関する安全管理のための体制を確保していること」とは、特定機能病院並びに医師臨床研修病院を除く病院又は診療所において、(1)ケの(ア)の事項を満たし、(イ)及び(ウ)の事項については体制整備に努めることをいう。

なお、当該病院又は診療所内に患者からの相談に適切に応じる体制が確保されない場合にあつては、管理型臨床研修施設等に患者相談窓口を確保し、その活動の趣旨、設置場所、担当者及びその責任者、対応時間等について、患者等に明示すること。

ク 適切な指導体制を有していること。

(ア) 当該施設における臨床研修の実施を管理する研修実施責任者を配置していること。

(イ) プログラム責任者等から以下のいずれかに該当する旨について推薦を受けていること。

ア) 指導歯科医が臨床研修の到達目標に含まれる特定の分野について豊富な症例を経験しており、同分野について効果的な指導ができる。

イ) へき地医療若しくは在宅歯科医療又は障害者に対する歯科診療等を実践しており、これらの項目を含めた研修プログラムの計画・実施ができる。

ケ 受け入れる研修歯科医の数が、臨床研修を行うために適切であること。

コ 研修歯科医に対する適切な処遇を確保していること。

サ 管理型臨床研修施設及び協力型臨床研修施設として共同して臨床研修を行う病院又は診療所が、(2)の管理型臨床研修施設及び(3)の協力型臨床研修施設の指定の基準に適合していること

(5) 厚生労働大臣は、臨床研修施設の指定の申請があつた場合において、当該病院又は診療所が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、臨床研修施設の指定をしてはならないこと。

ア 14(1)により臨床研修施設の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと。

イ その開設者又は管理者に医事に関する犯罪又は不正の行為があり、臨床研修を行うことが適当でないと認められること。

(6) (1)から(4)までの臨床研修施設の指定の基準については、臨床研修施設において年間を通じて常に遵守されていなければならないこと。

6 研修管理委員会等の要件

臨床研修を実施している間、指導歯科医等の研修歯科医の指導に当たる者は、適宜、研修歯科医ごとの研修の進捗状況を把握・評価し、修了基準に不足している部分を補い、あらかじめ定められた研修期間内に臨床研修を修了することができるよう配慮しなければならないこと。

(1) 研修管理委員会

ア 単独型臨床研修施設の研修管理委員会は、次に掲げる者を構成員に含まなければならないこと。

(ア) 当該病院又は診療所の管理者又はこれに準ずる者

(イ) 当該病院又は診療所の事務部門の責任者又はこれに準ずる者

(ウ) 当該研修管理委員会が管理するすべての研修プログラムのプログラム責任者

(エ) 研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあつては、すべての研修協力施設の研修実施責任者

イ 管理型臨床研修施設の研修管理委員会は、次に掲げる者を構成員に含まなければならないこと。

(ア) 当該病院又は診療所の管理者又はこれに準ずる者

- (イ) 当該病院又は診療所の事務部門の責任者又はこれに準ずる者
 - (ウ) 当該研修管理委員会が管理するすべての研修プログラムのプログラム責任者
 - (エ) 臨床研修施設群を構成するすべての協力型臨床研修施設及び連携型臨床研修施設の研修実施責任者
 - (オ) 研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあっては、すべての研修協力施設の研修実施責任者
- ウ 研修管理委員会の構成員には、当該臨床研修施設及び研修協力施設以外に所属する歯科医師、有識者等を含むこと。

エ 研修管理委員会は、研修プログラムの作成、研修プログラム相互間の調整、研修歯科医の管理及び研修歯科医の採用・中断・修了の際の評価等臨床研修の実施の統括管理を行うこと。

オ 研修管理委員会は、必要に応じてプログラム責任者や指導歯科医から研修歯科医ごとの研修進捗状況について情報提供を受ける等により、研修歯科医ごとの研修進捗状況を把握・評価し、修了基準に不足している部分についての研修が行えるよう配慮しなければならないこと。

カ 研修管理委員会は、研修プログラムの質の向上を図るため、研修プログラムの評価を行うこと。研修プログラムの評価には、研修歯科医の指導体制、研修歯科医が経験した平均症例数及び「歯科医師臨床研修の到達目標」の達成に必要な症例数を満たした研修歯科医の割合を含むこと。

キ 研修管理委員会は、各臨床研修施設における研修の実施状況や研修歯科医の受入状況などを常時把握すること。

なお、管理型臨床研修施設の研修管理委員会は、共同して臨床研修を行う協力型臨床研修施設及び連携型臨床研修施設の受入時期、受入人数及び他の臨床研修施設群への申請状況等を把握するとともに、協力型臨床研修施設における臨床研修が円滑に行われるよう、必要に応じて調整を図ること。その結果、協力型臨床研修施設において、3年以上研修歯科医の受入れがないときは、15に基づき臨床研修施設群から当該協力型臨床研修施設の削除を行うことができること。なお、この場合において、各協力型臨床研修施設の実績等を総合的に勘案すること。

ク 研修管理委員会は、研修管理委員会に関する規約等において臨時的研修管理委員会の開催等に関する事項を定めるなど、研修期間中に緊急な対応を要する事案が生じた場合に迅速に対応できるような体制の整備に努めること。

ケ 研修管理委員会は、会議に関する議事内容等を記録し、保管すること。

コ 研修管理委員会は、定期的な研修会を開催する等、指導歯科医等の資質向上に努めることが望ましいこと。

(2) 単独型臨床研修施設又は管理型臨床研修施設の管理者

単独型臨床研修施設又は管理型臨床研修施設の管理者（以下この項及び18から20までにおいて「管理者」という。）は、責任をもって、受け入れた研修歯科医についてあらかじめ定められた研修期間内に臨床研修が修了できるよう努めなければならないこと。

なお、研修歯科医に対して18（1）エの臨床研修中断証を交付するような場合においても、管理者は当該研修歯科医に対し、適切な進路指導を行うものであること。

(3) プログラム責任者

ア プログラム責任者は、単独型臨床研修施設又は管理型臨床研修施設の常勤の歯科医師であって、指導歯科医及び研修歯科医に対する指導を行うために必要な経験及び能力を有しているものでなければならないこと。

(ア) プログラム責任者は、研修プログラムごとに1人配置されることが望ましいが、複数の研修プログラムの管理を行ってもよいこと。また、研修実施責任者及び指導歯科医と兼務することは差し支えないこと。

(イ) 「指導歯科医及び研修歯科医に対する指導を行うために必要な経験及び能力を有しているもの」とは、指導歯科医の要件を満たす者であって、基本的・総合的診療についての指導を行うことのできる経験及び能力を有しているものをいうものであること。

イ プログラム責任者は、次に掲げる事項等研修プログラムの企画立案及び実施の管理並びに研修歯科医に対する助言、指導その他の援助を行うこと。

(ア) 研修プログラムの原案を作成すること。

(イ) 定期的に、さらに必要に応じて随時研修歯科医ごとに臨床研修の目標の達成状況を把握・評価し、研修プログラムにあらかじめ定められた研修期間の終了の時までに、修了基準に不足している部分についての研修が行えるよう指導歯科医に情報提供する等、すべての研修歯科医が臨床研修の目標を達成でき

るよう、全研修期間を通じて研修歯科医の指導を行うとともに、研修プログラムの調整を行うこと。

(ウ) 研修歯科医の臨床研修の休止に当たり、研修休止の理由の正当性を判定すること。

(エ) 研修プログラムにあらかじめ定められた研修期間の終了の際に、研修管理委員会に対して、研修歯科医ごとに臨床研修の目標の達成状況を報告すること。

ウ プログラム責任者は、プログラム責任者講習会（医療関係者研修費等補助金歯科医師臨床研修指導医講習会事業により開催されたもの）を受講することが望ましいこと。

(4) 指導歯科医等

ア 指導歯科医は、常に勤務する歯科医師であって研修歯科医に対する指導を行うために必要な経験及び能力を有しているものでなければならないこと。

(ア) 「研修歯科医に対する指導を行うために必要な経験及び能力を有しているもの」とは、一般歯科診療についての的確に指導し、適正に評価を行うことができ、以下の①、②のいずれかの条件に該当する者であること。なお、臨床経験には、臨床研修を行った期間を含めて差し支えないこと。

① 7年以上の臨床経験を有する者であって、指導歯科医講習会（一般財団法人歯科医療振興財団主催又は「歯科医師の臨床研修に係る指導歯科医講習会の開催指針」（平成16年6月17日付け医政発第0617001号）にのっとり開催されたもの）を受講していること。なお、都道府県歯科医師会会長の推薦があることが望ましいこと。

② 5年以上の臨床経験を有する者であって、日本歯科医学会・専門分科会の認定医・専門医の資格を有し、指導歯科医講習会（一般財団法人歯科医療振興財団主催又は「歯科医師の臨床研修に係る指導歯科医講習会の開催指針について」（平成16年6月17日付け医政発第0617001号）にのっとり開催されたもの）を受講していること。

(イ) 指導歯科医は、臨床研修指導のための研さんを続けなければならないこと。

イ 指導歯科医は、担当する分野における研修期間中、研修歯科医ごとに臨床研修の目標の達成状況を把握し、研修歯科医に対する指導を行い、適宜、研修歯科医の評価をプログラム責任者に報告すること。

(ア) 指導歯科医は、研修歯科医の評価に当たっては、当該研修歯科医の指導を行い、又は研修歯科医と共に業務を行った歯科医師、歯科衛生士その他の職員と十分情報を共有し、各職員による評価を把握した上で、責任を持って評価を行わなければならないこと。

(イ) 指導歯科医は研修歯科医と十分意志疎通を図り、実際の状況と評価に乖離が生じないように努めなければならないこと。

(ウ) 研修歯科医による指導歯科医の評価についても、指導歯科医の資質の向上に資すると考えられることから、実施することが望ましいこと。

ウ 研修協力施設等における研修実施責任者や指導者についても、指導歯科医と同様の役割を担うものであること。

7 臨床研修施設指定証の交付

厚生労働大臣は、臨床研修施設を指定した場合にあっては、当該指定を受けた病院又は診療所に対して臨床研修施設指定証を交付すること。

なお、臨床研修施設指定証の交付を受けた臨床研修施設の開設者は、当該指定が取り消されたときは臨床研修施設指定証を、当該病院又は診療所の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。

8 臨床研修施設の変更の届出

(1) 単独型臨床研修施設又は管理型臨床研修施設の変更の届出

ア 単独型臨床研修施設又は管理型臨床研修施設の開設者は、当該病院又は診療所に関する次に掲げる事項に変更が生じたときは、その日から起算して1月以内に、臨床研修施設変更届出書1（様式1）をもって、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならないこと。

(ア) 開設者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）

(イ) 管理者の氏名

(ウ) 名称

(エ) 診療科名

(オ) 病床の種別ごとの病床数

(カ) 研修管理委員会の構成員

- (キ) プログラム責任者
- (ク) 指導歯科医及びその担当分野
- (ケ) 研修歯科医の処遇に関する事項
- (コ) 研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあつては、当該研修協力施設に係る次に掲げる事項
 - ① 開設者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）
 - ② 管理者の氏名
 - ③ 名称
 - ④ 研修歯科医の処遇に関する事項
 - ⑤ 研修歯科医の指導を行う者及びその担当分野
 - ⑥ 研修協力施設が医療機関である場合にあつては、次に掲げる事項
 - (i) 診療科名
 - (ii) 病床の種別ごとの病床数

イ 臨床研修施設変更届出書1は、当該病院又は診療所の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。

ウ 共同して臨床研修を行う協力型臨床研修施設及び連携型臨床研修施設から臨床研修施設変更届出書2の送付を受けた管理型臨床研修施設の開設者は、速やかに当該臨床研修施設変更届出書2を当該管理型臨床研修施設の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。

(2) 協力型臨床研修施設及び連携型臨床研修施設の変更の届出

協力型臨床研修施設及び連携型臨床研修施設の開設者は、当該病院又は診療所に関する次に掲げる事項に変更が生じたときは、その日から起算して1月以内に、臨床研修施設変更届出書2（様式2）をもって、その旨を共同して臨床研修を行う管理型臨床研修施設の開設者を經由して厚生労働大臣に届け出なければならないこと。

- ア 開設者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）
- イ 管理者の氏名
- ウ 名称
- エ 診療科名
- オ 病床の種別ごとの病床数
- カ 指導歯科医及びその担当分野
- キ 研修歯科医の処遇に関する事項

9 研修プログラムの変更又は新設の届出

(1) 研修プログラムの変更

研修プログラムの変更とは、研修プログラムのうち、次に掲げる事項を変更することをいうものであること。

- ア 臨床研修の目標（「歯科医師臨床研修の到達目標」の達成に必要な症例数や研修内容を含む。）
- イ 臨床研修を行う分野
- ウ 臨床研修を行う分野ごとの研修期間
- エ 臨床研修を行う分野ごとの臨床研修を行う病院、診療所又は施設
- オ 研修プログラムの募集定員
- カ 研修プログラムの名称

(2) 単独型臨床研修施設の研修プログラムの変更又は新設の届出

ア 単独型臨床研修施設の開設者は、研修プログラムを変更する場合又は新たに研修プログラムを設ける場合には、当該研修プログラムに基づく臨床研修を行おうとする年度の前年度の4月30日までに、当該研修プログラムに関し、次に掲げる書類を添えて、臨床研修施設変更届出書1（様式1）を厚生労働大臣に提出しなければならないこと。

- (ア) 変更又は新設に係る研修プログラム（研修プログラムの変更の場合にあつては、変更前及び変更後の研修プログラム）
- (イ) 研修プログラムの変更の場合にあつては、変更する箇所を記載した書類（変更部分に下線を付した変更前及び変更後の研修プログラムでも差し支えない。）
- (ウ) 研修協力施設と共同して臨床研修を行おうとする場合にあつては、研修協力施設となる施設に係る研

修協力施設概況表（様式2）

イ 臨床研修施設変更届出書1及び添付書類は、当該病院又は診療所の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。

(3) 管理型臨床研修施設の研修プログラムの変更又は新設の届出

ア 管理型臨床研修施設の開設者は、研修プログラムを変更する場合又は新たに研修プログラムを設ける場合には、当該研修プログラムに基づく臨床研修を行おうとする年度の前年度の4月30日までに、当該研修プログラムに関し、次に掲げる書類を添えて、臨床研修施設変更届出書（様式1）を厚生労働大臣に提出しなければならないこと。

(ア) 変更又は新設に係る研修プログラム（研修プログラムの変更の場合にあつては、変更前及び変更後の研修プログラム）

(イ) 研修プログラムの変更の場合にあつては、変更する箇所を記載した書類（変更部分に下線を付した変更前及び変更後の研修プログラムでも差し支えない。）

(ウ) 研修協力施設と共同して臨床研修を行おうとする場合にあつては、研修協力施設となる施設に係る研修協力施設概況表（様式2）

イ 管理型臨床研修施設の開設者は、当該病院又は診療所に関する臨床研修施設変更届出書1及び添付書類と、共同して臨床研修を行う協力型臨床研修施設及び連携型臨床研修施設に関する臨床研修施設変更届出書2（様式2）とを一括して、当該管理型臨床研修施設の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。

(4) 協力型臨床研修施設又は連携型臨床研修施設の研修プログラムの変更又は新設の届出

協力型臨床研修施設又は連携型臨床研修施設の開設者は、研修プログラムを変更する場合又は新たに研修プログラムを設ける場合には、当該研修プログラムに基づく臨床研修を行おうとする年度の前年度の4月30日までに、当該研修プログラムに関し、臨床研修施設変更届出書2（様式2）を、共同して臨床研修を行う管理型臨床研修施設の開設者を經由して厚生労働大臣に提出しなければならないこと。

(5) 現に研修歯科医を受け入れている臨床研修施設は、当該研修歯科医が研修を修了し、又は中断するまでの間、当該研修歯科医が受ける臨床研修に係る研修プログラムの変更をしてはならないこと。

(6) (5)にかかわらず、やむを得ない場合にあつては、研修プログラムの変更を行うことも認められること。この場合において、臨床研修施設の開設者は、速やかに、(2)から(4)までの届出を行わなければならないこと。

10 臨床研修施設の行う臨床研修

臨床研修施設は、臨床研修施設の指定申請の際に提出し、又は研修プログラムの変更若しくは新設の届出を行った研修プログラム以外の研修プログラムに基づいて臨床研修を行ってはならないこと。

11 研修歯科医の募集の際の研修プログラム等の公表

臨床研修施設の管理者は、研修歯科医の募集を行おうとするときは、あらかじめ、研修プログラムとともに、次に掲げる事項を公表しなければならないこと。

(1) 研修プログラムの名称及び概要

(2) 研修歯科医の募集定員並びに募集及び採用の方法

(3) 研修の開始時期

(4) 研修歯科医の処遇に関する事項

(5) 臨床研修施設の指定について申請中である場合には、その旨

(6) 研修プログラムの変更又は新設の届出を行った場合（当該届出を行おうとしている場合を含む。）には、その旨

12 臨床研修施設の年次報告

(1) 単独型臨床研修施設の年次報告

ア 単独型臨床研修施設の開設者は、毎年4月30日までに、当該病院又は診療所に関する年次報告書1（様式1）に、現に行っている臨床研修に係る研修プログラムを添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならないこと。また、研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあつては、研修協力施設概況表（様式2）を添付すること。

イ 年次報告書 1 及び添付書類は、当該病院又は診療所の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。

(2) 管理型臨床研修施設の年次報告

ア 管理型臨床研修施設の開設者は、毎年 4 月 30 日までに、当該病院又は診療所に関する年次報告書 1 に、現に行っている臨床研修に係る研修プログラムを添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならないこと。また、研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあっては、研修協力施設概況表（様式 2）を添付すること。

イ 管理型臨床研修施設の開設者は、当該病院又は診療所に関する年次報告書 1 及び添付書類と、共同して臨床研修を行う協力型臨床研修施設及び連携型臨床研修施設に関する年次報告書 2 とを一括して、当該管理型臨床研修施設の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。

(3) 協力型臨床研修施設又は連携型臨床研修施設の年次報告

協力型臨床研修施設又は連携型臨床研修施設の開設者は、毎年 4 月 30 日までに、当該病院又は診療所に関する年次報告書 2（様式 2）を、共同して臨床研修を行う管理型臨床研修施設の開設者を経由して厚生労働大臣に提出しなければならないこと。

1 3 臨床研修施設に対する厚生労働大臣の報告の徴収及び指示

(1) 厚生労働大臣は、臨床研修の実施に関し必要があると認めるときは、臨床研修施設の開設者又は管理者に対して報告を求めることができること。

(2) 厚生労働大臣は、研修プログラム、指導体制、施設、設備、研修歯科医の処遇その他の臨床研修の実施に関する事項について適当でないと認めるときは、臨床研修施設の開設者又は管理者に対して必要な指示をすることができること。

(3) 厚生労働大臣は、臨床研修施設群については、管理型臨床研修施設の開設者又は管理者に対し、協力型臨床研修施設及び連携型臨床研修施設に関する (1) の報告の徴収又は (2) の必要な指示をすることができること。

1 4 臨床研修施設の指定の取消し

(1) 厚生労働大臣は、臨床研修施設が次のいずれかに該当するときは、法第 16 条の 2 第 2 項の規定により臨床研修施設の指定を取り消すことができること。

ア 臨床研修施設の区分ごとに、5 (1) から (4) までのそれぞれの臨床研修施設の指定の基準に適合しなくなったとき。

イ 単独型臨床研修施設及び管理型臨床研修施設において、3 年以上研修歯科医の受入れがないとき。

ウ 協力型臨床研修施設にのみ指定されている施設がすべての臨床研修施設群から外れたとき。

エ 5 (5) イに該当するに至ったとき。

オ 6 及び 8 から 12 までに違反したとき。

カ その開設者又は管理者が、1 3 (2) の指示に従わないとき。

(2) 臨床研修施設群を構成する臨床研修施設の指定の取消し

厚生労働大臣は、臨床研修施設群の臨床研修施設の構成に変化がある場合には、当該臨床研修施設群に係る一又は二以上の臨床研修施設の指定を同時に取り消すことができるものとする。取消しを行う場合においては、関係する臨床研修施設の開設者は、1 6 の手続に従い、臨床研修施設の指定の取消しの申請を行わなければならないこと。

1 5 臨床研修施設群の構成の変更

臨床研修施設群において協力型臨床研修施設又は連携型臨床研修施設の加除を行ったうえで、再度、同様の臨床研修を行おうとする管理型臨床研修施設の開設者は、臨床研修を開始しようとする年度の前年度の 6 月 30 日までに、当該管理型臨床研修施設に関する臨床研修施設申請書 1（様式 1）及び当該臨床研修施設群におけるすべての研修プログラムを添え厚生労働大臣に提出しなければならないこと。

なお、新たに研修協力施設として臨床研修を行おうとする施設がある場合には、研修協力施設概況表（様式 2）を添付すること。

当該臨床研修施設群において新たに協力型臨床研修施設又は連携型臨床研修施設として臨床研修を行おうとする病院又は診療所の開設者は、既に臨床研修施設として指定を受けている場合であっても、当該病院又は診

療所に関する臨床研修施設申請書 2（様式 2）を管理型臨床研修施設の開設者を經由して厚生労働大臣に提出しなければならないこととし、当該臨床研修施設群における協力型臨床研修施設又は連携型臨床研修施設の指定の取消しを受けようとする施設は 16（3）の手續に従うこと。

この場合において、管理型臨床研修施設の開設者は、当該管理型臨床研修施設に関する臨床研修施設申請書 1 等に新たに研修協力施設として登録しようとする施設の研修協力施設概況表等を添付し、新たに共同して臨床研修を行うこととなる病院又は診療所に関する臨床研修施設申請書 2 等及び指定の取消しを受けようとする協力型臨床研修施設又は連携型臨床研修施設の指定取消申請書（様式 3）とを一括して、当該管理型臨床研修施設の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付しなければならないこと。

16 臨床研修施設の指定の取消しの申請

(1) 単独型臨床研修施設の指定の取消しの申請

ア 単独型臨床研修施設の開設者は、臨床研修施設の指定の取消しを受けようとするときは、あらかじめ指定取消申請書（様式 3）を厚生労働大臣に提出しなければならないこと。

イ 指定取消申請書は、当該病院又は診療所の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。

(2) 管理型臨床研修施設の指定の取消しの申請

ア 管理型臨床研修施設の開設者は、臨床研修施設の指定の取消しを受けようとするときは、あらかじめ指定取消申請書（様式 3）を厚生労働大臣に提出しなければならないこと。

イ 管理型臨床研修施設の開設者は、当該病院又は診療所に関する指定取消申請書と、共同して臨床研修を行う協力型臨床研修施設及び連携型臨床研修施設に関する指定取消申請書とを一括して、当該管理型臨床研修施設の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。

(3) 協力型臨床研修施設又は連携型臨床研修施設の指定の取消しの申請

協力型臨床研修施設又は連携型臨床研修施設の開設者は、臨床研修施設の指定の取消しを受けようとするときは、あらかじめ指定取消申請書（様式 3）を、共同して臨床研修を行う管理型臨床研修施設の開設者を經由して厚生労働大臣に提出しなければならないこと。

(4) 厚生労働大臣は、(1) から (3) までの申請があった場合において、当該臨床研修施設の指定を取り消すことが相当と認めるときは、その指定を取り消すことができること。

17 臨床研修の評価

(1) 研修期間中の評価

研修期間中の評価は、形成的評価により行うことが重要であり、研修歯科医ごとの知識・態度・技能に価値ある変容をもたらすことを主な目的とすること。

研修歯科医及び指導歯科医は、「臨床研修の到達目標」に記載された個々の項目について、研修歯科医が実際にどの程度履修したか随時記録を行うものであること。

研修の進捗状況の記録については、研修歯科医手帳を利用するほか、インターネットを用いた評価システムなどの活用も考えられること。

指導歯科医等は、定期的に、さらに必要に応じて随時研修歯科医ごとに研修の進捗状況を把握・評価し、研修歯科医が修了基準に不足している部分を研修できるよう配慮すると共に、評価結果を研修歯科医にも知らせ、研修歯科医及び指導スタッフ間で評価を共有し、より効果的な研修へとつなげるものであること。

(2) 研修期間終了時の評価

研修歯科医の研修期間の終了に際し、プログラム責任者は、研修管理委員会に対して研修歯科医ごとの症例数や臨床研修の目標の達成状況を報告し、その報告に基づき、研修管理委員会は研修の修了認定の可否についての評価を行うこと。

評価は、研修実施期間の評価及び臨床研修終了時の到達目標の達成度の評価（行動目標等の達成度の評価及び臨床歯科医としての適性の評価）に分けて行い、両者の基準が満たされた時に修了と認めるものであること。

18 臨床研修の中断及び再開

(1) 臨床研修の中断

ア 基本的な考え方

臨床研修の中断とは、現に臨床研修を受けている研修歯科医について研修プログラムにあらかじめ定められた研修期間の途中で臨床研修を中止することをいうものであること。

イ 中断の基準

中断には、「研修歯科医が臨床研修を継続することが困難であると研修管理委員会が評価、勧告した場合」と「研修歯科医から管理者に申し出た場合」の2通りがあること。

管理者が臨床研修の中断を認めることができるのは、以下のような正当な理由がある場合であり、例えば、臨床研修施設の研修歯科医に対する不満又は研修歯科医の臨床研修施設に対する不満のように、改善の余地がある場合については中断を認めるものではないこと。

(ア) 研修歯科医が臨床研修を継続することが困難であると研修管理委員会が評価、勧告した場合

- ①当該臨床研修施設の廃院、指定の取消しその他の理由により、当該研修施設が認定を受けた研修プログラムの実施が不可能な場合
- ②研修歯科医が臨床歯科医としての適性を欠き、当該臨床研修施設の指導、教育によっても改善が不可能な場合
- ③その他正当な理由がある場合

(イ) 研修歯科医から管理者に申し出た場合

- ①妊娠、出産、育児、傷病等の理由により臨床研修を中止する場合
- ②研修、留学等の多様なキャリア形成のため、臨床研修を中止する場合
- ③その他正当な理由がある場合

ウ 中断の手順

(ア) 研修管理委員会は、研修歯科医が臨床研修を継続することが困難であると認める場合には、当該研修歯科医がそれまでに受けた臨床研修に係る当該研修歯科医の評価を行い、管理者に対し、当該研修歯科医の臨床研修を中断することを勧告することができること。

(イ) 管理者は、(ア)の勧告又は研修歯科医の申出を受けて、当該研修歯科医の臨床研修を中断することができること。

(ウ) 臨床研修の中断の検討を行う際には、管理者及び研修管理委員会は当該研修歯科医及びプログラム責任者や他の研修指導関係者と十分話し合い、当該研修歯科医の臨床研修に関する正確な情報を十分に把握するものであること。また、臨床研修を再開する場所についても併せて検討すること。

なお、必要に応じて、それらの経緯や状況等の記録を残し、中断という判断に至る場合には、当該研修歯科医が納得する判断となるよう努めなければならないこと。また、必要に応じて事前に管轄する地方厚生局健康福祉部医事課に相談をすること。

エ 中断した場合

管理者は、研修歯科医の臨床研修を中断した場合には、当該研修歯科医の求めに応じて、速やかに、当該研修歯科医に対して、当該研修歯科医に関する次に掲げる事項を記載した臨床研修中断証（様式4）を交付しなければならないこと。このとき、管理者は、臨床研修の再開のための支援を行うことを含め、適切な進路指導を行わなければならないこと。さらに、管理者は、速やかに、臨床研修中断報告書（様式5）及び当該中断証の写しを管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。

(ア) 氏名、歯科医籍の登録番号及び生年月日

(イ) 中断した臨床研修に係る研修プログラムの名称

(ウ) 臨床研修を行った臨床研修施設（研修協力施設と共同して臨床研修を行った場合にあつては、臨床研修施設及び研修協力施設）の名称

(エ) 臨床研修を開始し、及び中断した年月日

(オ) 臨床研修を中断した理由

(カ) 臨床研修を中断した時までの臨床研修の内容及び研修歯科医の評価

(2) 臨床研修の再開

臨床研修を中断した者は、自己の希望する臨床研修施設に、臨床研修中断証を添えて、臨床研修の再開を申し込むことができること。この場合において、臨床研修再開の申込を受けた臨床研修施設の管理者は、当該研修歯科医の臨床研修中断証の内容を考慮した研修プログラムで研修を行わなければならないこと。

なお、当該管理者は、研修再開の日から起算して1月以内に、臨床研修の修了基準を満たすための履修計画表（様式6）を、管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。

19 臨床研修の修了

(1) 臨床研修の修了基準

ア 研修実施期間の評価

管理者は、研修歯科医が研修期間（原則として1年間）の間に、以下に定める休止期間の上限を減じた日数以上の研修を実施しなければ修了と認めてはならないこと。

(ア) 休止の理由

研修休止の理由として認めるものは、傷病、妊娠、出産、育児その他正当な理由（研修プログラムで定められた年次休暇を含む）であること。

(イ) 必要履修期間等についての基準

研修期間（原則として1年間）を通じた休止期間の上限は45日（研修機関（施設）において定める休日は含めない。）とすること。

(ウ) 休止期間の上限を超える場合の取扱い

研修期間終了時に当該研修歯科医の研修休止期間が45日を超える場合には、未修了とするものであること。この場合、原則として引き続き同一の研修プログラムで研修を行い、45日を超えた日数分以上の日数の研修を行うこと。

(エ) プログラム責任者の役割

プログラム責任者は、研修休止の理由の正当性を判定し、履修期間の把握を行わなければならないこと。研修歯科医が修了基準を満たさなくなる恐れがある場合には、事前に研修管理委員会に報告・相談するなどして対策を講じ、当該研修歯科医があらかじめ定められた研修期間内に研修を修了できるように努めなければならないこと。

イ 臨床研修の到達目標（臨床歯科医としての適性を除く。）の達成度の評価

管理者は、研修歯科医があらかじめ定められた研修期間を通じ、各到達目標について達成したか否かの評価を行い、少なくとも到達目標に示されたすべての項目について目標を達成しなければ、修了と認めてはならないこと。

基本習熟コースの到達目標については、研修歯科医が医療の安全を確保し、かつ、患者に不安を与えずに行うことができる場合に当該項目を達成したと考えるものであること。

基本習得コースの到達目標については、臨床研修修了後、早期に習熟すべき項目であり、臨床研修中に頻度高く臨床経験した場合に当該項目を達成したと考えるものであること。

ウ 臨床歯科医としての適性の評価

管理者は、研修歯科医が以下に定める各項目のいずれかに該当する場合は、修了と認めてはならないこと。

臨床歯科医としての適性の評価は非常に困難であり、極めて慎重な検討が必要であること。なお、原則として、単一の臨床研修施設、特に一人の指導歯科医のみでは、その程度が著しい場合を除き臨床歯科医としての適性の判断を行うべきではなく、少なくとも複数の指導歯科医の評価、あるいは複数の臨床研修施設における臨床研修を経た後に評価を行うことが望ましいこと。

(ア) 安心、安全な医療の提供ができない場合

医療安全の確保が危ぶまれる、又は患者との意志疎通に欠け不安感を与える場合等には、まず、指導歯科医が中心となって、当該研修歯科医が患者に被害を及ぼさないよう十分注意しながら、指導・教育するものであること。十分な指導にもかかわらず改善がみられず、患者に被害を及ぼすおそれがある場合には、研修管理委員会において未修了や中断と判断することもやむを得ないこと。

一般常識を逸脱する、就業規則を遵守できない、チーム医療を乱す等の問題に関しては、まず当該臨床研修施設において、十分指導・教育を行うこと。原則として、あらかじめ定められた臨床研修期間を通じて指導・教育し、それでもなお医療の適切な遂行に支障を来す場合には、未修了や中断と判断することもやむを得ないこと。

また、研修歯科医本人の重大な傷病によって適切な診療行為が行えず、医療安全の確保が危ぶまれる、又は患者に不安感を与える等の場合にも、未修了や中断と判断することもやむを得ないこと。なお、傷病又はそれに起因する障害等により当該臨床研修施設では研修不可能であるが、それを補完・支援する環境が整っている他の臨床研修施設で研修可能な場合には、管理者は、当該研修歯科医が現に受けている研修プログラムを中断し、引き続き、当該研修歯科医が研修可能な別の臨床研修施設の研修プログラ

ムを受けることを可能とすること。

(イ) 法令・規則が遵守できない者

医道審議会の処分対象となる者の場合には、歯科医師法（昭和23年法律第202号）第7条の2第1項の規定に基づく再教育研修を行うことになること。再教育にもかかわらず改善せず、患者に被害を及ぼす恐れがある場合には、未修了、中断の判断もやむを得ないものとする。

(2) 臨床研修の修了認定

ア 研修管理委員会は、研修歯科医の研修期間の終了に際し、臨床研修に関する当該研修歯科医の評価を行い、管理者に対し、当該研修歯科医の評価を報告しなければならないこと。この場合において、研修管理委員会は、臨床研修中断証を提出し臨床研修を再開した研修歯科医については、当該臨床研修中断証に記載された当該研修歯科医の評価を考慮するものとする。

イ 管理者は、アの評価に基づき、研修歯科医が臨床研修を修了したと認めるときは、速やかに、当該研修歯科医に対して、当該研修歯科医に関する次に掲げる事項を記載した臨床研修修了証（様式7）を交付しなければならないこと。

(ア) 氏名、歯科医籍の登録番号及び生年月日

(イ) 修了した臨床研修に係る研修プログラムの名称

(ウ) 臨床研修を開始し、及び修了した年月日

(エ) 臨床研修を行った臨床研修施設（研修協力施設と共同して臨床研修を行った場合にあっては、臨床研修施設及び研修協力施設）の名称

ウ 管理者は、イに基づく臨床研修修了証の交付後1月以内に、臨床研修修了証を交付した研修歯科医の氏名及び生年月日を記載した臨床研修修了者一覧表（様式8）を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課に提出すること。

また、修了した研修歯科医に歯科医籍への登録申請を行うよう指導すること。

(3) 臨床研修の未修了

ア 基本的な考え方

臨床研修の未修了とは、研修歯科医の研修期間の終了に際する評価において、研修歯科医が臨床研修の修了基準を満たしていない等の理由により、管理者が当該研修歯科医の臨床研修を修了したと認めないことをいうものであり、原則として、引き続き同一の研修プログラムで研修を行うことを前提としたものであること。

未修了の検討を行う際には、管理者及び研修管理委員会は当該研修歯科医及び研修指導関係者と十分話し合い、当該研修歯科医の研修に関する正確な情報を十分に把握するものであること。

これらを通じて、最終的に未修了という判断に至る場合であっても、当該研修歯科医が納得するよう努めなければならないこと。なお、このような場合においては、経緯や状況等の記録を残しておく必要があること。また、必要に応じて事前に管轄する地方厚生局健康福祉部医事課に相談をすること。

イ 未修了の手順

管理者は、(2)アの評価に基づき、研修歯科医が臨床研修を修了していないと認めるときは、速やかに、当該研修歯科医に対して、理由を付して、その旨を文書（様式9）で通知しなければならないこと。

ウ 未修了とした場合

当該研修歯科医は原則として引き続き同一の研修プログラムで研修を継続することとなるが、その場合には、研修プログラムの定員を超えてしまう事もあり得ることから、指導歯科医1人当たりの研修歯科医数や研修歯科医1人当たりの症例数等について、研修プログラムに支障を来さないよう、十分に配慮しなければならないこと。

なお、未修了とした場合には、管理者は、研修を継続させる前に、当該研修歯科医が臨床研修の修了基準を満たすための履修計画表（様式10）を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。

20 臨床研修施設の記録の保存

(1) 管理者は、帳簿を備え、臨床研修を受けた研修歯科医に関する次の事項を記載し、当該研修歯科医が臨床研修を修了し、又は中断した日から5年間保存しなければならないこと。

ア 氏名、歯科医籍の登録番号及び生年月日

イ 修了し、又は中断した臨床研修に係る研修プログラムの名称

ウ 臨床研修を開始し、及び修了し、又は中断した年月日

- エ 臨床研修を行った臨床研修施設（研修協力施設と共同して臨床研修を行った場合にあっては、臨床研修施設及び研修協力施設）の名称
 - オ 修了し、又は中断した臨床研修の内容及び研修歯科医の評価
 - カ 臨床研修を中断した場合にあっては、臨床研修を中断した理由
- (2) (1)に定める保存は、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）による記録に係る記録媒体により行うことができること。

2.1 大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修施設の特例

大学病院と共同して臨床研修を行うことにより、管理型臨床研修施設、協力型臨床研修施設又は連携型臨床研修施設の指定を受けようとする者に対する5(2)から(4)までの臨床研修施設の指定の基準の適用については、当該大学病院を管理型臨床研修施設、協力型臨床研修施設又は連携型臨床研修施設の指定を受けようとする者とみなすこと。

2.2 国の開設する臨床研修施設の特例

国の開設する臨床研修施設の特例については、省令の定めによること。

2.3 都道府県を経由した事務手続を希望する都道府県の取扱い

地域における臨床研修施設の研修状況を把握するため、希望する都道府県は、以下(1)に定める事務書類を都道府県経由で厚生労働大臣に提出する方法を選択することができる。

- (1) 都道府県を経由して提出することのできる事務書類は、以下のとおりとする。
- ア 臨床研修施設の指定の申請
 - イ 臨床研修施設の変更の届出
 - ウ 研修プログラムの変更又は新設の届出
 - エ 臨床研修施設の年次報告
 - オ 臨床研修施設の指定の取消しの申請
- (2) 都道府県経由での事務手続を希望する場合は、以下のとおり行う。
- ア 都道府県は、毎年4月30日までに管轄する地方厚生局健康福祉部医事課に対し、都道府県を経由して提出する事務の種類及び事務ごとの病院から都道府県への提出期限を申請する。
 - イ 地方厚生局健康福祉部医事課が、アの申請内容を確認する。
 - ウ 都道府県は、臨床研修施設に対し、都道府県に提出する事務の種類及び事務ごとの都道府県への提出期限を通知する。
 - エ 都道府県は、申請した各事務について、臨床研修施設から提出された書類に形式的な不備がないか確認し、本通知に定める期限までに地方厚生局健康福祉部医事課に提出する。

2.4 施行期日等

- (1) 省令は、公布の日から施行すること。
- (2) 省令は、改正法附則第1条第2号に掲げる規定の施行の際現に改正法第5条の規定による改正前の法第16条の2第1項の規定による指定を受けている病院又は診療所が、改正法附則第1条第2号に掲げる規定の施行の際現に歯科医師免許を受けている者及び当該規定の施行前に歯科医師免許の申請を行った者であって当該規定の施行後に歯科医師免許を受けた者に対して臨床研修を行う場合には、適用されないこと。すなわち、次に掲げる臨床研修を行う場合には、省令は適用されないこと。
- ア 平成18年4月1日以前に開始される臨床研修
 - イ 平成18年4月1日以後に開始される臨床研修であって、同日前に法第16条の2第1項の指定を受けている病院又は診療所が、同日前に歯科医師免許を受けている者及び同日前に歯科医師免許の申請を行った者であって同日以後に歯科医師免許を受けた者に対して行うもの
- (3) (2)ア及びイの臨床研修を行う場合における臨床研修施設の指定の申請手続、指定の基準等については、「歯科医師の臨床研修を行う施設の指定に係る手続等について」（平成14年6月26日付け医政発第0626002号）及び「歯科医師臨床研修施設の指定基準等について」（平成10年4月13日付け健政発第511号）によるものであること。
- (4) 平成18年4月1日以後に開始される臨床研修であって、(2)イ以外のものを行う場合には、省令が適

用されること。この場合においては、臨床研修施設の指定を受けようとする病院又は診療所の開設者は、省令の規定に従い、臨床研修施設の指定の申請を行わなければならない。また、同日前に法第16条の2第1項の指定を受けている病院又は診療所についても、省令の規定に従い、臨床研修を行わなければならないものであること。

- (5) 平成18年4月1日前に法第16条の2第1項の規定による指定を受けている病院又は診療所については、改正法附則第12条（指定病院等に係る経過措置）の規定により、改正法による改正後の法第16条の2第1項の規定による指定を受けている病院又は診療所とみなされるものであること。具体的には、同日前に、単独で臨床研修施設の指定を受けている病院については省令に基づく単独型臨床研修施設と、主たる施設の指定を受けている病院については省令に基づく管理型臨床研修施設と、従たる施設の指定を受けている病院又は診療所については省令に基づく協力型臨床研修施設とみなされるものであること。

第3 検討規定

厚生労働大臣は、制度の検証及び実態把握に努め、省令の施行後5年以内に、省令の規定について所要の検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしたこと。

臨床研修施設申請書1/臨床研修施設変更届出書1/年次報告書1

(単独型・管理型臨床研修施設用)

手続き年月日	
--------	--

施設番号(既取得施設のみ記入)	000000
施設名	
開設者氏名(法人の名称)	

※(1.有 2.無)のように選択形式の項目は、該当する番号を記入すること。複数選択可。

手続きの種別 ※複数選択可	1. 指 定(群構成の変更) 2. 施設の変更 3. プログラムの新設又は変更 4. 年次報告	
	2(施設変更の届出)又は3(プログラムの変更の届出)を選択する場合は、変更する項目番号を記載すること。	
手続きを行う施設の型	1. 単独型臨床研修施設 2. 管理型臨床研修施設	

書類の作成責任者の氏名及び連絡先 ※実際に運用に携わっている歯科医師臨床研修担当者の連絡先を記入すること。	(フリガナ)	
	氏名	
	役職	
	連絡先電話番号	
	E-mail	

1 施設の名称	(フリガナ) 名称	
2 施設の所在地	〒	
	都道府県	
	所在地	
	電話	
	FAX	
3 施設の開設者の氏名 (法人の名称)	(フリガナ) 氏名	
4 施設の開設者の住所 (法人の主たる事務所の所在地)	〒	
	都道府県	
	所在地	
	電話	
	FAX	
5 施設の開設年月		
6 施設の管理者の氏名	(フリガナ) 氏名	
7 施設のホームページ	http://	
8 歯科医師(研修歯科医含まず。)の員数	常に勤務する歯科医師	名
	うち指導歯科医数	名
9 歯科衛生士の員数	常勤換算	名
10 看護師の員数	常勤換算	名
11 診療科名 ※当該施設の医療法上の標ぼう科名について該当する番号を全て記入し、それ以外の医科の診療科を有する場合には、その他欄に記入すること。	標ぼう診療科 1. 歯科 2. 歯科口腔外科 3. 小児歯科 4. 矯正歯科	
	その他(医科)	
12 医療法上の許可病床数	歯科	床
	歯科以外	床

臨床研修施設申請書1/臨床研修施設変更届出書1/年次報告書1

(単独型・管理型臨床研修施設用)

施設番号:	000000
施設の名称:	

13 歯科設備状況 ※「経皮的酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)」と「血圧計」は、「生体モニター」に組み込まれている場合も、それぞれの数に含めること。	歯科用診療台		台	
	デンタルエックス線装置		台	
	パノラマ断層撮影装置		台	
	オートクレーブ		台	
	口腔内画像処理システム		台	
	生体モニター		台	
	自動体外式除細動器(AED)		台	
	経皮的酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)		台	
	酸素ボンベ及び酸素マスク		セット	
	血圧計		台	
	救急蘇生セット		セット	
	歯科用吸引装置(口腔外)		台	
	14 病歴管理体制	病歴管理の責任者の氏名及び役職	(フリガナ) 氏名 役職	
診療録の保存期間			()年間保存	
診療録の保存方法 右の欄から選んで番号を記入すること。		1. 文書 2. 電子媒体 9. その他 その他の場合(具体的に)		
15 医療安全管理体制		安全管理者 複数名いる場合には代表者を記入すること。	(フリガナ) 氏名 役職	
		安全管理部門の設置状況	設置の有無 右の欄から選んで番号を記入してください。 専任職員 兼任職員 主な活動内容	1. 有 0. 無 ()名 ()名
	患者からの相談に適切に応じる体制の確保状況	患者相談窓口の設置状況 その他の場合(具体的に) 対応時間 24時間表記 患者相談窓口等に係る規約の有無	1. 設置済 2. 意見箱の設置 9. その他 1. 有 0. 無	
医療に係る安全管理のための指針	主な内容			
医療に係る安全管理委員会の開催状況		年()回		
医療に係る安全管理のための職員研修の実施状況	活動の主な内容	年()回		
医療機関内における事故報告等の医療に係る安全の確保を目的とした改善のための方策	医療機関内における事故報告等の状況 その他の改善のための方策の主な内容			

臨床研修施設申請書1／臨床研修施設変更届出書1／年次報告書1

(単独型・管理型臨床研修施設用)

施設番号:	000000
施設の名称:	

16 研修関連記録の保存	保存期間	()年間保存	
	保存方法	1. 文書 2. 電子媒体 9. その他 その他の場合(具体的に)	
	研修管理委員会の議事録	保存方法	1. 文書 2. 電子媒体 9. その他
研修管理委員会の運営指針	作成状況	1. 作成済み 2. 未作成	

17 外来患者症例数(※前年度実績)

区 分	総 数	外来診療	
		外来診療	訪問診療
年間外来患者数			
年間外来診療日数			
1日平均外来患者数			

※ 総数は「外来診療」と「訪問診療」の和とすること。
申請年度の前年度中に来院した外来患者数(延べ患者数)をもととすること。「1日平均外来患者数」とは、年間外来患者数÷年間外来診療日数による数(少数第二位を四捨五入)とすること。

入院患者数(※前年度実績)

	歯科・歯科口腔外科・小児歯科・矯正歯科
年間入院患者実数	

※ 「年間入院患者実数」とは、申請年度の前々年度の繰越患者数に申請年度の前年度中における新入院患者数を加えた数とすること。
入院設備がない場合は「なし」と記入すること。

臨床研修施設申請書1／臨床研修施設変更届出書1／年次報告書1
 (単独型・管理型臨床研修施設用)

施設番号:	000000
施設名称:	

18 研修管理委員会の構成員の氏名等

氏名		所属	役職	備考
フリガナ				研修管理委員長
氏名				
フリガナ				
氏名				
フリガナ				
氏名				
フリガナ				
氏名				
フリガナ				
氏名				
フリガナ				
氏名				
フリガナ				
氏名				
フリガナ				
氏名				
フリガナ				
氏名				
フリガナ				
氏名				
フリガナ				
氏名				
フリガナ				
氏名				
フリガナ				
氏名				
フリガナ				
氏名				
フリガナ				
氏名				
フリガナ				
氏名				
フリガナ				
氏名				
フリガナ				
氏名				
フリガナ				
氏名				
フリガナ				
氏名				

※1ページ目の最上欄には、研修管理委員長の指名等を記入すること。「所属」欄には、当該構成員が所属する施設の名称を記入すること。研修管理委員長、プログラム責任者、研修実施責任者及び指導歯科医については、「備考」欄にその旨を記入すること。欄が足りない場合には、欄を追加して対応すること。

臨床研修施設申請書1／臨床研修施設変更届出書1／年次報告書1

(単独型・管理型臨床研修施設用)

施設番号:	000000
施設の名称:	

19 歯科医師名簿

番号	(フリガナ)	臨床経験年数	受講した指導歯科医講習会名(修了年月日、主催者)	受講したプログラム責任者講習会名(修了年月日)	取得している専門医・認定医資格(日本歯科医学会専門分科会に登録されているものに限る)	勤務形態 1.常に勤務する歯科医師 2.その他	研修に関する役割等 1.プログラム責任者 2.副プログラム責任者 3.指導歯科医 4.その他
	氏名						
(例)	コウセイ タロウ 厚生 太郎	18 年	〇〇指導歯科医講習会(平成〇年〇月〇日、主催:〇〇大学附属病院)	プログラム責任者講習会(平成〇年〇月〇日)	〇〇学会 専門医	該当番号を記入 1	該当番号を記入 1,3
1		年					
2		年					
3		年					
4		年					
5		年					
6		年					
7		年					
8		年					
9		年					
10		年					
11		年					
12		年					
13		年					
14		年					
15		年					
16		年					
17		年					
18		年					
19		年					
20		年					

※当該施設に勤務する全ての歯科医師について記入すること。「臨床経験年数」欄には、研修歯科医の期間も含めた臨床経験年数を年単位で記入すること(1年未満の端数は切り捨て)。「勤務形態」欄については、非常勤歯科医師も含め当該施設で定めた歯科医師の勤務時間の全てを勤務する歯科医師の場合1を、それ以外の場合には2を記入すること。欄が足りない場合には、欄を増やして対応すること。

臨床研修施設申請書1／臨床研修施設変更届出書1／年次報告書1
(単独型・管理型臨床研修施設用)

施設番号:	000000
施設の名称:	

20 歯科衛生士名簿

番号	(フリガナ)	勤務形態	週当たり勤務時間	
	氏名	1.常勤 2.非常勤		
(例)	ロウドウ ハナコ 労働 花子	該当番号を記入 1	40	時間
1				時間
2				時間
3				時間
4				時間
5				時間
6				時間
7				時間
8				時間
9				時間
10				時間
11				時間
12				時間
13				時間
14				時間
15				時間
16				時間
17				時間
18				時間
19				時間
20				時間

※ 当該施設に勤務する全ての歯科衛生士について記入すること。「勤務形態」欄については、該当する番号を記入すること。「週当たり勤務時間」欄については、当該施設で定めた歯科衛生士の週当たりの勤務時間数を記入すること。欄が足りない場合には、欄を増やして対応すること。

臨床研修施設申請書1／臨床研修施設変更届出書1／年次報告書1
(単独型・管理型臨床研修施設用)

施設番号:	000000
施設の名称:	

21 看護師名簿

番号	(フリガナ)	診療科	勤務形態	週当たり勤務時間	
	氏名		1.常勤 2.非常勤		
(例)	ロウドウ ハナコ 労働 花子	歯科口腔外科	該当番号を記入 1	40	時間
1					時間
2					時間
3					時間
4					時間
5					時間
6					時間
7					時間
8					時間
9					時間
10					時間
11					時間
12					時間
13					時間
14					時間
15					時間
16					時間
17					時間
18					時間
19					時間
20					時間

※ 当該施設の歯科診療部門に勤務する全ての看護師(准看護師含む)について記入すること。「診療科」欄には、各看護師の所属診療科を記入すること。「勤務形態」欄については、該当する番号を記入すること。「週当たり勤務時間」欄については、当該施設で定めた看護師の週当たりの勤務時間数を記入すること。欄が足りない場合には、欄を増やして対応すること。

臨床研修施設申請書1/臨床研修施設変更届出書1/年次報告書1

(単独型・管理型臨床研修施設用)

施設番号:	000000
施設の名称:	

※以下からはプログラムごとに記載すること。

22 研修プログラム名		
研修プログラム番号(既取得プログラムのみ記入)		
23 研修プログラムの実施方法	1. 単独方式 2. 臨床研修施設群方式	
24 次年度の本プログラムの取り扱い	1. 新 設 2. 継 続(変更なし) 3. 継 続(変更あり) 4. 廃 止	

※次年度の本プログラムの取り扱いが、4.「廃止」の場合は、25「プログラム責任者の氏名等」のみ記載すること。

25 プログラム責任者の氏名等	プログラム責任者	(フリガナ)	
		氏名	
		所属	
		電話番号	
	副プログラム責任者人数		名

26 研修プログラムの特色	
---------------	--

27 臨床研修の目標	概要		
	症例数	外来診療	例
		訪問診療	例

※臨床研修施設群方式により複数の臨床研修施設で本プログラムを実施する場合、臨床研修施設ごとの症例数ではなく、本プログラム全体の症例数を記載すること。

28 募集定員	名		
29 研修期間	年		
30 研修開始時期			
31 研修歯科医の募集及び採用の方法	募集方法	1. 公募 9. その他	
		その他の場合(具体的に)	
	応募必要書類 (複数選択可)	1. 履歴書 2. 卒業(見込み)証明書 3. 成績証明書 4. 健康診断書 9. その他	
		その他の場合(具体的に)	
	選考方法 (複数選択可)	1. 面接 2. 筆記試験 9. その他	
		その他の場合(具体的に)	
募集及び選考の時期	募集時期		頃から
	選考時期		頃から
マッチング利用の有無	1. 有 0. 無		

32 研修プログラムに関する問い合わせ先・資料請求先	〒	
	都道府県	
	所在地	
	担当部門	
	(フリガナ)	
	担当者氏名	
	役職	
	電話番号	
	FAX	
	E-mail	
ホームページ	http://	

臨床研修施設申請書1／臨床研修施設変更届出書1／年次報告書1
(単独型・管理型臨床研修施設用)

施設番号:	000000
施設の名称:	

33 研修歯科医の処遇	常勤・非常勤の別	1. 常勤 2. 非常勤		
	研修手当	基本手当(時給換算)	円(円/時間)	
		賞与/年	円	
	時間外手当	1. 有 0. 無		
	休日手当	1. 有 0. 無		
	勤務時間	基本的な勤務時間	～	
		その他(具体的に)		
	研修歯科医の宿舎	1. 有 0. 無		
		有の場合	単身用 戸 世帯用 戸	
		無の場合	住宅手当/月 円	
	研修歯科医のための施設内の部屋	1. 有 0. 無 有の場合、室数を記入してください。		
			室	
	社会保険・労働保険	公的医療保険		
		公的年金保険		
		労働者災害補償保険法の適用	1. 有 0. 無	
国家・地方公務員災害補償法の適用		1. 有 0. 無		
雇用保険		1. 有 0. 無		
健康管理	健康診断	年 回		
	その他(具体的に)			
歯科医師賠償責任保険の扱い	病院において加入	1. する 0. しない		
	個人加入	1. 強制 0. 任意		
外部の研修活動	学会、研究会等への参加	1. 可 0. 否		
	学会、研究会等への参加費用支給	1. 有 0. 無		
協力型・連携型・研修協力施設における処遇の適用	1. 単独型・管理型臨床研修施設と同一の処遇とする。 2. 独自の処遇とする。			
34 到達目標	実施施設			
	単独型または管理型	協力型	連携型	研修協力施設
(記入例) 2-6 地域医療	✓			✓
1 基本習熟コース				
1-1 医療面接				
1-2 総合診療計画				
1-3 予防・治療基本技術				
1-4 応急処置				
1-5 高頻度治療				
1-6 医療管理・地域医療				
2 基本習得コース				
2-1 救急処置				
2-2 医療安全・感染予防				
2-3 経過評価管理				
2-4 予防・治療技術				
2-5 医療管理				
2-6 地域医療				
3 その他				
4 全身管理等に係る研修内容	研修施設			
	研修内容			
備考				

臨床研修施設申請書1／臨床研修施設変更届出書1／年次報告書1
(単独型・管理型臨床研修施設用)

施設番号:	000000
施設の名称:	

35 研修プログラムの実績	研修歯科医の指導体制		1. 患者の治療を1人の研修歯科医が担当 2. 患者の治療を複数の研修歯科医が症例ごとに担当			
	研修歯科医1人あたりの平均症例数(※前年度実績)	外来診療			例	
		訪問診療			例	
	目標症例数を達成した研修歯科医の割合(※前年度実績)					%
36 協力型(相当大学病院)・連携型臨床研修施設と研修スケジュール ※1 臨床研修施設群方式のみ記入すること。 ※2 既に登録されている施設、次年度から削除する施設、新たに追加する施設の全てについて名称を記入すること。 ※3 グループ化を行う場合は各グループに整理番号(例:グループ1、グループAなど)を与え、グループの連携がわかりやすいよう記載すること。 ※4 グループ化研修を行っている研修施設は、研修期間を日数で記入すること。	施設の型	施設の名称	研修施設番号(既取得施設のみ記入)	削除または追加施設のみ、その旨を記入すること。	研修期間(ヶ月): 研修の順序によらず各施設での研修月数を記入すること。	グループ化を行う場合はグループの番号
	管理型					
37 研修協力施設の名称 ※既に登録されている施設、次年度から削除する施設、新たに追加する施設の全てについて名称を記入すること。	施設の種類の 1. 医療機関 2. その他機関	施設の名称	研修施設番号(既取得施設のみ記入)	備考(削除または追加施設のみその旨記入)		

38 臨床研修施設の加除数及びグループ構成	協力型臨床研修施設	追加施設数		か所	
		削除施設数		か所	
	グループ構成(※1グループ最大5まで)	グループ	協力型施設数		か所
		グループ	協力型施設数		か所
グループ		協力型施設数		か所	

臨床研修施設申請書2／研修協力施設概況表／臨床研修施設変更届出書2／年次報告書2
(協力型・連携型臨床研修施設／研修協力施設用)

手続き年月日

施設番号(既取得施設のみ記入)	000000
施設名	
開設者氏名(法人の名称)	

※(1.有 2.無)のように選択形式の項目は、該当する番号を記入すること。複数選択可。

手続きの種別 (複数選択可)	1. 指 定(群構成の変更) 2. 施設の変更 3. プログラムの新設又は変更 4. 年次報告	
	2(施設変更の届出)又は3(プログラムの変更の届出)を選択する場合は、変更する項目番号を記載すること。	
手続きを行う施設の型	1. 協力型臨床研修施設 2. 連携型臨床研修施設 3. 研修協力施設	

参加プログラム ※研修歯科医を受け入れていない場合も記入すること。 ※本プログラムを含め、今年度同時に申請している施設も名称は記入すること。	参加プログラム(予定)の管理型臨床研修施設の名称	受け入れた研修歯科医数 (※前年度実績)
		人
		人
	合計	人

書類の作成責任者の氏名及び連絡先 ※実際に運用に携わっている歯科医師臨床研修担当者の連絡先を記入すること。	(フリガナ)	
	氏名	
	役職	
	連絡先電話番号	
	E-mail	

※研修協力施設は1～18を記入すること。(医療機関でない研修協力施設は1～6のみ記入すること。)

1 施設の名称	(フリガナ) 名称	
2 施設の所在地	〒	
	都道府県	
	所在地	
	電話	
	FAX	
3 施設の開設者の氏名(法人の名称)	(フリガナ) 氏名	
4 施設の開設者の住所(法人の主たる事務所の所在地)	〒	
	都道府県	
	所在地	
	電話	
	FAX	
5 施設の開設年月		
6 施設の管理者の氏名	(フリガナ) 氏名	
7 研修実施責任者	(フリガナ) 氏名	
8 施設のホームページ	http://	
9 歯科医師(研修歯科医含まず。)の員数	常に勤務する歯科医師	名
	うち指導歯科医数	名
10 歯科衛生士の員数	常勤換算	名
11 看護師の員数	常勤換算	名
12 診療科名 ※当該施設の医療法上の標ぼう科名について該当する番号を全て記入し、それ以外の医科の診療科を有する場合には、その他欄に記入すること。	標ぼう診療科 1. 歯科 2. 歯科口腔外科 3. 小児歯科 4. 矯正歯科	
	その他(医科)	
13 医療法上の許可病床数	歯科	床
	歯科以外	床

臨床研修施設申請書2／研修協力施設概況表／臨床研修施設変更届出書2／年次報告書2
(協力型・連携型臨床研修施設／研修協力施設用)

施設番号:	000000
施設の名称:	

14 歯科設備状況 ※「経皮的酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)」と「血圧計」は、「生体モニター」に組込まれている場合も、それぞれの数に含めること。	歯科用診療台		台	
	デンタルエックス線装置		台	
	パノラマ断層撮影装置		台	
	オートクレーブ		台	
	口腔内画像処理システム		台	
	生体モニター		台	
	自動体外式除細動器(AED)		台	
	経皮的酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)		台	
	酸素ボンベ及び酸素マスク		セット	
	血圧計		台	
	救急蘇生セット		セット	
	歯科用吸引装置(口腔外)		台	
	15 病歴管理体制	病歴管理の責任者の氏名及び役職	(フリガナ)	
		氏名		
		役職		
診療録の保存期間			()年間保存	
診療録の保存方法 右の欄から選んで番号を記入すること。		1. 文書 2. 電子媒体 9. その他 その他の場合(具体的に)		
16 医療安全管理体制	安全管理者 複数名いる場合には代表者を記入すること。	(フリガナ)		
		氏名		
		役職		
	安全管理部門の設置状況	設置の有無 右の欄から選んで番号を記入してください。	1. 有 0. 無	
		専任職員	()名	
		兼任職員	()名	
		主な活動内容		
	患者からの相談に適切に応じる体制の確保状況	患者相談窓口の設置状況	1. 設置済 2. 意見箱の設置 9. その他	
		その他の場合(具体的に)		
		対応時間 24時間表記		
		患者相談窓口等に係る規約の有無	1. 有 0. 無	
	医療に係る安全管理のための指針	主な内容		
	医療に係る安全管理委員会の開催状況		年()回	
	活動の主な内容			
医療に係る安全管理のための職員研修の実施状況		年()回		
	活動の主な内容			
医療機関内における事故報告等の医療に係る安全の確保を目的とした改善のための方策	医療機関内における事故報告等の状況 その他の改善のための方策の主な内容			

臨床研修施設申請書2／研修協力施設概況表／臨床研修施設変更届出書2／年次報告書2
(協力型・連携型臨床研修施設／研修協力施設用)

施設番号:	000000
施設の名称:	

17 研修関連記録の保存	保存期間	()年間保存	
	保存方法	1. 文書 2. 電子媒体 9. その他 その他の場合(具体的に)	

18 外来患者症例数(※前年度実績)

区 分	総 数	外来診療	
		外来診療	訪問診療
年間外来患者数			
年間外来診療日数			
1日平均外来患者数			

※ 総数は「外来診療」と「訪問診療」の和とすること。
申請年度の前年度中に来院した外来患者数(延べ患者数)をもととすること。「1日平均外来患者数」とは、年間外来患者数÷年間外来診療日数による数(少数第二位を四捨五入)とすること。

入院患者数(※前年度実績)

	歯科・歯科口腔外科・小児歯科・矯正歯科
年間入院患者実数	

※ 「年間入院患者実数」とは、申請年度の前々年度の繰越患者数に申請年度の前年度中における新入院患者数を加えた数とすること。
入院設備がない場合は「なし」と記入すること。

臨床研修施設申請書2/研修協力施設概況表/臨床研修施設変更届出書2/年次報告書2
(協力型・連携型臨床研修施設/研修協力施設用)

施設番号:	000000
施設の名称:	

19 歯科医師名簿

番号	(フリガナ)	臨床経験年数	受講した指導歯科医講習会名 (修了年月日、主催者)	取得している専門医・認定医資格 (日本歯科医学会専門分科会に登録されているものに限る)	勤務形態 1.常に勤務する歯科医師 2.その他	研修に関する役割等 1.研修実施責任者 2.指導歯科医 3.その他
	氏名					
(例)	コウセイ タロウ 厚生 太郎	18 年	〇〇指導歯科医講習会 (平成〇年〇月〇日、主催: 〇〇大学附属病院)	〇〇学会 専門医	該当番号を記入 1	該当番号を記入 1,2
1		年				
2		年				
3		年				
4		年				
5		年				
6		年				
7		年				
8		年				
9		年				
10		年				
11		年				
12		年				
13		年				
14		年				
15		年				
16		年				
17		年				
18		年				
19		年				
20		年				

※当該施設に勤務する全ての歯科医師について記入すること。「臨床経験年数」欄には、研修歯科医の期間も含めた臨床経験年数を年単位で記入すること(1年未満の端数は切り捨て)。「勤務形態」欄については、非常勤歯科医師も含め当該施設で定めた歯科医師の勤務時間の全てを勤務する歯科医師の場合1を、それ以外の場合には2を記入すること。欄が足りない場合には、欄を増やして対応すること。

臨床研修施設申請書2／研修協力施設概況表／臨床研修施設変更届出書2／年次報告書2
 (協力型・連携型臨床研修施設／研修協力施設用)

施設番号:	000000
施設の名称:	

20 歯科衛生士名簿

番号	(フリガナ)	勤務形態	週当たり勤務時間	
	氏名	1.常勤 2.非常勤		
(例)	ロウドウ ハナコ 労働 花子	該当番号を記入 1	40	時間
1				時間
2				時間
3				時間
4				時間
5				時間
6				時間
7				時間
8				時間
9				時間
10				時間
11				時間
12				時間
13				時間
14				時間
15				時間
16				時間
17				時間
18				時間
19				時間
20				時間

※ 当該施設に勤務する全ての歯科衛生士について記入すること。「勤務形態」欄については、該当する番号を記入すること。「週当たり勤務時間」欄については、当該施設で定めた歯科衛生士の週当たりの勤務時間数を記入すること。欄が足りない場合には、欄を増やして対応すること。

臨床研修施設申請書2／研修協力施設概況表／臨床研修施設変更届出書2／年次報告書2
 (協力型・連携型臨床研修施設／研修協力施設用)

施設番号:	000000
施設の名称:	

21 看護師名簿

番号	(フリガナ)	診療科	勤務形態	遇当たり勤務時間	
	氏名		1.常勤 2.非常勤		
(例)	ロウドウ ハナコ 労働 花子	歯科口腔外科	該当番号を記入 1	40	時間
1					時間
2					時間
3					時間
4					時間
5					時間
6					時間
7					時間
8					時間
9					時間
10					時間
11					時間
12					時間
13					時間
14					時間
15					時間
16					時間
17					時間
18					時間
19					時間
20					時間

※ 当該施設の歯科診療部門に勤務する全ての看護師(准看護師含む)について記入すること。「診療科」欄には、各看護師の所属診療科を記入すること。「勤務形態」欄については、該当する番号を記入すること。「遇当たり勤務時間」欄については、当該施設で定めた看護師の遇当たりの勤務時間数を記入すること。欄が足りない場合には、欄を増やして対応すること。

臨床研修施設申請書2／研修協力施設概況表／臨床研修施設変更届出書2／年次報告書2
(協力型・連携型臨床研修施設／研修協力施設用)

施設番号:	000000
施設の名称:	

※以下からはプログラムごとに記載すること。

22 研修プログラム名		
研修プログラム番号(既取得プログラムのみ記入)		
23 研修プログラムの実施方法	1. 単独方式 2. 臨床研修施設群方式	
24 次年度の本プログラムの取り扱い	1. 新 設 2. 継 続(変更なし) 3. 継 続(変更あり) 4. 廃 止	

※1 管理型臨床研修施設と記載内容が同一の項目に限り、記入を省略しても差し支えないこと。

※2 次年度の本プログラムの取り扱いが、4.「廃止」の場合は、25「プログラム責任者の氏名等」のみ記載すること。

25 プログラム責任者の氏名等	プログラム責任者	(フリガナ)	
		氏名	
		所属	
		電話番号	
	副プログラム責任者人数		名
26 研修プログラムの特色			
27 臨床研修の目標			
	概要		
	症例数	外来診療	例
		訪問診療	例

※臨床研修施設群方式により複数の臨床研修施設で本プログラムを実施する場合、臨床研修施設ごとの症例数ではなく、本プログラム全体の症例数を記載すること。

28 募集定員		名	
29 研修期間		年	
30 研修開始時期			
31 研修歯科医の募集及び採用の方法	募集方法	1. 公募 9. その他	
		その他の場合(具体的に)	
	応募必要書類(複数選択可)	1. 履歴書 2. 卒業(見込み)証明書 3. 成績証明書 4. 健康診断書 9. その他	
		その他の場合(具体的に)	
	選考方法(複数選択可)	1. 面接 2. 筆記試験 9. その他	
		その他の場合(具体的に)	
募集及び選考の時期	募集時期		頃から
	選考時期		頃から
マッチング利用の有無	1. 有 0. 無		
32 研修プログラムに関する問い合わせ先・資料請求先	〒		
	都道府県		
	所在地		
	担当部門		
	(フリガナ)		
	担当者氏名		
	役職		
	電話番号		
	FAX		
	E-mail		
ホームページ	http://		

臨床研修施設申請書2/研修協力施設概況表/臨床研修施設変更届出書2/年次報告書2
(協力型・連携型臨床研修施設/研修協力施設用)

施設番号:	000000
施設の名称:	

33 研修歯科医の処遇	常勤・非常勤の別	1. 常勤 2. 非常勤	
	研修手当	基本手当(時給換算)	円(円/時間)
		賞与/年	円
	時間外手当	1. 有 0. 無	
	休日手当	1. 有 0. 無	
	勤務時間	基本的な勤務時間	~
		その他(具体的に)	
	研修歯科医の宿舍	1. 有 0. 無	
		有の場合	単身用 戸
		世帯用 戸	
		無の場合	住宅手当/月 円
	研修歯科医のための施設内の部屋	1. 有 0. 無	
		有の場合、室数を記入してください。	室
	社会保険・労働保険	公的医療保険	
公的年金保険			
労働者災害補償保険法の適用		1. 有 0. 無	
国家・地方公務員災害補償法の適用		1. 有 0. 無	
健康管理	雇用保険	1. 有 0. 無	
	健康診断	年 回	
	その他(具体的に)		
歯科医師賠償責任保険の扱い	病院において加入	1. する 0. しない	
	個人加入	1. 強制 0. 任意	
外部の研修活動	学会、研究会等への参加	1. 可 0. 否	
	学会、研究会等への参加費用支給	1. 有 0. 無	
協力型・連携型・研修協力施設における処遇の適用	1. 単独型・管理型臨床研修施設と同一の処遇とする。 2. 独自の処遇とする。		

34 到達目標		実施施設			
		単独型または管理型	協力型	連携型	研修協力施設
(記入例) 2-6 地域医療		✓			✓
1 基本習熟コース					
1-1 医療面接					
1-2 総合診療計画					
1-3 予防・治療基本技術					
1-4 応急処置					
1-5 高頻度治療					
1-6 医療管理・地域医療					
2 基本習得コース					
2-1 救急処置					
2-2 医療安全・感染予防					
2-3 経過評価管理					
2-4 予防・治療技術					
2-5 医療管理					
2-6 地域医療					
3 その他					
4 全身管理等に係る研修内容	研修施設				
	研修内容				
L.F.8					

臨床研修施設申請書2／研修協力施設概況表／臨床研修施設変更届出書2／年次報告書2
(協力型・連携型臨床研修施設／研修協力施設用)

施設番号:	000000
施設の名称:	

35 研修プログラムの実績	研修歯科医の指導体制		1. 患者の治療を1人の研修歯科医が担当 2. 患者の治療を複数の研修歯科医が症例ごとに担当			
	研修歯科医1人あたりの平均症例数(※前年度実績)	外来診療		例		
		訪問診療		例		
	目標症例数を達成した研修歯科医の割合(※前年度実績)				%	
36 協力型(相当大学病院)・連携型臨床研修施設と研修スケジュール ※1 臨床研修施設群方式のみ記入すること。 ※2 既に登録されている施設、次年度から削除する施設、新たに追加する施設の全てについて名称を記入すること。 ※3 グループ化を行う場合は各グループに整理番号(例:グループ1、グループAなど)を与え、グループの連携がわかりやすいよう記載すること。 ※4 グループ化研修を行っている研修施設は、研修期間を日数で記入すること。	施設の型	施設の名称	研修施設番号(既取得施設のみ記入)	削除または追加施設のみ、その旨を記入すること。	研修期間(ヶ月): 研修の順序によらず各施設での研修月数を記入すること。	グループ化を行う場合はグループの番号
	管理型					
37 研修協力施設の名称 ※既に登録されている施設、次年度から削除する施設、新たに追加する施設の全てについて名称を記入すること。	施設の種類の	施設の名称	研修施設番号(既取得施設のみ記入)	備考(削除または追加施設のみの旨記入)		
	1. 医療機関					
	2. その他機関					

38 臨床研修施設の加除数及びグループ構成	協力型臨床研修施設	追加施設数		か所		
		削除施設数		か所		
	グループ構成(※1グループ最大5まで)	グループ	協力型施設数	か所	連携型施設数	か所
		グループ	協力型施設数	か所	連携型施設数	か所
グループ		協力型施設数	か所	連携型施設数	か所	

手続き年月日

厚生労働大臣 殿

施設番号

施設名

開設者

臨床研修施設指定取消申請書

歯科医師法第16条の2第1項に規定する歯科医師臨床研修に関する省令(平成17年厚生労働省令第103号)第15条の規定に基づき、以下のとおり臨床研修施設の指定の取消を申請いたします。

施設名:	
指定の取消しを受けようとする理由:(いずれかに○をつけ、「その他」は理由を記載)	
<input type="checkbox"/>	臨床研修施設として指定基準を満たせなくなったため(指導歯科医の退職等)
<input type="checkbox"/>	3年以上研修歯科医の受入れ実績がないため
<input type="checkbox"/>	他の参加プログラムからの受入れを優先させるため
<input type="checkbox"/>	その他
((その他の理由))	
指定の取消しを受けようとする期日	
同時に新規指定申請を行う場合は、新たに指定を受けようとする期日	
指定の取消しの種別:(いずれかに○をつける)	
<input type="checkbox"/>	群からの削除のみ(他に参加プログラムがある場合)
<input type="checkbox"/>	臨床研修施設の指定取消し(すべての参加プログラムから外れる場合)
※現在、並行申請している協力型施設において本手続きを行う場合にあっては、並行申請している全ての管理型施設の名称を下記表に記載し、今後、群に加わろうとする施設の右欄に○を記入すること	
参加プログラムの管理型臨床研修施設の名称	
現に臨床研修を受けている研修歯科医がいるとき:	
<input type="checkbox"/>	研修歯科医数
<input type="checkbox"/>	上記の研修歯科医に対する措置
臨床研修を受ける予定の者がいるとき:	
<input type="checkbox"/>	予定数
<input type="checkbox"/>	上記の者に対する措置

- (注)1 必要がある場合には、続紙(様式自由)に記載して添付すること。
- 2 「施設名」欄については、単独型臨床研修施設又は管理型臨床研修施設は、臨床研修施設とともに臨床研修を行っている研修協力施設の名称も併せて記入すること。臨床研修施設群により臨床研修を行っている場合には、臨床研修施設群を構成する臨床研修施設の名称を併せて記入すること。
- 3 「上記の研修歯科医に対する措置」欄については、引継ぎを行う臨床研修施設や研修歯科医の処遇等について可能な限り具体的に記載すること。
- 4 新たな指定申請を伴う取消申請の場合は、取消申請と新たな指定申請を併せて提出することが望ましいこと。

臨床研修中断証

ふりがな		[Redacted]		生年月日	昭和・平成	[Redacted]	年	[Redacted]	月	[Redacted]	日				
研修歯科医の氏名				[Redacted]											
歯科医籍登録番号	第	[Redacted]		号	歯科医籍登録年月日	平成	[Redacted]	年	[Redacted]	月	[Redacted]	日			
中断した臨床研修に係る研修プログラム番号及び名称			プログラム番号			研修プログラムの名称									
			[Redacted]			[Redacted]									
臨床研修を行った研修施設の名称		臨床研修施設		[Redacted]											
		研修協力施設		[Redacted]											
研修開始年月日	平成	[Redacted]	年	[Redacted]	月	[Redacted]	日	研修中断年月日	平成	[Redacted]	年	[Redacted]	月	[Redacted]	日
※臨床研修を中断した理由：															
[Redacted]															
※臨床研修を中断した時までの臨床研修の内容：															
[Redacted]															
※中断した時までの研修内容における当該研修歯科医の評価：															
[Redacted]															

※については、適宜、研修内容やその評価が分かるような資料（指導歯科医による研修歯科医の評価表など）を添付すること。

上の者は、研修プログラムのうち中断時までの内容について履修したことを証明する。

平成 [Redacted] 年 [Redacted] 月 [Redacted] 日

〇〇病院 院長 〇〇〇

〇〇病院研修管理委員会委員長 〇〇〇

臨床研修中断報告書

ふりがな		性別					
研修歯科医の氏名		男/女	生年月日	昭和・平成	年	月	日
歯科医籍登録番号	第	号	歯科医籍登録年月日	平成	年	月	日
卒業大学名			卒業年月日	平成	年	月	日
※中断を認めた理由：							
※中断を認めた理由について通知本文の以下の規定のうち該当する〔〕内の番号を○で囲むこと							
通知本文第2の13 (1) イ (7) [⑩ ○ ⑫ ○ ⑬]							
(4) [⑩ ○ ⑫ ○ ⑬]							
※中断までの経緯：							
※中断後の進路（見込のときは、「見込」と記入すること）：							
※特記事項（今回中止したプログラム以前に中止した研修プログラムのある場合は、その名称と番号を記入）：							

上の者は、当院における臨床研修を中断したことを報告する。

平成 年 月 日

〇〇病院 院長

〇〇病院研修管理委員会委員長

臨床研修の再開（の受入れ）に係る履修計画表

ふりがな				昭和 年 月 日	
研修歯科医の氏名				平成 年 月 日	
歯科医籍登録番号	第	号	歯科医籍登録年月日	平成	年 月 日
中断した臨床研修を行った施設の名称					
中断した臨床研修に係る研修プログラム番号及び名称		プログラム番号	研修プログラムの名称		
臨床研修の再開後に履修する研修プログラム番号および名称		プログラム番号	研修プログラムの名称		
研修再開年月日	平成	年	月	日	研修修了予定年月日
				平成	年 月 日
研修再開受け入れ時までの休止期間 (中断した病院における休止期間を含む)				日	
臨床研修を行う分野	研修項目ごとの施設（研修分野ごとの研修期間） ※再開後、修了までに必要となる研修分野の履修計画を記入してください。				
	研修施設番号	施設の名称		研修期間	
				年 月～(月)	
				年 月～(月)	
				年 月～(月)	
				年 月～(月)	
				年 月～(月)	
				年 月～(月)	
				年 月～(月)	
				年 月～(月)	

※より詳細な履修内容が分かるような資料があれば添付すること。

上の者は、当院において上記履修計画により臨床研修を再開することを報告する。
また、上記再開によっても必要な症例は確保されるものである。

平成 年 月 日

〇〇病院 院長

〇〇病院研修管理委員会委員長

臨床研修修了証

ふりがな		
研修歯科医の氏名		
生年月日	昭和 平成	年 月 日
歯科医籍登録番号	第	号
歯科医籍登録年月日	平成	年 月 日
修了した臨床研修に係る研修プログラムの番号及び名称	プログラム番号	研修プログラムの名称
研修開始年月日	平成	年 月 日 開始
研修修了年月日	平成	年 月 日 修了
臨床研修を行った 臨床研修施設 施設番号及び名称	単独型/管理型臨床研修施設	
	研修施設番号	臨床研修施設の名称
	協力型/連携型臨床研修施設	
	研修施設番号	臨床研修施設の名称
研修協力施設で研修を行った場合にはその施設番号及び名称		

※研修中断により複数のプログラムを履修した場合には、修了認定を行った以外のプログラム及び当該プログラムを履修した施設の名称について、別紙に記載すること。

上の者は、〇〇病院歯科医師臨床研修プログラムの課程を修了したことを認定する。

平成 年 月 日

〇〇病院 院長

〇〇病院研修管理委員会委員長

臨床研修修了証

ふりがな	○○○ ○○○	
研修歯科医の氏名	○ ○ ○ ○	
生年月日	昭和 56年 4月 23日 平成	
歯科医籍登録番号	987654 号	
歯科医籍登録年月日	8年 4月 16日 ※ 歯科医籍に登録された日 付けを記入してください。 (歯科医師国家試験合格日)	
修了した臨床研修に係る研修プログラムの番号及び名称	プログラム番号	研修プログラムの名称
	059090101	○○病院歯科医師臨床研修プログラム
研修開始年月日	平成 18年 4月 1日 開始	
研修修了年月日	3月 31日 修了 ※ 研修中断により複数のプログラムを履修した場合には、修了認定を行ったプログラム及び臨床研修施設を記入してください。	
臨床研修を行った臨床研修施設番号及び名称	単独型/管理型臨床研修施設	
	研修施設番号	臨床研修施設の名称
	059090	医療法人○○会 ○○病院
	協力型/連携型臨床研修施設	
臨床研修を行った臨床研修施設番号及び名称	研修施設番号	臨床研修施設の名称
	0500002	医療法人○○会 ○○歯科・小児歯科クリニック
研修施設番号及び名称	保健所, (059915)○○福祉センター	

※ 該当する施設がない部分には、「斜線」を引いてください。
 ※ 単独型の研修プログラムの場合には、3つの欄のすべてに「斜線」を引いてください。
 ※ 欄が不足する場合は、任意に増やして記入してください。

研修協力施設のない場合には、「斜線」を引いてください。

※研修中断により複数のプログラムを履修した場合、修了認定を行ったプログラム及び臨床研修施設について、別紙に記載すること。

上の者は、○○病院歯科医師臨床研修プログラムの課程を修了したことを認定する。

平成19年3月31日

○○病院 院長
○ ○ ○ ○



○○病院研修管理委員会委員長
○ ○ ○ ○



【修了証作成上の注意】

- ① 文字のサイズ、セル内の配置等については、適宜調整して作成してください。
- ② 協力型臨床研修施設の名称を記載する欄は、該当する施設のない部分は「斜線」を引いてください。

研修協力施設のない場合には、研修協力施設の名称を記入する欄に「斜線」を引いてください。

※ 例えば、単独型のプログラムで研修協力施設のない場合の記載は以下のようしてください。

臨床研修を行った 臨床研修施設の 施設番号及び名称	単独型/管理型臨床研修施設										
	研修施設番号						臨床研修施設の名称				
	0	5	9	0	9	0	医療法人〇〇会 〇〇病院				
	協力型臨床研修施設										
	研修施設番号						臨床研修施設の名称				
							/				
							/				
研修協力施設で研修を行った場合にはその施設番号及び名称											
/											

提出年月日

臨床研修修了者一覧表

施設番号	単独型・管理型 臨床研修施設の名称
------	----------------------

	研修プログラム 番 号	研修歯科医の氏名	生年月日	歯科医籍 登録番号	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

※複数の研修プログラムを有する臨床研修施設にあっては、研修プログラムごとに研修修了証を交付した研修歯科医の氏名等をまとめて記載すること。

※生年月日は和暦で記載すること。

※欄が足りない場合は、同様の表を追加すること。

臨床研修未修了理由書

ふりがな					
研修歯科医の氏名		生年月日	昭和 平成	年	月 日
歯科医籍登録番号	第	号	歯科医籍登録年月日	平成	年 月 日
未修了の臨床研修に係る研修プログラム番号及び名称	プログラム番号	研修プログラムの名称			
臨床研修を行った臨床研修施設番号及び名称	単独型/管理型臨床研修施設				
	研修施設番号	研修施設の名称			
	協力型/連携型臨床研修施設				
	研修施設番号	研修施設の名称			
研修協力施設で研修を行った場合にはその名称					
研修期間	平成	年	月	日	～ 平成 年 月 日
※臨床研修を修了していないと認める理由:					

※については、適宜、研修内容やその評価が分かる資料（指導歯科医による研修歯科医の評価表など）など、研修を修了していないとする理由が分かる資料を添付すること。

上の者は、上記の理由により、研修プログラムを修了していないものと認められるので通知する。

平成 年 月 日

〇〇 病院 院長 〇〇 〇〇

〇〇病院研修管理委員会委員長 〇〇 〇

臨床研修の未修了者に係る履修計画表

ふりがな		[]		生年月日		昭和	[]	[]	[]	年	[]	[]	月	[]	[]	日				
研修歯科医の氏名		[]		生年月日		平成	[]	[]	[]	年	[]	[]	月	[]	[]	日				
歯科医籍登録番号	第	[]	号	歯科医籍登録年月日	平成	[]	[]	[]	[]	年	[]	[]	月	[]	[]	日				
未修了の臨床研修を継続する研修プログラム番号及び名称			プログラム番号	研修プログラムの名称																
研修継続期間			[]	月	([]	日)	研修修了予定年月日	平成	[]	[]	[]	[]	年	[]	[]	月	[]	[]	日
臨床研修を行う分野		研修項目ごとの施設（研修分野ごとの研修期間） ※再開後、修了までに必要となる研修分野の履修計画を記入してください。																		
		研修施設番号	施設の名称										研修期間							
[]		[]	[]										年 月～(月)							
[]		[]	[]										年 月～(月)							
[]		[]	[]										年 月～(月)							
[]		[]	[]										年 月～(月)							
[]		[]	[]										年 月～(月)							
[]		[]	[]										年 月～(月)							
[]		[]	[]										年 月～(月)							
[]		[]	[]										年 月～(月)							

※当該未修了者に係る臨床研修未修了理由書の写しを添付すること。
 ※より詳細な履修内容が分かるような資料を添付すること。

上の者は、当院において上記履修計画により臨床研修を継続することを報告する。
 また、上記再開によっても必要な症例は確保されるものである。

平成 [] 年 [] 月 [] 日

○ ○ 病院 院長

○○病院研修管理委員会委員長

歯科医師臨床研修の到達目標

1) 歯科医師臨床研修の概要

歯科医師臨床研修の目標は、患者中心の全人的医療を理解し、すべての歯科医師に求められる基本的な診療能力(態度、技能及び知識)を身に付け、生涯研修の第一歩とすることである。なお、この目標については、施行後5年以内にその施行状況等を踏まえ検討し、見直しを図る。

2) 歯科医師臨床研修のねらい

- 1 歯科医師として好ましい態度・習慣を身に付け、患者及び家族とのよりよい人間関係を確立する。
- 2 全人的な視点から得られた医療情報を理解し、それに基づいた総合治療計画を立案する。
- 3 歯科疾患と障害の予防及び治療における基本的技能を身に付ける。
- 4 一般的によく遭遇する応急処置と、頻度の高い歯科治療処置を確実に実施する。
- 5 歯科診療時の全身的偶発事故に適切に対応する。
- 6 自ら行った処置の経過を観察、評価し、診断と治療に常にフィードバックする態度・習慣を身に付ける。
- 7 専門的知識や高度先進的歯科医療に目を向け、生涯研修の意欲への動機付けをする。
- 8 歯科医師の社会的役割を認識し、実践する。

3) 到達目標

「基本習熟コース」については、研修歯科医自らが確実に実践できることが基本であり、臨床研修修了後に習熟すべき「基本習得コース」については、頻度高く臨床において経験することが基本である。

1 歯科医師臨床研修「基本習熟コース」

【一般目標】

個々の歯科医師が患者の立場に立った歯科医療を実践できるようになるために、基本的な歯科診療に必要な臨床能力を身に付ける。

(1) 医療面接

【一般目標】

患者中心の歯科診療を実施するために、医療面接についての知識、態度及び技能を身に付け、実践する。

【行動目標】

- (1) コミュニケーションスキルを実践する。
- (2) 病歴(主訴、現病歴、既往歴及び家族歴)聴取を的確に行う。
- (3) 病歴を正確に記録する。
- (4) 患者の心理・社会的背景に配慮する。
- (5) 患者・家族に必要な情報を十分に提供する。
- (6) 患者の自己決定を尊重する。(インフォームドコンセントの構築)
- (7) 患者のプライバシーを守る。
- (8) 患者の心身におけるQOL(Quality Of Life)に配慮する。
- (9) 患者教育と治療への動機付けを行う。

(2) 総合診療計画

【一般目標】

効果的で効率の良い歯科診療を行うために、総合治療計画の立案に必要な能力を身に付ける。

【行動目標】

- (1) 適切で十分な医療情報を収集する。
- (2) 基本的な診察・検査を実践する。

- (3) 基本的な診察・検査の所見を判断する。
- (4) 得られた情報から診断する。
- (5) 適切と思われる治療法及び別の選択肢を提示する。
- (6) 十分な説明による患者の自己決定を確認する。
- (7) 一口腔単位の治療計画を作成する。

(3) 予防・治療基本技術

【一般目標】

歯科疾患と機能障害を予防・治療・管理するために、必要な基本的技術を身に付ける。

【行動目標】

- (1) 基本的な予防法の手技を実施する。
- (2) 基本的な治療法の手技を実施する。
- (3) 医療記録を適切に作成する。
- (4) 医療記録を適切に管理する。

(4) 応急処置

【一般目標】

一般的な歯科疾患に対処するために、応急処置を要する症例に対して、必要な臨床能力を身に付ける。

【行動目標】

- (1) 疼痛に対する基本的な治療を実践する。
- (2) 歯、口腔及び顎顔面の外傷に対する基本的な治療を実践する。
- (3) 修復物、補綴装置等の脱離と破損及び不適合に対する適切な処置を実践する。

(5) 高頻度治療

【一般目標】

一般的な歯科疾患に対処するために、高頻度に遭遇する症例に対して、必要な臨床能力を身に付ける。

【行動目標】

- (1) 齲蝕の基本的な治療を実践する。
- (2) 歯髄疾患の基本的な治療を実践する。
- (3) 歯周疾患の基本的な治療を実践する。
- (4) 抜歯の基本的な処置を実践する。
- (5) 咬合・咀嚼障害の基本的な治療を実践する。

(6) 医療管理・地域医療

【一般目標】

歯科医師の社会的役割を果たすため、必要となる医療管理・地域医療に関する能力を身に付ける。

【行動目標】

- (1) 保険診療を実践する。
- (2) チーム医療を実践する。
- (3) 地域医療に参画する。

2 歯科医師臨床研修「基本習得コース」

【一般目標】

生涯にわたる研修を行うために、より広範囲の歯科医療について知識、態度及び技能を習得する態度を養う。

(1)救急処置

【一般目標】

歯科診療を安全に行うために、必要な救急処置に関する知識、態度及び技能を習得する。

【行動目標】

- (1) バイタルサインを観察し、異常を評価する。
- (2) 服用薬剤の歯科診療に関連する副作用を説明する。
- (3) 全身疾患の歯科診療上のリスクを説明する。
- (4) 歯科診療時の全身的合併症への対処法を説明する。
- (5) 一次救命処置を実践する。
- (6) 二次救命処置の対処法を説明する。

(2)医療安全・感染予防

【一般目標】

円滑な歯科診療を実施するために、必要な医療安全・感染予防に関する知識、態度及び技能を習得する。

【行動目標】

- (1) 医療安全対策を説明する。
- (2) 医療事故及びヒヤリ・ハットを説明する。
- (3) 医療過誤について説明する。
- (4) 院内感染対策(Standard Precautionsを含む。)を説明する。
- (5) 院内感染対策を実践する。

(3)経過評価管理

【一般目標】

自ら行った治療の経過を観察評価するために、診断及び治療に対するフィードバックに必要な知識、態度及び技能を習得する。

【行動目標】

- (1) リコールシステムの重要性を説明する。
- (2) 治療の結果を評価する。
- (3) 予後を推測する。

(4)予防・治療技術

【一般目標】

生涯研修のために必要な専門的知識や高度先進的技術を理解する。

【行動目標】

- (1) 専門的な分野の情報を収集する。
- (2) 専門的な分野を体験する。
- (3) POS(Problem Oriented System)に基づいた医療を説明する。
- (4) EBM(Evidence Based Medicine)に基づいた医療を説明する。

(5)医療管理

【一般目標】

適切な歯科診療を行うために、必要となるより広範囲な歯科医師の社会的役割を理解する。

【行動目標】

- (1) 歯科医療機関の経営管理を説明する。
- (2) 常に、必要に応じた医療情報の収集を行う。
- (3) 適切な放射線管理を実践する。
- (4) 医療廃棄物を適切に処理する。

(6) 地域医療

【一般目標】

歯科診療を適切に行うために、地域医療についての知識、態度及び技能を習得する。

【行動目標】

- (1) 地域歯科保健活動を説明する。
- (2) 歯科訪問診療を説明する。
- (3) 歯科訪問診療を体験する。
- (4) 医療連携を説明する。

新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p style="text-align: right;">医政発第 0628012 号 平成 17 年 6 月 28 日 (一部改正 平成 19 年 2 月 23 日 平成 19 年 3 月 30 日 平成 22 年 6 月 4 日 平成 27 年 3 月 31 日 <u>平成 28 年 2 月 23 日</u>)</p> <p>各都道府県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省医政局長</p> <p style="text-align: center;">歯科医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令の施行について</p> <p>歯科医師の臨床研修については、医療法等の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 141 号。以下「改正法」という。）による歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号。以下「法」という。）の一部改正により、平成 18 年 4 月 1 日から必修化されることとなった。これにより、診療に従事しようとするすべての歯科医師は、臨床研修を受けなければならないこととされ、また、これに併せて、臨床研修の内容の検討を進め、歯科医師が、適切な指導体制の下で、歯科医師としての人格をかん養し、<u>すべての歯科医師に求められる基本的な診療能力を効果的に身に付けることができるものとする</u>こととされたところである。</p> <p>これを受け、平成 17 年 6 月 28 日に、歯科医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令（平成 17 年厚生労働省令第 103 号。以下「省令」という。）が公布・施行されたところである。</p> <p>新たな歯科医師臨床研修制度は、歯科医師が、歯科医師としての基盤形成の時期に、患者中心の全人的医療を理解した上で基本的な診療能力を修得することにより、歯科医師としての資質の向上を図ることを目的としており、地域の医療提供体制の整備に当たっても、重要な役割を果たすことが期待されるものである。については、<u>貴職におかれても、省令の趣旨、内容等について御了知の上、貴管内の保健所設置市、特別区、医療機関、関係団体等に対して周知に努めるとともに、情報や意見交換等により各地方厚生局との連携を図り、新たな歯科医師臨床研修制度の円滑な実施に御協力をお願いする。</u></p> <p>第 1 (略)</p>	<p style="text-align: right;">医政発第 0628012 号 平成 17 年 6 月 28 日 (一部改正 平成 19 年 2 月 23 日 平成 19 年 3 月 30 日 平成 22 年 6 月 4 日 平成 27 年 3 月 31 日)</p> <p>各都道府県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省医政局長</p> <p style="text-align: center;">歯科医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令の施行について</p> <p>歯科医師の臨床研修については、医療法等の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 141 号。以下「改正法」という。）による歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号。以下「法」という。）の一部改正により、平成 18 年 4 月 1 日から必修化されることとなった。これにより、診療に従事しようとするすべての歯科医師は、臨床研修を受けなければならないこととされ、また、これに併せて、臨床研修の内容の検討を進め、歯科医師が、適切な指導体制の下で、歯科医師としての人格をかん養し、<u>全ての歯科医師に求められる基本的な診療能力を効果的に身に付けることができるものとする</u>こととされたところである。</p> <p>これを受け、平成 17 年 6 月 28 日に、歯科医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令（平成 17 年厚生労働省令第 103 号。以下「省令」という。）が公布・施行されたところである。</p> <p>新たな歯科医師臨床研修制度は、歯科医師が、歯科医師としての基盤形成の時期に、患者中心の全人的医療を理解した上で基本的な診療能力を修得することにより、歯科医師としての資質の向上を図ることを目的としており、地域の医療提供体制の整備に当たっても、重要な役割を果たすことが期待されるものである。については、<u>貴職におかれても、省令の趣旨、内容等について御了知の上、貴管内の保健所設置市、特別区、医療機関、関係団体等に対して周知に努めるとともに、情報や意見交換等により各地方厚生局との連携を図り、新たな歯科医師臨床研修制度の円滑な実施に御協力をお願いする。</u></p> <p><u>また、本制度の円滑な実施を図るため、各地方厚生局において、臨床研修施設に関する指定申請等の手続きの窓口を設置することとしているので、ご了承願いたい。</u></p> <p>第 1 (略)</p>

第2 省令の内容及び具体的な運用基準

1～3 (略)

4 臨床研修施設の指定の申請

(1)・(2) (略)

(3) 協力型臨床研修施設又は連携型臨床研修施設の指定の申請

ア 協力型臨床研修施設又は連携型臨床研修施設の指定を受けようとする病院又は診療所の開設者は、臨床研修を開始しようとする年度の前年度の6月30日までに、当該病院又は診療所に関する臨床研修施設申請書2(様式2)を、管理型臨床研修施設として共同して臨床研修を行うこととなる病院又は診療所の開設者を經由して厚生労働大臣に提出しなければならないこと。なお、既に協力型臨床研修施設の指定を受けている病院又は診療所であっても、現に指定を受けている臨床研修施設群以外の臨床研修施設群において臨床研修を行おうとする場合は、新たに協力型臨床研修施設の指定申請を行わなければならないこと。

イ 協力型臨床研修施設の指定を受けようとする病院又は診療所の開設者は、所属する臨床研修施設群における研修歯科医の受入れ状況等を記載の上で申請を行うこと。

ウ 連携型臨床研修施設として臨床研修を行う場合にあっては、プログラム責任者等からの推薦状を添付すること。

5 臨床研修施設の指定の基準

(1) 単独型臨床研修施設の指定の基準

厚生労働大臣は、単独型臨床研修施設の指定を受けようとする病院又は診療所の開設者から指定の申請があった場合において、当該病院又は診療所が次に掲げる事項に適合していると認めるときでなければ、単独型臨床研修施設の指定をしてはならないこと。

ア 省令第2条に規定する臨床研修の基本理念にのっとりた研修プログラムを有していること。

(ア) 研修プログラムには、次に掲げる事項が定められていること。

- ① 研修プログラムの名称
- ② 研修プログラムの特色
- ③ 臨床研修の目標

「臨床研修の目標」とは、「歯科医師臨床研修の到達目標」(別添)を参考にして、臨床研修施設が研修プログラムにおいて研修歯科医の到達すべき目標として作成するものであり、「歯科医師臨床研修の到達目標」を達成できる内容で、かつ必要な症例数や研修内容を含むこと。

- ④ プログラム責任者の氏名
- ⑤ 臨床研修を行う分野及び臨床研修施設又は研修協力施設ごとの研修期間

「臨床研修を行う分野」とは、当該研修プログラムにおいて研修歯科医の到達すべき目標として示される項目をいうものであること。

- ⑥ 研修歯科医の指導体制
- ⑦ 研修歯科医の募集定員並びに募集及び採用の方法

第2 省令の内容及び具体的な運用基準

1～3 (略)

4 臨床研修施設の指定の申請

(1)・(2) (略)

(3) 協力型臨床研修施設又は連携型臨床研修施設の指定の申請

ア 協力型臨床研修施設又は連携型臨床研修施設の指定を受けようとする病院又は診療所の開設者は、臨床研修を開始しようとする年度の前年度の6月30日までに、当該病院又は診療所に関する臨床研修施設申請書2(様式2)を、管理型臨床研修施設として共同して臨床研修を行うこととなる病院又は診療所の開設者を經由して厚生労働大臣に提出しなければならないこと。なお、既に協力型臨床研修施設の指定を受けている病院又は診療所であっても、現に指定を受けている臨床研修施設群以外の臨床研修施設群において臨床研修を行おうとする場合は、新たに協力型臨床研修施設の指定申請を行わなければならないこと。

(新設)

イ 連携型臨床研修施設として臨床研修を行う場合にあっては、プログラム責任者等から推薦状を添付すること。

5 臨床研修施設の指定の基準

(1) 単独型臨床研修施設の指定の基準

厚生労働大臣は、単独型臨床研修施設の指定を受けようとする病院又は診療所の開設者から指定の申請があった場合において、当該病院又は診療所が次に掲げる事項に適合していると認めるときでなければ、単独型臨床研修施設の指定をしてはならないこと。

ア 省令第2条に規定する臨床研修の基本理念にのっとりた研修プログラムを有していること。

(ア) 研修プログラムには、次に掲げる事項が定められていること。

- ① 当該研修プログラムの特色
- ② 臨床研修の目標

「臨床研修の目標」は、「歯科医師臨床研修の到達目標」(別添)を参考にして、臨床研修施設が当該研修プログラムにおいて研修歯科医の到達すべき目標として作成するものであり、「歯科医師臨床研修の到達目標」を達成できる内容であること。

- ③ プログラム責任者の氏名
- ④ 臨床研修を行う分野及び臨床研修施設又は研修協力施設ごとの研修期間

「臨床研修を行う分野」とは、当該研修プログラムにおいて研修歯科医の到達すべき目標として示される項目をいうものであること。

- ⑤ 研修歯科医の指導体制
- ⑥ 研修歯科医の募集定員並びに募集及び採用の方法

⑧ 研修歯科医の処遇に関する事項（略）

⑨ 研修歯科医の評価に関する事項

「研修歯科医の評価に関する事項」とは、研修プログラムにおいて研修歯科医の修了判定の評価を行う項目や基準等を示すものであること。

イ～カ（略）

キ 臨床研修の実施に関し必要な施設及び設備を有していること。

「臨床研修の実施に関し必要な施設及び設備を有していること」とは、臨床研修の実施に関し必要な歯科主要設備（例：歯科診療台、デンタルエックス線装置、パノラマ断層撮影装置、オートクレープ、生体モニター、口腔内画像処理システム等）のほか、臨床研修に必要な図書又は雑誌を有しており、また、原則として、インターネットが利用できる環境（Medline等の文献データベース、教育用コンテンツ等が利用できる環境）が整備されていることをいうものであること。さらに、次に掲げる施設及び設備を備えていることが望ましいこと。

(ア)～(ウ)（略）

ク～サ（略）

シ 適切な指導体制を有していること。ただし、研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあつては、当該病院又は診療所と研修協力施設とを合わせて、その指導体制が適切なものであること。

(ア)（略）

(イ) 休日・夜間の当直における指導体制については、電話等により指導歯科医又は上級歯科医に相談できる体制が確保されるとともに、研修歯科医1人で対応できない症例が想定される場合には、指導歯科医又は上級歯科医が直ちに対応できるような体制（オンコール体制）が確保されていること。

(ウ)・(エ)（略）

ス～タ（略）

(2)～(6)（略）

6 研修管理委員会等の要件

臨床研修を実施している間、指導歯科医等の研修歯科医の指導に当たる者は、適宜、研修歯科医ごとの研修の進捗状況を把握・評価し、修了基準に不足している部分を補い、あらかじめ定められた研修期間内に臨床研修を修了することができるよう配慮しなければならないこと。

(1) 研修管理委員会

ア～オ（略）

カ 研修管理委員会は、研修プログラムの質の向上を図るため、研修プログラムの評価を行うこと。研修プログラムの評価には、研修歯科医の指導体制、研修歯科医が経験した平均症例数及び「歯科医師臨床研修の到達目標」の達成に必要な症例数を満たした研修歯科医の割合を含むこと。

キ 研修管理委員会は、各臨床研修施設における研修の実施状況や研修歯科医の受入状況などを常時把握すること。

なお、管理型臨床研修施設の研修管理委員会は、共同して臨床研修を行う協力型臨床研修施設及び連携型臨床

⑦ 研修歯科医の処遇に関する事項（略）

(新設)

イ～カ（略）

キ 臨床研修の実施に関し必要な施設及び設備を有していること。

「臨床研修の実施に関し必要な施設及び設備を有していること」とは、臨床研修の実施に関し必要な歯科主要設備（例：歯科診療台、歯科用エックス線装置、パノラマエックス線装置、オートクレープ、超音波歯石除去器、生体モニター、口腔内画像処理システム、吸入鎮静装置等）のほか、臨床研修に必要な図書又は雑誌を有しており、また、原則として、インターネットが利用できる環境（Medline等の文献データベース、教育用コンテンツ等が利用できる環境）が整備されていることをいうものであること。さらに、次に掲げる施設及び設備を備えていることが望ましいこと。

(ア)～(ウ)（略）

ク～サ（略）

シ 適切な指導体制を有していること。ただし、研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあつては、当該病院又は診療所と研修協力施設とを合わせて、その指導体制が適切なものであること。

(ア)（略）

(イ) 休日・夜間の当直における指導体制については、電話等により指導歯科医又は上級歯科医に相談できる体制が確保されるとともに、研修歯科医1人で対応できない症例が想定される場合には、指導歯科医又は上級歯科医が直ちに対応できるような体制（オンコール体制）が確保されていること。また、休日・夜間の当直を研修歯科医が行う場合については、原則として指導歯科医又は上級歯科医とともに、2人以上で行うこと。

(ウ)・(エ)（略）

ス～タ（略）

(2)～(6)（略）

6 研修管理委員会等の要件

臨床研修を実施している間、指導歯科医等の研修歯科医の指導に当たる者は、適宜、研修歯科医ごとの研修の進捗状況を把握・評価し、修了基準に不足している部分を補い、あらかじめ定められた研修期間 (原則として1年間)内に臨床研修を修了することができるよう配慮しなければならないこと。

(1) 研修管理委員会

ア～オ（略）

(新設)

カ 研修管理委員会は、各臨床研修施設における研修の実施状況や研修歯科医の受入状況などを常時把握すること。

なお、管理型臨床研修施設の研修管理委員会は、共同して臨床研修を行う協力型臨床研修施設及び連携型臨床研修施設の受入時期、受入人数及び他の臨床研修施設群への申請状況等を把握するとともに、協力型臨床研修施設

研修施設の受入時期、受入人数及び他の臨床研修施設群への申請状況等を把握するとともに、協力型臨床研修施設における臨床研修が円滑に行われるよう、必要に応じて調整を図ること。その結果、協力型臨床研修施設において、3年以上研修歯科医の受入れがないときは、15に基づき臨床研修施設群から当該協力型臨床研修施設の削除を行うことができること。なお、この場合において、各協力型臨床研修施設の実績等を総合的に勘案すること。

ク 研修管理委員会は、研修管理委員会に関する規約等において臨時の研修管理委員会の開催等に関する事項を定めるなど、研修期間中に緊急な対応を要する事案が生じた場合に迅速に対応できるような体制の整備に努めること。

ケ 研修管理委員会は、会議に関する議事内容等を記録し、保管すること。

コ 研修管理委員会は、定期的な研修会を開催する等、指導歯科医等の資質向上に努めることが望ましいこと。

(2) (略)

(3) プログラム責任者

ア・イ (略)

ウ プログラム責任者は、プログラム責任者講習会（医療関係者研修費等補助金歯科医師臨床研修指導医講習会事業により開催されたもの）を受講することが望ましいこと。

(4) 指導歯科医等

ア 指導歯科医は、常に勤務する歯科医師であって研修歯科医に対する指導を行うために必要な経験及び能力を有しているものでなければならないこと。

(ア) 「研修歯科医に対する指導を行うために必要な経験及び能力を有しているもの」とは、一般歯科診療についての確に指導し、適正に評価を行うことができ、以下の①、②のいずれかの条件に該当する者であること。
なお、臨床経験には、臨床研修を行った期間を含めて差し支えないこと。

① 7年以上の臨床経験を有する者であって、指導歯科医講習会（一般財団法人歯科医療振興財団主催又は「歯科医師の臨床研修に係る指導歯科医講習会の開催指針」（平成16年6月17日付け医政発第0617001号）にのっとり開催されたもの）を受講していること。なお、都道府県歯科医師会会長の推薦があることが望ましいこと。

② 5年以上の臨床経験を有する者であって、日本歯科医学会・専門分科会の認定医・専門医の資格を有し、指導歯科医講習会（一般財団法人歯科医療振興財団主催又は「歯科医師の臨床研修に係る指導歯科医講習会の開催指針について」（平成16年6月17日付け医政発第0617001号）にのっとり開催されたもの）を受講していること。

(イ) (略)

イ・ウ (略)

7・8 (略)

9 研修プログラムの変更又は新設の届出

(1) 研修プログラムの変更

研修プログラムの変更とは、研修プログラムのうち、次に掲げる事項を変更することをいうものであること。

設における臨床研修が円滑に行われるよう、必要に応じて調整を図ること。

ク 研修管理委員会は、研修管理委員会に関する規約等において臨時の研修管理委員会の開催等に関する事項を定めるなど、研修期間中に緊急な対応を要する事案が生じた場合に迅速に対応できるような体制の整備に努めること。

ケ 研修管理委員会は、会議に関する議事内容等を記録し、保管すること。

コ 研修管理委員会は、定期的な研修会を開催する等、指導歯科医等の資質向上に努めることが望ましいこと。

(2) (略)

(3) プログラム責任者

ア・イ (略)

(新設)

(4) 指導歯科医等

ア 指導歯科医は、常に勤務する歯科医師であって研修歯科医に対する指導を行うために必要な経験及び能力を有しているものでなければならないこと。

(ア) 「研修歯科医に対する指導を行うために必要な経験及び能力を有しているもの」とは、一般歯科診療についての確に指導し、適正に評価を行うことができ、以下の①、②のいずれかの条件に該当する者であること。
なお、臨床経験には、臨床研修を行った期間を含めて差し支えないこと。

① 7年以上の臨床経験を有する者であって、指導歯科医講習会（財団法人歯科医療研修振興財団主催又は「歯科医師の臨床研修に係る指導歯科医講習会の開催指針」（平成16年6月17日付け医政発第0617001号）にのっとり開催されたもの）を受講していること。なお、都道府県歯科医師会会長の推薦があることが望ましいこと。

② 5年以上の臨床経験を有する者であって、日本歯科医学会・専門分科会の認定医・専門医の資格を有し、指導歯科医講習会（財団法人歯科医療研修振興財団主催又は「歯科医師の臨床研修に係る指導歯科医講習会の開催指針について」（平成16年6月17日付け医政発第0617001号）にのっとり開催されたもの）を受講していること。

(イ) (略)

イ・ウ (略)

7・8 (略)

9 研修プログラムの変更又は新設の届出

(1) 研修プログラムの変更

研修プログラムの変更とは、研修プログラムのうち、次に掲げる事項を変更することをいうものであること。

<p>ア 臨床研修の目標（「<u>歯科医師臨床研修の到達目標</u>」の達成に必要な症例数や研修内容を含む。）</p> <p>イ～カ（略）</p> <p>(2)～(6)（略）</p> <p>10～13（略）</p> <p>14 臨床研修施設の指定の取消し</p> <p>(1) 厚生労働大臣は、臨床研修施設が次のいずれかに該当するときは、法第16条の2第2項の規定により臨床研修施設の指定を取り消すことができること。</p> <p>ア（略）</p> <p>イ <u>単独型臨床研修施設及び管理型臨床研修施設において、3年以上研修歯科医の受入れがないとき。</u></p> <p>ウ <u>協力型臨床研修施設にのみ指定されている施設がすべての臨床研修施設群から外れたとき。</u></p> <p>エ 5(5)イに該当するに至ったとき。</p> <p>オ 6及び8から12までに違反したとき。</p> <p>カ その開設者又は管理者が、13(2)の指示に従わないとき。</p> <p>(2)（略）</p> <p>15・16（略）</p> <p>17 臨床研修の評価</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 研修期間終了時の評価</p> <p>研修歯科医の研修期間の終了に際し、プログラム責任者は、研修管理委員会に対して<u>研修歯科医ごとの症例数や臨床研修の目標の達成状況を報告し、その報告に基づき、研修管理委員会は研修の修了認定の可否についての評価を行うこと。</u></p> <p>評価は、研修実施期間の評価及び臨床研修終了時の到達目標の達成度の評価（行動目標等の達成度の評価及び臨床歯科医としての適性の評価）に分けて行い、両者の基準が満たされた時に修了と認めるものであること。</p> <p>18 臨床研修の中断及び再開</p> <p>(1) 臨床研修の中断</p> <p>ア 基本的な考え方</p> <p>臨床研修の中断とは、現に臨床研修を受けている研修歯科医について研修プログラムにあらかじめ定められた研修期間の途中で<u>臨床研修を中止することをいうものであること。</u></p>	<p>ア 臨床研修の目標</p> <p>イ～カ（略）</p> <p>(2)～(6)（略）</p> <p>10～13（略）</p> <p>14 臨床研修施設の指定の取消し</p> <p>(1) 厚生労働大臣は、臨床研修施設が次のいずれかに該当するときは、法第16条の2第2項の規定により臨床研修施設の指定を取り消すことができること。</p> <p>ア（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>イ 5(5)イに該当するに至ったとき。</p> <p>ウ 6及び8から12までに違反したとき。</p> <p>エ その開設者又は管理者が、13(2)の指示に従わないとき。</p> <p>(2)（略）</p> <p>15・16（略）</p> <p>17 臨床研修の評価</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 研修期間終了時の評価</p> <p>研修歯科医の研修期間の終了に際し、プログラム責任者は、研修管理委員会に対して<u>研修歯科医ごとの臨床研修の目標の達成状況を報告し、その報告に基づき、研修管理委員会は研修の修了認定の可否についての評価を行うこと。</u></p> <p>評価は、研修実施期間の評価及び臨床研修終了時の到達目標の達成度の評価（行動目標等の達成度の評価及び臨床歯科医としての適性の評価）に分けて行い、両者の基準が満たされた時に修了と認めるものであること。</p> <p>18 臨床研修の中断及び再開</p> <p>(1) 臨床研修の中断</p> <p>ア 基本的な考え方</p> <p>臨床研修の中断とは、現に臨床研修を受けている研修歯科医について研修プログラムにあらかじめ定められた研修期間の途中で<u>臨床研修を長期にわたり休止すること、又は中止することをいうものであり、臨床研修を再開するには、原則として別の臨床研修施設の研修プログラムを改めて受けることを前提としたものであること。</u></p> <p><u>研修プログラムを提供している管理者及び研修管理委員会には、あらかじめ定められた研修期間内に研修歯科医に臨床研修を修了させる責任があり、安易に中断の扱いを行ってはならないこと。</u></p> <p><u>やむを得ず臨床研修の中断の検討を行う際には、管理者及び研修管理委員会は当該研修歯科医及び研修指導関</u></p>
--	---

イ 中断の基準

中断には、「研修歯科医が臨床研修を継続することが困難であると研修管理委員会が評価、勧告した場合」と「研修歯科医から管理者に申し出た場合」の2通りがあること。

管理者が臨床研修の中断を認めることができるのは、以下のような正当な理由がある場合であり、例えば、臨床研修施設の研修歯科医に対する不満又は研修歯科医の臨床研修施設に対する不満のように、改善の余地がある場合については中断を認めるものではないこと。

(ア) 研修歯科医が臨床研修を継続することが困難であると研修管理委員会が評価、勧告した場合

- ① 当該臨床研修施設の廃院、指定の取消しその他の理由により、当該研修施設が認定を受けた研修プログラムの実施が不可能な場合
- ② 研修歯科医が臨床歯科医としての適性を欠き、当該臨床研修施設の指導、教育によっても改善が不可能な場合
- ③ その他正当な理由がある場合

(イ) 研修歯科医から管理者に申し出た場合

- ① 妊娠、出産、育児、傷病等の理由により臨床研修を中止する場合
- ② 研修、留学等の多様なキャリア形成のため、臨床研修を中止する場合
- ③ その他正当な理由がある場合

ウ 中断の手順

(ア) 研修管理委員会は、研修歯科医が臨床研修を継続することが困難であると認める場合には、当該研修歯科医がそれまでに受けた臨床研修に係る当該研修歯科医の評価を行い、管理者に対し、当該研修歯科医の臨床研修を中断することを勧告することができること。

(イ) (略)

(ウ) 臨床研修の中断の検討を行う際には、管理者及び研修管理委員会は当該研修歯科医及びプログラム責任者や他の研修指導関係者と十分話し合い、当該研修歯科医の臨床研修に関する正確な情報を十分に把握するものであること。また、臨床研修を再開する場所についても併せて検討すること。

なお、必要に応じて、それらの経緯や状況等の記録を残し、中断という判断に至る場合には、当該研修歯科医が納得する判断となるよう努めなければならないこと。また、必要に応じて事前に管轄する地方厚生局健康福祉部医事課に相談をすること。

エ 中断した場合

管理者は、研修歯科医の臨床研修を中断した場合には、当該研修歯科医の求めに応じて、速やかに、当該研修歯科医に対して、当該研修歯科医に関する次に掲げる事項を記載した臨床研修中断証（様式4）を交付しなければならないこと。このとき、管理者は、臨床研修の再開のための支援を行うことを含め、適切な進路指導を行わなければならないこと。さらに、管理者は、速やかに、臨床研修中断報告書（様式5）及び当該中断証の写しを

係者と十分話し合い、当該研修歯科医の臨床研修に関する正確な情報を十分に把握するものであること。さらに、研修歯科医が臨床研修を継続できる方法がないか検討し、研修歯科医に対し必要な支援を行うものであること。

これらを通じて、中断という判断に至る場合にも、管理者及び研修管理委員会は当該研修歯科医が納得するよう努めなければならないこと。なお、このような場合においては、経緯や状況等の記録を残しておく必要があること。また、必要に応じて事前に管轄する地方厚生局健康福祉部医事課に相談をすること。

イ 中断の基準

中断には、「研修歯科医が臨床研修を継続することが困難であると研修管理委員会が評価、勧告した場合」と「研修歯科医から管理者に申し出た場合」の2通りがあること。

管理者が臨床研修の中断を認めるのは、以下のようなやむを得ない場合に限るものであり、例えば、臨床研修施設の研修歯科医に対する不満又は研修歯科医の臨床研修施設に対する不満のように、改善の余地があるものは認めるものではないこと。

(ア) 当該臨床研修施設の廃院、指定の取消しその他の理由により、当該研修施設が認定を受けた研修プログラムの実施が不可能な場合

(イ) 研修歯科医が臨床歯科医としての適性を欠き、当該臨床研修施設の指導、教育によっても改善が不可能な場合

(ウ) 妊娠、出産、育児、傷病等の理由により臨床研修を長期にわたり休止し、そのため修了に必要な研修実施期間を満たすことができない場合であって、臨床研修を再開するときに、当該研修歯科医の履修する研修プログラムの変更、廃止等により同様の研修プログラムに復帰することが不可能であると見込まれる場合

(エ) その他正当な理由がある場合

ウ 中断の手順

(ア) 研修管理委員会は、臨床歯科医としての適性を欠く場合等研修歯科医が臨床研修を継続することが困難であると認める場合には、当該研修歯科医がそれまでに受けた臨床研修に係る当該研修歯科医の評価を行い、管理者に対し、当該研修歯科医の臨床研修を中断することを勧告することができること。

(イ) (略)

(新設)

エ 中断した場合

管理者は、研修歯科医の臨床研修を中断した場合には、当該研修歯科医の求めに応じて、速やかに、当該研修歯科医に対して、当該研修歯科医に関する次に掲げる事項を記載した臨床研修中断証（様式4）を交付しなければならないこと。このとき、管理者は、研修歯科医の求めに応じて、他の臨床研修施設を紹介する等臨床研修の再開のための支援を行うことを含め、適切な進路指導を行わなければならないこと。さらに、管理者は、速やかに、臨

管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。

(ア)～(カ) (略)

(2) 臨床研修の再開

臨床研修を中断した者は、自己の希望する臨床研修施設に、臨床研修中断証を添えて、臨床研修の再開を申し込むことができること。この場合において、臨床研修再開の申込を受けた臨床研修施設の管理者は、当該研修歯科医の臨床研修中断証の内容を考慮した研修プログラムで研修を行わなければならないこと。

なお、当該管理者は、研修再開の日から起算して1月以内に、臨床研修の修了基準を満たすための履修計画表(様式6)を、管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。

19 臨床研修の修了

(1) (略)

(2) 臨床研修の修了認定

ア・イ (略)

ウ 管理者は、イに基づく臨床研修修了証の交付後1月以内に、臨床研修修了証を交付した研修歯科医の氏名及び生年月日を記載した臨床研修修了者一覧表(様式8)を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課に提出すること。
また、修了した研修歯科医に歯科医籍への登録申請を行うよう指導すること。

(3) 臨床研修の未修了

ア 基本的な考え方

臨床研修の未修了とは、研修歯科医の研修期間の終了に際する評価において、研修歯科医が臨床研修の修了基準を満たしていない等の理由により、管理者が当該研修歯科医の臨床研修を修了したと認めないことをいうものであり、原則として、引き続き同一の研修プログラムで研修を行うことを前提としたものであること。

未修了の検討を行う際には、管理者及び研修管理委員会は当該研修歯科医及び研修指導関係者と十分話し合い、当該研修歯科医の研修に関する正確な情報を十分に把握するものであること。

これらを通じて、最終的に未修了という判断に至る場合であっても、当該研修歯科医が納得するよう努めなければならないこと。なお、このような場合においては、経緯や状況等の記録を残しておく必要があること。また、必要に応じて事前に管轄する地方厚生局健康福祉部医事課に相談をすること。

イ 未修了の手順

管理者は、(2)アの評価に基づき、研修歯科医が臨床研修を修了していないと認めるときは、速やかに、当該研修歯科医に対して、理由を付して、その旨を文書(様式9)で通知しなければならないこと。

ウ 未修了とした場合

当該研修歯科医は原則として引き続き同一の研修プログラムで研修を継続することとなるが、その場合には、研修プログラムの定員を超えてしまう事もあり得ることから、指導歯科医1人当たりの研修歯科医数や研修歯科医1人当たりの症例数等について、研修プログラムに支障を来さないよう、十分に配慮しなければならないこと。

なお、未修了とした場合には、管理者は、研修を継続させる前に、当該研修歯科医が臨床研修の修了基準を満たすための履修計画表(様式10)を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。

床研修中断報告書(様式5)及び当該中断証の写しを管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。

(ア)～(カ) (略)

(2) 臨床研修の再開

臨床研修を中断した者は、自己の希望する臨床研修施設に、臨床研修中断証を添えて、臨床研修の再開を申し込むことができること。この場合において、臨床研修再開の申込を受けた臨床研修施設の管理者は、当該研修歯科医の臨床研修中断証の内容を考慮した臨床研修を行わなければならないこと。

なお、当該管理者は、研修再開の日から起算して1月以内に、臨床研修の修了基準を満たすための履修計画表(様式6)を、管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。

19 臨床研修の修了

(1) (略)

(2) 臨床研修の修了認定

ア・イ (略)

(新設)

(3) 臨床研修の未修了

ア 基本的な考え方

臨床研修の未修了とは、研修歯科医の研修期間の終了に際する評価において、研修歯科医が臨床研修の修了基準を満たしていない等の理由により、管理者が当該研修歯科医の臨床研修を修了したと認めないことをいうものであり、原則として、引き続き同一の研修プログラムで研修を行うことを前提としたものであること。

研修プログラムを提供している管理者及び研修管理委員会には、あらかじめ定められた研修期間内に研修歯科医に臨床研修を修了させる責任があり、安易に未修了の扱いを行ってはならないこと。

やむを得ず未修了の検討を行う際には、管理者及び研修管理委員会は当該研修歯科医及び研修指導関係者と十分話し合い、当該研修歯科医の研修に関する正確な情報を十分に把握するものであること。

これらを通じて、最終的に未修了という判断に至る場合にも、管理者及び研修管理委員会は当該研修歯科医が納得するよう努めなければならないこと。なお、このような場合においては、経緯や状況等の記録を残しておく必要があること。また、必要に応じて事前に管轄する地方厚生局健康福祉部医事課に相談をすること。

イ 未修了の手順

管理者は、(2)アの評価に基づき、研修歯科医が臨床研修を修了していないと認めるときは、速やかに、当該研修歯科医に対して、理由を付して、その旨を文書(様式8)で通知しなければならないこと。

ウ 未修了とした場合

当該研修歯科医は原則として引き続き同一の研修プログラムで研修を継続することとなるが、その場合には、研修プログラムの定員を超えてしまう事もあり得ることから、指導歯科医1人当たりの研修歯科医数や研修歯科医1人当たりの症例数等について、研修プログラムに支障を来さないよう、十分に配慮しなければならないこと。

なお、未修了とした場合には、管理者は、研修を継続させる前に、当該研修歯科医が臨床研修の修了基準を満たすための履修計画表(様式9)を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。

20~24 (略)

第3 検討規定
(略)

(割る)
(割る)

20~24 (略)

第3 検討規定
(略)

様式 (略)
別添 (略)

新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正案		現行																																																	
(臨床研修施設申請書1/臨床研修施設変更届出書1/年次報告書1)		(臨床研修施設申請書1/臨床研修施設変更届出書1/年次報告書1)																																																	
(略)		(略)																																																	
<table border="1"> <tr> <td>施設番号(既取得施設のみ記入)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>施設名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>開設者氏名(法人の名称)</td> <td></td> </tr> </table>		施設番号(既取得施設のみ記入)		施設名		開設者氏名(法人の名称)		<table border="1"> <tr> <td>施設名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>施設番号(既取得施設のみ記入)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>開設者氏名(法人の名称)</td> <td></td> </tr> </table>		施設名		施設番号(既取得施設のみ記入)		開設者氏名(法人の名称)																																					
施設番号(既取得施設のみ記入)																																																			
施設名																																																			
開設者氏名(法人の名称)																																																			
施設名																																																			
施設番号(既取得施設のみ記入)																																																			
開設者氏名(法人の名称)																																																			
(略)		(略)																																																	
1 施設の名称	(フリガナ) 名称	1 施設の所在地	(略)																																																
2 施設の所在地	(略)	2 施設の開設者の氏名 (法人の名称)	(略)																																																
3 施設の開設者の氏名 (法人の名称)	(略)	3 施設の開設者の住所 (法人の主たる事務所の所在地)	(略)																																																
4 施設の開設者の住所 (法人の主たる事務所の所在地)	(略)	4 施設の開設年月																																																	
5 施設の開設年月		5 施設の管理者の氏名	(略)																																																
6 施設の管理者の氏名	(略)	6 施設のホームページ	(略)																																																
7 施設のホームページ	(略)	7 歯科医師(研修歯科医含まず。)の員数	(略) (略)																																																
8 歯科医師(研修歯科医含まず。)の員数	(略)	8 歯科衛生士の員数	(略)																																																
9 歯科衛生士の員数	(略)	9 看護師の員数	(略)																																																
10 看護師の員数	(略)	10 同時受入可能定員	(略)																																																
11・12	(略)	11・12	(略)																																																
13 歯科設備状況	<table border="1"> <tr> <td>歯科用診療台</td> <td></td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>※「経皮的酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)」と「血圧計」は、「生体モニター」に組込まれている場合も、それぞれの数に含めること。</td> <td>デンタルエックス線装置</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td></td> <td>パノラマ断層撮影装置</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td></td> <td>オートクレーブ</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td></td> <td>口腔内画像処理システム</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td></td> <td>生体モニター</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自動体外式除細動器(AED)</td> <td>台</td> </tr> </table>	歯科用診療台		台	※「経皮的酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)」と「血圧計」は、「生体モニター」に組込まれている場合も、それぞれの数に含めること。	デンタルエックス線装置	台		パノラマ断層撮影装置	台		オートクレーブ	台		口腔内画像処理システム	台		生体モニター	台		自動体外式除細動器(AED)	台	<table border="1"> <tr> <td>13 歯科設備状況</td> <td>歯科用診療台</td> <td></td> <td>台</td> </tr> <tr> <td></td> <td>歯科用エックス線装置</td> <td></td> <td>台</td> </tr> <tr> <td></td> <td>パノラマエックス線装置</td> <td></td> <td>台</td> </tr> <tr> <td></td> <td>オートクレーブ</td> <td></td> <td>台</td> </tr> <tr> <td></td> <td>超音波歯石除去器</td> <td></td> <td>台</td> </tr> <tr> <td></td> <td>口腔内画像処理システム</td> <td></td> <td>台</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他(吸入鎮静装置、生体モニター等)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	13 歯科設備状況	歯科用診療台		台		歯科用エックス線装置		台		パノラマエックス線装置		台		オートクレーブ		台		超音波歯石除去器		台		口腔内画像処理システム		台		その他(吸入鎮静装置、生体モニター等)		
歯科用診療台		台																																																	
※「経皮的酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)」と「血圧計」は、「生体モニター」に組込まれている場合も、それぞれの数に含めること。	デンタルエックス線装置	台																																																	
	パノラマ断層撮影装置	台																																																	
	オートクレーブ	台																																																	
	口腔内画像処理システム	台																																																	
	生体モニター	台																																																	
	自動体外式除細動器(AED)	台																																																	
13 歯科設備状況	歯科用診療台		台																																																
	歯科用エックス線装置		台																																																
	パノラマエックス線装置		台																																																
	オートクレーブ		台																																																
	超音波歯石除去器		台																																																
	口腔内画像処理システム		台																																																
	その他(吸入鎮静装置、生体モニター等)																																																		

経皮的酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)		台
酸素ポンプ及び酸素マスク		セット
血圧計		台
救急蘇生セット		セット
歯科用吸引装置(口腔外)		台

14~16(略)

17 外来患者症例数(※前年度実績)

区 分	総数	外来診療	
		外来診療	訪問診療
年間外来患者数			
年間外来診療日数			
1日平均外来患者数			

※総数は「外来診療」と「訪問診療」の和とすること。

申請年度の前年度中に来院した外来患者数(延べ患者数)をもととすること。

「1日平均外来患者数」とは、年間外来患者数÷年間外来診療日数による数(少数第二位を四捨五入)とすること。

入院患者数(※前年度実績)

	歯科・歯科口腔外科・小児歯科・矯正歯科
年間入院患者実数	

※「年間入院患者実数」とは、申請年度の前々年度の繰越患者数に申請年度の前年度中における新入院患者数を加えた数とすること。

入院設備がない場合は「なし」と記入すること。

18(略)

14~16(略)

17 外来患者症例数(※前年度実績)

区 分	歯科	歯科口腔外科	矯正歯科	小児歯科
年間外来患者数				
年間外来診療日数				
1日平均外来患者数				

※申請年度の前年度中に来院した外来患者数(延べ患者数)をもととすること。

「1日平均外来患者数」とは、年間外来患者数÷年間外来診療日数による数(少数第二位を四捨五入)とすること。

入院患者数(※前年度実績)

	歯科・歯科口腔外科・小児歯科・矯正歯科
年間入院患者実数	

※「年間入院患者実数」とは、申請年度の前々年度の繰越患者数に申請年度の前年中における新入院患者数を加えた数とすること。

入院設備がない場合は「なし」と記入すること。

18(略)

19 歯科医師名簿

番号	(フリガナ)	臨床経験年数	受講した指導 歯科医講習会 名(修了年月 日、主催者)	受講したプロ グラム責任者 講習会名(修 了年月日)	取得している専 門医・認定医資 格(日本歯科医 学会専門分科会 に登録されてい るものに限る)	勤務形態	研修に関する 役割等
	氏名						
		年					

※当該施設に勤務する全ての歯科医師について記入すること。「臨床経験年数」欄には、研修歯科医の期間も含めた臨床経験年数を年単位で記入すること(1年未満の端数は切り捨て)。「勤務形態」欄については、非常勤歯科医師も含め当該施設で定めた歯科医師の勤務時間の全てを勤務する歯科医師の場合1を、それ以外の場合には2を記入すること。欄が足りない場合には、欄を増やして対応すること。

20 歯科衛生士名簿

番号	(フリガナ)	勤務形態	適当たり勤務時間
	氏名		
		1.常勤 2.非常勤	時間

※当該施設に勤務する全ての歯科衛生士について記入すること。「勤務形態」欄については、該当する番号を記入すること。「適当たり勤務時間」欄については、当該施設で定めた歯科衛生士の適当たりの勤務時間数を記入すること。欄が足りない場合には、欄を増やして対応すること。

21 看護師名簿

番号	(フリガナ)	診療科	勤務形態	適当たり勤務時間
	氏名			
			1.常勤 2.非常勤	時間

※当該施設の歯科診療部門に勤務する全ての看護師(准看護師含む)について記入すること。「診療科」欄には、各看護師の所属診療科を記入すること。「勤務形態」欄については、該当する番号を記入すること。「適当たり勤務時間」欄については、当該施設で定めた看護師の適当たりの勤務時間数を記入すること。欄が足りない場合には、欄を増やして対応すること。

19 歯科医師名簿

番号	(フリガナ)	臨床経験年数	受講した指導 歯科医講習 会名(修了年 月日)	取得している専 門医・認定医資 格(日本歯科医 学会専門分科会 に登録されてい るものに限る)	歯科医籍番号・登録 年月日		勤務形態	研修に関する 役割等
	氏名				歯科医 籍番号	登録年月日 (西暦)		
		年					(略)	(略)

※当該施設に勤務する全ての歯科医師について記入すること。「臨床経験年数」欄には、研修歯科医の期間も含めた臨床経験年数を年単位で記入すること(1年未満の端数は切り捨て)。「勤務形態」欄については、非常勤歯科医師も含め当該施設で定めた歯科医師の勤務時間の全てを勤務する歯科医師の場合1を、それ以外の場合には2を記入すること。欄が足りない場合には、欄を増やして対応すること。

20 歯科衛生士名簿

番号	(フリガナ)	免許登録番号・登録年月日		勤務形態	適当たり勤務時間
	氏名	免許登録番号	登録年月日 (西暦)		
				1.常勤 2.非常勤	時間

※当該施設に勤務する全ての歯科衛生士について記入すること。「勤務形態」欄については、該当する番号を記入すること。「適当たり勤務時間」欄については、当該施設で定めた歯科衛生士の適当たりの勤務時間数を記入すること。欄が足りない場合には、欄を増やして対応すること。

21 看護師名簿

番号	(フリガナ)	診療科	免許登録番号・登録年月日		勤務形態	適当たり勤務時間
	氏名		免許登録番号	登録年月日 (西暦)		
					1.常勤 2.非常勤	時間

※当該施設の歯科診療部門に勤務する全ての看護師(准看護師含む)について記入すること。「診療科」欄には、各看護師の所属診療科を記入すること。「勤務形態」欄については、該当する番号を記入すること。「適当たり勤務時間」欄については、当該施設で定めた看護師の適当たりの勤務時間数を記入すること。欄が足りない場合には、欄を増やして対応すること。

22～26(略)

27 臨床研修の目標	概要	[略]	
	症例数	外来診療	[略] 例
		訪問診療	[略] 例

※臨床研修施設群方式により複数の臨床研修施設で本プログラムを実施する場合、臨床研修施設ごとの症例数ではなく、本プログラム全体の症例数を記載すること。

28～32(略)

33 研修歯科医の処遇	(略)	(略)	[略]
	協力型・連携型・研修協力施設における処遇の適用	1. 単独型・管理型臨床研修施設と同一の処遇とする。 2. 独自の処遇とする。	[略]

34(略)

35 研修プログラムの実績	研修歯科医の指導体制	1. 患者の治療を1人の研修歯科医が担当 2. 患者の治療を複数の研修歯科医が症例ごとに担当		[略]
	研修歯科医1人あたりの平均症例数(※前年度実績)	外来診療	[略]	例
		訪問診療	[略]	例
	目標症例数を達成した研修歯科医の割合(※前年度実績)	[略]		%

36～38(略)

22～26(略)

27 臨床研修の目標の概要	[略]
---------------	-----

28～32(略)

33 研修歯科医の処遇	(略)	(略)	[略]
	協力型・連携型・研修協力施設における処遇の適用	1. 管理型臨床研修施設と同一の処遇とする。 2. 独自の処遇とする。	[略]

34(略)

(新設)

35～37(略)

(臨床研修施設申請書2/研修協力施設概況表/臨床研修施設変更届出書2/年次報告書2)

(略)

施設番号(既取得施設のみ記入)	
施設名	
開設者氏名(法人の名称)	

(略)

参加プログラム ※研修歯科医を受け入れていない場合も記入すること。 ※本プログラムを含め、今年度同時に申請している施設も名称は記入すること。	参加プログラム(予定)の管理型臨床研修施設の名称	受け入れた研修歯科医数 (※前年度実績)
		人
		人
		人
	合計	人

(略)

1 施設の名称	(フリガナ) 名称	
2 施設の所在地	(略)	
3 施設の開設者の氏名 (法人の名称)	(略)	
4 施設の開設者の住所 (法人の主たる事務所の所在地)	(略)	
5 施設の開設年月		
6 施設の管理者の氏名	(略)	
7 研修実施責任者		
8 施設のホームページ	(略)	
9 歯科医師(研修歯科医含まず。)の員数	(略)	
10 歯科衛生士の員数	(略)	
11 看護師の員数	(略)	
12-13	(略)	
14 歯科設備状況	歯科用診療台	台
※「経皮的酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)」と「血圧計」は、「生体モニター」に組込まれている場合も、それぞれの数に含めること。	デンタルエックス線装置	台
	パノラマ断層撮影装置	台
	オートクレーブ	台
	口腔内画像処理システム	台
	生体モニター	台

(臨床研修施設申請書2/研修協力施設概況表/臨床研修施設変更届出書2/年次報告書2)

(略)

施設名	
施設番号(既取得施設のみ記入)	
開設者氏名(法人の名称)	

(略)

参加プログラム ※研修歯科医を受け入れていない場合も記入すること。	参加プログラムの管理型臨床研修施設の名称

(略)

1 施設の所在地	(略)	
2 施設の開設者の氏名 (法人の名称)	(略)	
3 施設の開設者の住所 (法人の主たる事務所の所在地)	(略)	
4 施設の開設年月		
5 施設の管理者の氏名	(略)	
6 研修実施責任者		
7 施設のホームページ	(略)	
8 歯科医師(研修歯科医含まず。)の員数	(略)	
9 歯科衛生士の員数	(略)	
10 看護師の員数	(略)	
11 同時受入可能定員	(略)	
12-13	(略)	
14 歯科設備状況	歯科用診療台	台
	歯科用エックス線装置	台
	パノラマエックス線装置	台
	オートクレーブ	台
	超音波歯石除去器	台
	口腔内画像処理システム	台
	その他(吸入鎮静装置、生	

自動体外式除細動器 (AED)		台
経皮的酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)		台
酸素ボンベ及び酸素マスク		セット
血圧計		台
救急蘇生セット		セット
歯科用吸引装置(口腔外)		台

15~17(略)

18 外来患者症例数(※前年度実績)

区 分	総数	外来診療	
		外来診療	訪問診療
年間外来患者数			
年間外来診療日数			
1日平均外来患者数			

※ 総数は「外来診療」と「訪問診療」の和とすること。

申請年度の前年度中に来院した外来患者数(延べ患者数)をもととすること。「1日平均外来患者数」とは、年間外来患者数÷年間外来診療日数による数(少数第二位を四捨五入)とすること。

入院患者数(※前年度実績)

	歯科・歯科口腔外科・小児歯科・矯正歯科
年間入院患者実数	

※「年間入院患者実数」とは、申請年度の前々年度の繰越患者数に申請年度の前年度中における新入院患者数を加えた数とすること。

入院設備がない場合は「なし」と記入すること。

19 歯科医師名簿

体モニター等)

15~17(略)

18 外来患者症例数(※前年度実績)

区 分	歯科	歯科口腔外科	矯正歯科	小児歯科
年間外来患者数				
年間外来診療日数				
1日平均外来患者数				

※申請年度の前年度中に来院した外来患者数(延べ患者数)をもととすること。「1日平均外来患者数」とは、年間外来患者数÷年間外来診療日数による数(少数第二位を四捨五入)とすること。

入院患者数(※前年度実績)

	歯科・歯科口腔外科・小児歯科・矯正歯科
年間入院患者実数	

※「年間入院患者実数」とは、申請年度の前々年度の繰越患者数に申請年度の前年中における新入院患者数を加えた数とすること。

入院設備がない場合は「なし」と記入すること。

19 歯科医師名簿

番号	(フリガナ)	臨床経 験年数	受講した指導 歯科医講習会 名(修了年月 日、主催者)	取得している専門 医・認定医資格 (日本歯科医学会 専門分科会に登 録されているもの に限る)	勤務形態	研修に関する 役割等
	氏名				(略)	(略)
		年				

※当該施設に勤務する全ての歯科医師について記入すること。「臨床経験年数」欄には、研修歯科医の期間も含めた臨床経験年数を年単位で記入すること(1年未満の端数は切り捨て)。「勤務形態」欄については、非常勤歯科医師も含め当該施設で定めた歯科医師の勤務時間の全てを勤務する歯科医師の場合1を、それ以外の場合には2を記入すること。欄が足りない場合には、欄を増やして対応すること。

20 歯科衛生士名簿

番号	(フリガナ)	勤務形態	過当たり勤務時間
	氏名	1.常勤 2.非常勤	
			時間

※当該施設に勤務する全ての歯科衛生士について記入すること。「勤務形態」欄については、該当する番号を記入すること。「過当たり勤務時間」欄については、当該施設で定めた歯科衛生士の過当たりの勤務時間数を記入すること。欄が足りない場合には、欄を増やして対応すること。

21 看護師名簿

番号	(フリガナ)	診療科	勤務形態	過当たり勤務時間
	氏名		1.常勤 2.非常勤	
				時間

※当該施設の歯科診療部門に勤務する全ての看護師(准看護師含む)について記入すること。「診療科」欄には、各看護師の所属診療科を記入すること。「勤務形態」欄については、該当する番号を記入すること。「過当たり勤務時間」欄については、当該施設で定めた看護師の過当たりの勤務時間数を記入すること。欄が足りない場合には、欄を増やして対応すること。

22~26(略)

番号	(フリガナ)	臨床経 験年数	受講した指導 歯科医講習会 名(修了年月 日)	取得している専門 医・認定医資格 (日本歯科医学会 専門分科会に登 録されているもの に限る)	歯科医籍番号・登 録年月日		勤務形態	研修に関する 役割等
	氏名				歯科医 籍番号	登録年月 日(西暦)		
		年						

※当該施設に勤務する全ての歯科医師について記入すること。「臨床経験年数」欄には、研修歯科医の期間も含めた臨床経験年数を年単位で記入すること(1年未満の端数は切り捨て)。「勤務形態」欄については、非常勤歯科医師も含め当該施設で定めた歯科医師の勤務時間の全てを勤務する歯科医師の場合1を、それ以外の場合には2を記入すること。欄が足りない場合には、欄を増やして対応すること。

20 歯科衛生士名簿

番号	(フリガナ)	免許登録番号・登録年月日		勤務形態	過当たり勤務時間
	氏名	免許登録 番号	登録年月日 (西暦)	1.常勤 2.非常勤	
					時間

※当該施設に勤務する全ての歯科衛生士について記入すること。「勤務形態」欄については、該当する番号を記入すること。「過当たり勤務時間」欄については、当該施設で定めた歯科衛生士の過当たりの勤務時間数を記入すること。欄が足りない場合には、欄を増やして対応すること。

21 看護師名簿

番号	(フリガナ)	診療科	免許登録番号・登録年月日		勤務形態	過当たり勤務時間
	氏名		免許登録 番号	登録年月日 (西暦)	1.常勤 2.非常勤	
						時間

※当該施設の歯科診療部門に勤務する全ての看護師(准看護師含む)について記入すること。「診療科」欄には、各看護師の所属診療科を記入すること。「勤務形態」欄については、該当する番号を記入すること。「過当たり勤務時間」欄については、当該施設で定めた看護師の過当たりの勤務時間数を記入すること。欄が足りない場合には、欄を増やして対応すること。

22~26(略)

27 臨床研修の目標	概要		
	症例数	外来診療	例
		訪問診療	例

※臨床研修施設群方式により複数の臨床研修施設で本プログラムを実施する場合、臨床研修施設ごとの症例数ではなく、本プログラム全体の症例数を記載すること。

28～32(略)

33 研修歯科医の処遇	(略)	(略)	
	協力型・連携型・研修協力施設における処遇の適用	1. 単独型・管理型臨床研修施設と同一の処遇とする。 2. 独自の処遇とする。	

34(略)

35 研修プログラムの実績	研修歯科医の指導体制	1. 患者の治療を1人の研修歯科医が担当 2. 患者の治療を複数の研修歯科医が症例ごとに担当	
	研修歯科医1人あたりの平均症例数(※前年度実績)	外来診療	例
		訪問診療	例
	目標症例数を達成した研修歯科医の割合(※前年度実績)		例

36～38(略)

様式3

27 臨床研修の目標の概要	
---------------	--

28～32(略)

33 研修歯科医の処遇	(略)	(略)	
	協力型・連携型・研修協力施設における処遇の適用	1. 管理型臨床研修施設と同一の処遇とする。 2. 独自の処遇とする。	

34(略)

(新設)

35～37(略)

様式3

手続き年月日

臨床研修施設指定取消申請書

(略)

施設名	
指定の取消しを受けようとする理由：(いずれかに○をつけ、「その他」は理由を記載)	
<input type="checkbox"/>	臨床研修施設として指定基準を満たせなくなったため(指導歯科医の退職等)
<input type="checkbox"/>	3年以上研修歯科医の受入れ実績がないため
<input type="checkbox"/>	他の参加プログラムからの受入れを優先させるため
<input type="checkbox"/>	その他
((その他の理由))	
指定の取消しを受けようとする期日	
同時に新規指定申請を行う場合は、新たに指定を受けようとする期日	
指定の取消しの種別：(いずれかに○をつける)	
<input type="checkbox"/>	群からの削除のみ(他に参加プログラムがある場合)
<input type="checkbox"/>	臨床研修施設の指定取消し(すべての参加プログラムから外れる場合)
※現在、並行申請している協力型施設において本手続きを行う場合にあっては、並行申請しているすべての管理型施設の名称を下記表に記載し、今後、群に加わろうとする施設の右欄に○を記入すること	
参加プログラムの管理型臨床研修施設の名称	

(略)

様式4(略)

様式5

臨床研修施設指定取消申請書

(略)

施設名	
指定の取消しを受けようとする理由：	
指定の取消しを受けようとする期日	
同時に新規指定申請を行う場合は、新たに指定を受けようとする期日	
※現在、並行申請している協力型施設において本手続きを行う場合にあっては、並行申請している全ての管理型施設の名称を下記表に記載し、今後、群に加わろうとする施設の右欄に○を記入すること	
参加プログラムの管理型臨床研修施設の名称	

(略)

様式4(略)

様式5

臨床研修中断報告書
(略)

卒業大学名	卒業年月日	平成	年	月	日
※中断を認めた理由					
※中断を認めた理由について通知本文の以下の規定のうち該当する[]内の番号を○で囲むこと					
知本文第2の項(1)～(4)に (7) () () () () () () () () () () ()					
※中断までの経緯:					
※中断後の進路(見込のときは、「見込」と記入すること):					
※特記事項(今回中止したプログラム以前に中止した研修プログラムのある場合は、その名称と番号を記入):					

(略)

様式6

臨床研修の再開(の受入れ)に係る履修計画表
(略)

歯科医籍登録番号	第	号	歯科医籍登録年月日	平成	年	月	日		
中断した臨床研修を行った施設の名称									
中断した臨床研修に係る研修プログラム番号及び名称		プログラム番号	研修プログラムの名称						
臨床研修の再開後に履修する研修プログラム番号および名称		プログラム番号	研修プログラムの名称						
研修再開年月日	平成	年	月	日	研修修了予定年月日	平成	年	月	日

(略)

臨床研修中断報告書
(略)

卒業大学名	卒業年月日	平成	年	月	日
※中断までの経緯					
※中断後の進路(見込のときは、「見込」と記入すること):					
※特記事項(今回中断したプログラム以前に中断した研修プログラムのある場合は、その名称と番号を記入):					

(略)

様式6

臨床研修の再開の受け入れに係る履修計画表
(略)

歯科医籍登録番号	第	号	歯科医籍登録年月日	平成	年	月	日		
中断した臨床研修に係る研修プログラム番号及び名称		プログラム番号	研修プログラムの名称						
臨床研修の再開を受け入れる研修プログラム番号および名称		プログラム番号	研修プログラムの名称						
研修再開年月日	平成	年	月	日	研修修了予定年月日	平成	年	月	日

(略)

<p>様式7(略)</p>	<p>様式7(略)</p>				
<p>様式8</p>					
<p>提出年月日 <input style="width: 100px;" type="text"/></p>					
<p>臨床研修修了者一覧表</p>					
施設番号		単独型・管理型 臨床研修施設の名称			
	研修プログラム 番号	研修歯科医の氏名	生年月日	歯科医籍 登録番号	備考
1					
2					
3					
4					
5					
⋮					
<p>※複数の研修プログラムを有する臨床研修施設にあっては、研修プログラムごとに研修修了証を交付した研修歯科医の氏名等をまとめて記載すること。 ※生年月日は和暦で記載すること。 ※欄が足りない場合は、同様の表を追加すること。</p>					
<p>様式9(略)</p>		<p>様式8(略)</p>			
<p>臨床研修の未修了者に係る履修計画表 (略)</p>		<p>臨床研修の未修了者に係る履修計画表 (略)</p>			
<p>※当該未修了者に係る臨床研修未修了理由書の写しを添付すること。 ※より詳細な履修内容が分かるような資料を添付すること。 (略)</p>		<p>※当該未修了者に係る臨床研修未修了理由書を添付すること。 ※より詳細な履修内容が分かるような資料があれば添付すること。 (略)</p>			

新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p style="text-align: right;">(別添)</p> <p style="text-align: center;">歯科医師臨床研修の到達目標</p> <p>1)・2) (略)</p> <p>3)到達目標 「基本習熟コース」については、研修歯科医自らが確実に実践できることが基本であり、臨床研修修了後に習熟すべき「基本習得コース」については、頻度高く臨床において経験することが基本である。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 歯科医師臨床研修「基本習得コース」</p> <p>【一般目標】(略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)医療安全・感染予防</p> <p>【一般目標】(略)</p> <p>【行動目標】</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>医療事故及びヒヤリ・ハットを説明する。</u></p> <p>(3)～(5)(略)</p> <p>(3)～(6) (略)</p>	<p style="text-align: right;">(別添)</p> <p style="text-align: center;">歯科医師臨床研修の到達目標</p> <p>1)・2) (略)</p> <p>3)到達目標 「基本習熟コース」については、研修歯科医自らが確実に実践できることが基本であり、臨床研修修了後に習熟すべき「基本習得コース」については、頻度高く臨床において経験することが望ましいものである。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 歯科医師臨床研修「基本習得コース」</p> <p>【一般目標】(略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)医療安全・感染予防</p> <p>【一般目標】(略)</p> <p>【行動目標】</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>アクシデント及びインシデントを説明する。</u></p> <p>(3)～(5)(略)</p> <p>(3)～(6) (略)</p>

「歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について
一部改正の概要（平成28年2月23日付け改正分）

歯科医師臨床研修制度については、歯科専門職の資質向上検討会において、高度化・多様化する歯科医療に対応できる歯科医師の養成や、臨床研修の質の向上等の観点から、当該研修制度について全体的に見直すこととされ、平成26年3月に報告書が取りまとめられた。

この報告書を受け、歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令（平成17年厚生労働省令103号）の一部が改正され、平成28年4月1日から施行される。

この省令の一部改正に併せて、「歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」（平成17年6月28日付け医政発0628012号厚生労働省医政局長通知）についてもその一部を改正するものである。

【改正の主な内容】

- (1) 研修プログラムの内容をより明確化する観点から、研修プログラムへの記載事項に次の項目を追加
 - ・到達目標の達成に必要な症例数や研修内容
 - ・修了判定の評価を行う項目や基準
- (2) 研修プログラムの質の向上の観点から、研修プログラムの評価を行うこととし、評価項目として次の項目を設定

※年次報告の際に報告

 - ・研修歯科医の指導体制（患者の治療を1人の研修歯科医が担当する又は患者の治療を複数の研修歯科医が症例ごとに担当する）
 - ・研修歯科医が経験した平均症例数
 - ・あらかじめ設定した症例数を達成した研修歯科医の割合
- (3) 研修プログラムの質の担保の観点から、臨床研修施設の指定を取り消すことができる要件に次の項目を追加
 - ・3年以上研修歯科医の受入れがないとき
 - ・協力型臨床研修施設にのみ指定されている施設がすべての臨床研修施設群から外れたとき
- (4) 臨床研修の中断及び再開について
 - ・臨床研修を中断できる理由として、研究や留学等の多彩なキャリア形成を追加

- ・臨床研修を再開する際には、中断前と同じ臨床研修施設の研修プログラムを選択することを可能にする

歯科専門職の資質向上検討会 報告書

歯科専門職の資質向上検討会報告書 —歯科医師臨床研修制度の更なる充実に向けて—	P1
歯科専門職の資質向上検討会報告書 —歯科技工士国家試験の全国統一化に向けて—	P17
歯科専門職の資質向上検討会委員	P49
歯科専門職の資質向上検討会歯科医師ワーキンググループ委員	P50
歯科専門職の資質向上検討会歯科技工士ワーキンググループ委員	P51

平成 26 年 3 月 31 日

歯科専門職の資質向上検討会報告書

—歯科医師臨床研修制度の更なる充実に向けて—

1. はじめに

- 近年、多様化するライフスタイル、超高齢社会、医療技術の進展等により、国民の求める歯科医療サービスも高度化・多様化しており、歯科医師臨床研修制度においても、そういった歯科医師養成を取り巻く状況に対応できる歯科医師の資質向上を図ることが必要となってきている。
- 歯科医師臨床研修（以下、「臨床研修」という。）は、平成8年6月に歯科医師法の一部を改正する法律が公布され、歯科医師法に歯科医師免許取得後に1年以上の臨床研修を行うことが努力義務として規定された。
- 歯科医師の更なる資質向上を図るため、平成12年12月に歯科医師法等の改正が行われ、平成18年4月から臨床研修を必修化することが規定された。
- 臨床研修の基本理念は、「歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令（以下、「省令」という。）」において、「歯科医師が、歯科医師としての人格をかん養し、将来専門とする分野にかかわらず、歯科医学及び歯科医療の果たすべき社会的役割を認識しつつ、一般的な診療において頻繁に関わる負傷又は疾病に適切に対応できるよう、基本的な診療能力を身に付けることのできるものでなければならない。」と規定されている。
- 省令において、「厚生労働大臣は、この省令の施行後5年以内に、この省令の規定について所要の検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」となっていたことを踏まえ、平成19年1月に「歯科医師臨床研修推進検討会」を設置し、議論を重ね、平成21年12月に「歯科医師臨床研修推進検討会第2次報告」を取りまとめた。それに基づき、新たな臨床研修施設（連携型臨床研修施設）の導入、臨床研修施設の指定要件の見直し（歯科衛生士、入院症例の要件等）等が行われ、平成23年4月から適用されている。
- 今回の制度見直しについては、平成24年11月に設置した「歯科専門職の資質向上検討会」及びその下部組織として、平成25年2月に設置した「歯科専門職の資質向上検討会 歯科医師ワーキンググループ」において、関係者からのヒアリング、歯科医師臨床研修了者調査等を参考に臨床研修制度及び関連する諸制度に関して議論を重ねてきた。今般、平成28年4月から適用予定である新たな臨床研修制度について、以下の報告書を取りまとめた。

2. 研修プログラム

(1) 到達目標、必要な症例数

〈現状〉

- 研修プログラムは、臨床研修の実施に関する計画であり、特色、臨床研修の目標、研修歯科医の指導体制等の事項を記載することとなっている。なお、単独型又は管理型臨床研修施設に設置されている臨床研修の実施を統括管理する機関である研修管理委員会が作成することとなっている。
- 「歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」（以下、「施行通知」という。）において、「臨床研修の目標」は、「歯科医師臨床研修の到達目標」（別添）を参考にして、臨床研修施設が当該研修プログラムにおいて研修歯科医の到達すべき目標（以下、「研修プログラムの到達目標」という。）として作成するものであり、「歯科医師臨床研修の到達目標」を達成できる内容であること。」と規定されている。
- 「歯科医師臨床研修の到達目標」は、「基本習熟コース」（研修歯科医自らが確実に実践できること）と「基本習得コース」（頻度高く臨床において経験することが望ましいもの）から構成されている。

〈課題〉

- 研修管理委員会は、
 - ・ 歯科訪問診療等の超高齢社会に対応した項目
 - ・ 異物誤飲・誤嚥等のインシデント及びアクシデントの予防等に関する項目をさらに充実させた研修プログラムを作成すべきとの指摘がある。
- 平成22年度、平成23年度に実施した「歯科医師臨床研修了者調査」（厚生労働省医政局歯科保健課調べ）によると、
 - ・ 平成22年度については、歯学を履修する課程を置く大学に附属する病院の単独型研修プログラムの者が1年間に実際に治療をした延べ患者数は、管理型研修プログラムの約半数であった。
 - ・ 臨床研修を受けた施設を選んだ理由（複数回答可）として、「臨床研修プログラムが充実していること」（約42%）、「多くの症例が経験できること」（約34%）の順に回答が多かった。
 - ・ 到達目標を達成するために必要な項目（複数回答可）として、「本人の努力」（84%）、「手技の実践」（約80%）、「十分な症例数」（約75%）の順に回答が多かった。等が認められた。

- しかしながら、臨床研修を実施していく上で、「研修プログラムの到達目標」の達成に必要な症例数だけでなく、研修の内容や方法等といった研修の質も重要であるとの指摘もある。
- 研修管理委員会は、「研修プログラムの到達目標」の達成に必要な症例数や研修の内容や方法等について、研修予定者が研修プログラムを選択する際に参考にできるよう、研修プログラムに具体的に明記すべきとの指摘がある。
- 「研修プログラムの到達目標」を達成するために必要な症例数や研修の内容や方法等について、基準を設けるべきとの指摘がある一方、これらの基準を設けると、特色のある研修プログラムを作成することが困難になるとの指摘もある。

〈見直しの方向性〉

- 研修管理委員会は、超高齢社会に対応できる歯科医師を育成するため、「歯科医師臨床研修の到達目標」に規定されている歯科訪問診療等に関する項目について、原則として、研修歯科医が体験できるような研修プログラムを作成すべきである。
- 「研修プログラムの到達目標」に含まれる分野について、協力型臨床研修施設や研修協力施設等を活用し、研修歯科医が見学や補助ではなく、自ら診療する機会の増加に努める。
- 研修管理委員会は、「研修プログラムの到達目標」の達成に必要な症例数、研修の内容や方法等を具体的に研修プログラムに明記することとし、これらの情報は次回の制度見直しの基礎資料とする。なお、研修プログラムに記載すべき事項については、別紙「研修プログラム記載例」を参照する。

(2) 評価方法

〈現状〉

- 臨床研修の修了判定は、研修期間の終了に際し、研修管理委員会が、研修実施期間の評価、臨床歯科医としての適性を除く「研修プログラムの到達目標」の達成度の評価、臨床歯科医としての適性の評価を行い、それに基づき、管理者が修了を認めることとなっている。
- なお、臨床歯科医としての適性を除く「研修プログラムの到達目標」の達成度の評価については、施行通知において、「管理者は、研修歯科医があらかじめ定められた研修期間を通じ、各到達目標について達成したか否かの評価を行い、少なくとも到達目標に示されたすべての項目について目標を達成しなければ、修了と認めてはならないこと。」と規定されている。

〈課題〉

- 臨床研修の修了判定は、研修管理委員会が定める評価基準により、適切に行われるべきとの指摘がある。
- 研修管理委員会は修了判定の評価を行う際の基準等を研修プログラムに具体的に明記すべきとの指摘がある。
- 修了判定の評価を行う際の項目だけでも、標準化すべきとの指摘がある。

〈見直しの方向性〉

- 研修管理委員会は、修了判定の評価を行う際の項目や基準等を研修プログラムに具体的に明記することとし、あわせて、当該研修プログラムを修了した者が1年間で経験した平均症例数等の実績を報告することとする。なお、これらの情報は、次回の制度見直しにおいて、標準化の必要性も含めた検討を行う際の基礎資料にする。

(3) 研修期間

〈現状〉

- 歯科医師法第16条の2第1項において、「診療に従事しようとする歯科医師は、1年以上、歯学若しくは医学を履修する課程を置く大学に附属する病院（歯科医業を行わないものを除く。）又は厚生労働大臣の指定する病院若しくは診療所において、臨床研修を受けなければならない。」と規定されている。
- 平成26年度に届出されている研修プログラムのうち、研修期間が1年のものは約300件、2年のものは約30件であった。
- 主に病院歯科において、1年間の臨床研修修了後に後期研修を実施しているところもある。
- また、平成25年度から、指導医が研修歯科医に対し指導を行った研修期間も歯科医師臨床研修費補助金の対象となっている。

〈課題〉

- 臨床研修制度としての期間は、「歯科医師臨床研修の到達目標」等と一体的に検討すべきであり、安易に研修期間を延ばすべきではないとの指摘がある。
- 一方で、より充実した麻酔研修や入院患者等に対する全身管理の研修を実施するため、研修期間を2年間にすることも考慮すべきとの指摘もある。

〈見直しの方向性〉

- 今後、臨床研修制度としての期間については、研修歯科医1人が経験すべき必要な症例数、研修の内容や方法、「歯科医師臨床研修の到達目標」等と一体的に見直すことが望まれる。
- より充実した麻酔研修や入院患者等に対する全身管理の研修を実施するため、2年プログラムを実施している臨床研修施設への更なる配慮も必要である。

3. 臨床研修施設群の構成

(1) 臨床研修施設の指定及び取消し

〈現状〉

- 臨床研修施設の指定の基準及び取消しは、省令において規定されている。

「歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令」(平成17年6月28日)(抜粋)
(指定の基準)(抜粋)

第六条 厚生労働大臣は、第四条第一項の申請があった場合において、当該病院又は診療所が次の各号に適合していると認めるときでなければ、単独型臨床研修施設の指定をしてはならない。ただし、研修協力施設と共同して臨床研修を行おうとする場合にあっては、第三号から第五号まで、第七号、第十号及び第十三号に掲げる事項については、これらの号に係る当該研修協力施設の状況を併せて考慮するものとする。

四 臨床研修を行うために必要な症例があること。

十一 受け入れる研修歯科医の数が、臨床研修を行うために適切であること。

2 厚生労働大臣は、前条第一項の申請があった場合において、当該病院又は診療所が次の各号に適合していると認めるときでなければ、管理型臨床研修施設の指定をしてはならない。ただし、第一号において引用する前項第三号及び第四号に掲げる事項については、これらの号に係る協力型臨床研修施設又は連携型臨床研修施設として共同して臨床研修を行うこととなる病院又は診療所の状況を併せて考慮するものとし、これに加えて、研修協力施設と共同して臨床研修を行おうとする場合にあっては、第一号において引用する前項第三号から第五号まで、第七号、第十号及び第十三号に掲げる事項については、これらの号に係る当該研修協力施設の状況を併せて考慮するものとする。

一 前項各号に適合していること。

3 厚生労働大臣は、前条第二項の申請があった場合において、当該病院又は診療所が次の各号に適合していると認めるときでなければ、協力型臨床研修施設又は連携型臨床研修施設の指定をしてはならない。

一 第一項第一号、第二号、第五号から第七号まで及び第十号から第十三号までに適合していること。

(平二厚労令六八・一部改正)

(指定の取消し)(抜粋)

第十四条 厚生労働大臣は、臨床研修施設が次の各号のいずれかに該当するときは、法第十六条の二第二項の規定により臨床研修施設の指定を取り消すことができる。

一 臨床研修施設の区分ごとに、第六条第一項から第三項までに規定するそれぞれの指定基準に適合しなくなったとき。

二 第六条第四項第二号に該当するに至ったとき。

三 第七条から第十二条までの規定に違反したとき。

四 その開設者又は管理者が前条第二項の指示に従わないとき。

2 厚生労働大臣は、臨床研修施設群の臨床研修施設の構成に変化がある場合には、当該臨床研修施設群に係る一又は二以上の臨床研修施設の指定を同時に取り消すことができる。

(平一九厚労令一〇・一部改正)

- 「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」において、臨床研修病院の指定の基準に「入院患者の数については、年間3000人以上であること。」と規定されている。

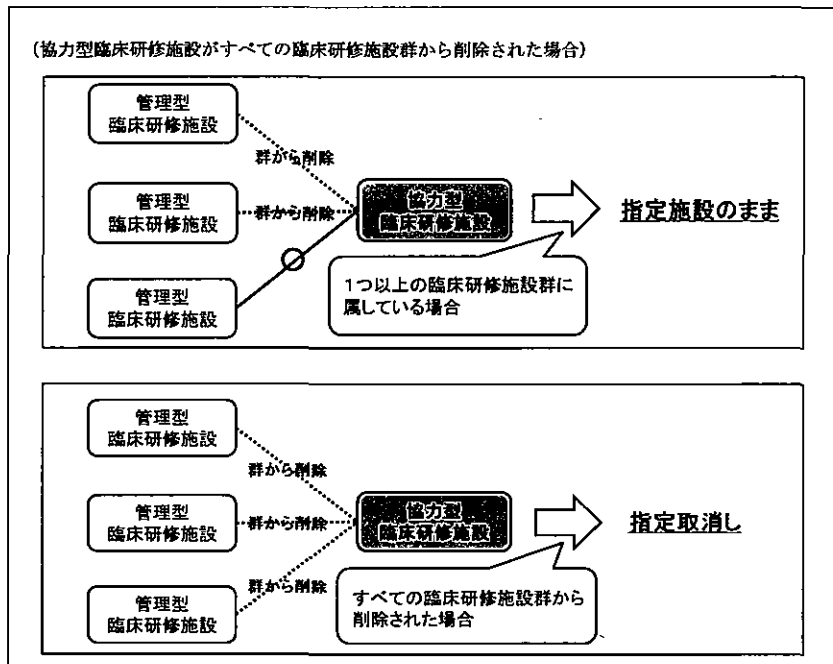
〈課題〉

- 複数年連続して研修歯科医を受け入れていない臨床研修施設がある。
- 管理型臨床研修施設が研修歯科医の受け入れの有無等を理由に協力型臨床研修施設を臨床研修施設群の構成から削除することについて、省令等に規定されていない。
- 臨床研修施設群を構成する協力型臨床研修施設における研修歯科医の受入状況や指導体制等についての管理が不十分な研修管理委員会もあるとの指摘がある。
- 「研修プログラムの到達目標」の達成に必要な症例数等を確保するため、臨床研修施設の指定の基準として、患者数等を明確に規定することや、実態に応じた募集定員の調整等を行うべきとの指摘がある。

〈見直しの方向性〉

- 単独型・管理型臨床研修施設で、例えば3年連続して研修歯科医を受け入れていない場合、厚生労働大臣は、研修管理委員会の意見等を総合的に勘案し、医道審議会に諮った上で、原則、指定の取消しを行う。
- 協力型臨床研修施設で、例えば3年連続して研修歯科医を受け入れていない場合、臨床研修プログラムの質の担保の観点から、研修管理委員会は、各協力型臨床研修施設の実績等を総合的に勘案し、原則、臨床研修施設群からの削除を行う。

- また、協力型臨床研修施設のみ指定されている臨床研修施設がすべての臨床研修施設群から削除された際は、厚生労働大臣は、指定の取消しを行う。
- なお、複数の管理型臨床研修施設群に属している（複数の管理型臨床研修施設に対し、並行申請している）協力型臨床研修施設と各管理型臨床施設との間で、研修歯科医の受け入れ状況、研修の実施状況等について、調整する枠組みを設定することが必要である。

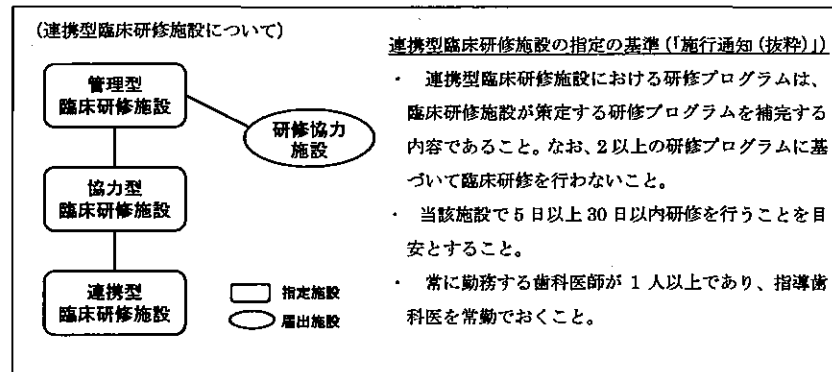


- 臨床研修施設の指定の基準に患者数等を規定することや、実態に応じた募集定員の調整等を行うことについて、必要に応じて、「歯科医師臨床研修の到達目標」等と一体的に検討する。

(2) 連携型臨床研修施設

〈現状〉

- 「歯科医師臨床研修推進検討会第2次報告」を踏まえた臨床研修制度見直しにより、平成23年度から新たな臨床研修施設として、「連携型臨床研修施設」を追加し、平成25年度から運用を開始したところ。



- 管理型臨床研修施設群に連携型臨床研修施設を追加する場合は、新たに臨床研修施設群を設ける必要がある。

〈課題〉

- 歯科診療所等への連携型臨床研修施設の周知が不足しているとの指摘がある。
- 連携型臨床研修施設を追加する場合は、新たに臨床研修施設群を設ける必要がある等、手続きが煩雑であることから、指定の申請が少ないとの指摘がある。
- 連携型臨床研修施設の在り方等について、検討を行うべきとの指摘がある。

〈見直しの方向性〉

- 運用が開始されたところであるため、連携型臨床研修施設の指定申請の状況等を注視し、次の制度見直しにおいて、その在り方等について、引き続き検討する。

4. 指導・管理体制

(1) 指導歯科医

〈現状〉

- 施行通知において、指導歯科医になるためには、指導歯科医講習会の受講が必須であるが、繰り返し受講等の規定はない。
- 指導歯科医講習会の開催期間について、「歯科医師の臨床研修に係る指導歯科医講習会の開催指針について」（平成16年6月17日付け医政発第0617001号）において実質的な

講習時間の合計が16時間以上で開催すること、ワークショップ形式で実施すること等を規定している。

〈課題〉

- 指導歯科医は指導歯科医講習会を繰り返し受講する等、研さんを積むべきとの指摘がある。
- 連続して16時間以上指導歯科医講習会を受講することが困難な歯科医師もいるため、単体制とする等、受講しやすい環境にすべきとの指摘がある。
- 各大学において、開催しているFD研修(※)の受講経験等も考慮すべきとの指摘がある。

〔 ※FD (Faculty Development)
教員が授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取組。 〕

〈見直しの方向性〉

- 指導歯科医講習会の開催指針、実施方法及び受講方法等について、制度見直し後の臨床研修の開始までに、別途検討の場を設け、見直すこととする。

(2) プログラム責任者

〈現状〉

- プログラム責任者は、指導歯科医であることが前提となっており、施行通知において、「指導歯科医及び研修歯科医に対する指導等を行うために、必要な経験及び能力を有しているものでなければならない」、「研修プログラムごとに1人配置されることが望ましい」と規定されている。
- プログラム責任者の役割は、研修プログラムの企画立案及び実施の管理並びに研修歯科医に対する助言、指導、その他の援助を行うこととなっている。
- 現在、厚生労働省では、プログラム責任者を養成する講習会(以下、「プログラム責任者講習会」という。)に対して補助事業を行っており、各臨床研修施設のプログラム責任者が任意で受講している。

〈課題〉

- プログラム責任者の資質向上をはかるため、プログラム責任者講習会の受講を要件にすべきとの指摘がある。

〈見直しの方向性〉

- プログラム責任者講習会は指導歯科医講習会の在り方と一体的に見直すことが望まれる。

5. その他

(1) 研修歯科医の地域偏在等

〈現状〉

- 研修歯科医の募集数の8割以上を歯学を履修する課程を置く大学に附属する病院が占めていることから、歯学を履修する課程を置く大学のある都道府県に研修歯科医が集中している。
- 平成25年度までに、病院歯科及び歯科診療所のうち、単独型又は管理型臨床研修施設として指定を受けた施設は、約160施設である。
- 平成24年度厚生労働科学研究によると、研修歯科医が在籍する地域は、歯学を履修する課程を置く大学に附属する病院のある地域で多く認められた。また、平成24年度医師・歯科医師・薬剤師調査においても、同様の傾向が認められた。

〈課題〉

- 病院歯科及び歯科診療所等が単独型・管理型臨床研修施設として、臨床研修への参画をさらに推進する施策等を検討し、臨床研修施設の選択肢を広げるべきとの指摘がある。
- 歯科医師の地域偏在は、研修歯科医の在籍の分布も影響しているとの指摘がある。

〈見直しの方向性〉

- 病院歯科及び歯科診療所等が単独型・管理型臨床研修施設として、臨床研修への参画を推進していくために必要な施策等について、必要に応じて検討する。
- 研修歯科医の地域偏在は歯科医師の地域偏在の動向等を踏まえ、必要に応じて検討する。

(2) 臨床研修制度の周知

〈現状〉

- 厚生労働省ホームページにおいて制度等について周知するとともに、大学関係者・都道府県担当者等に対して機会をとり情報提供を行っている。

〈課題〉

- 厚生労働省は、研修歯科医の歯科診療に対する国民の協力が得られるよう、国民に向けて制度の周知を行うべきとの指摘がある。

〈見直しの方向性〉

- 国民に向けて、臨床研修制度を周知するための媒体を作成する。

(3) 研修歯科医の採用

〈現状〉

- 臨床研修施設は、筆記試験や面接等を実施し、研修歯科医の採用を決定している。
- CBT(*)・OSCE(**)は、歯学を履修する課程を置くすべての大学において、臨床実習開始前に実施することになっている。

* CBT (Computer Based Testing)

臨床実習に必要な知識の総合的な理解の程度をコンピューターを用いて客観的に評価する試験

** OSCE (Objective Structured Clinical Examination)

臨床実習を開始するにあたって、具備すべき必須の診療能力を実技試験方式で評価する試験

- 研修歯科医の募集要項に、CBT・OSCEの結果を必要提出書類としている臨床研修施設もある。
- 歯科医師臨床研修マッチングの特例措置として、下記の要件を満たす受入施設、マッチ施設および研修予定者の三者が、研修プログラム開始までの間に、書面により合意に達した場合は、歯科医師マッチングの結果に関わらず、受入施設の募集定員を超えない範囲で、マッチ施設から受入施設への研修予定者の異動・受入れを認めている。

(本取扱いの対象となる施設・研修予定者の要件)

- ① 受入施設（研修予定者をマッチ施設から受入れて臨床研修を開始する施設）
 - (1) 当該受入施設における全プログラムの募集定員総数が5名以下である。
 - (2) 異動候補である研修予定者の希望順位登録を行っている。
- ② マッチ施設（歯科マッチングにより、研修予定者が当初マッチした施設）
 - (1) 歯科大学（大学歯学部）附属病院である。
- ③ 研修予定者（歯科医師臨床研修を受けようとする者）
 - (1) 受入施設の希望順位登録を行っている。
 - (2) マッチ施設から受入施設へ異動する意思がある。

〈課題〉

- 研修歯科医の選考の際に、できるだけ募集定員の充足を確保する観点から、客観的な指標のひとつである CBT・OSCEの結果が補助的な役割となり得るとの指摘がある。
- 臨床研修施設は、
 - ・ 研修歯科医の選考の際に、臨床研修施設が研修予定者の臨床実習の実施状況を把握する
 - ・ 臨床研修開始時に、研修歯科医の臨床実習における到達目標の達成状況等を臨床研修施設が把握し、臨床研修を円滑に開始する等のため、「診療参加型臨床実習・臨床研修連携手帳」（連携ログブック）を参考にしてはどうかとの指摘がある。
- 研修歯科医が本来望んでいた研修を受ける機会を確保するため、歯科医師臨床研修マッチングの特例措置については、次回の制度見直しまでの間、認めるべきとの指摘がある。

〈見直しの方向性〉

- 研修歯科医の採用は、各臨床研修施設で筆記試験や面接等で決定しているが、その際に、客観的な指標のひとつである CBT・OSCEの結果や連携ログブックが補助的な役割となり得ることが考えられる。
- 歯科医師臨床研修マッチングの特例措置については、次回の制度見直しまでの間、認めることとする。なお、この特例措置は歯科医師マッチングにおいて、受入施設が登録した採用希望者の順位の結果を優先する。

6. おわりに

- 臨床研修制度が必修化され、7年以上が経過した。指導歯科医の要件の一つとして、7年以上の臨床経験を有することが規定されており、臨床研修を修了した者が指導歯科医として臨床研修に参画する機会が増加してきている。こういった指導歯科医が臨床研修での自らの経験を活かし、指導にあたるのが望まれる。
- 今回の制度見直しにおいて、「研修プログラムの到達目標」の達成に必要な症例数、研修の内容や方法、修了判定の評価を行う際の項目や基準等について、研修プログラムに明記することとしたため、5年を目途とし、所要の検討を行い、必要な措置を講じていくこととする。
- 次回の見直しの際は、どのような歯科医師を育成すべきかを踏まえた上で、卒前教育、国家試験、臨床研修から始まる生涯研修（大学院進学、専門医等）を通じて、一貫した歯科医師養成を十分に考慮した検討を行うべきである。その際、諸外国の歯科医師をとりま

く制度（例えば、生涯研修や専門医制度等）にも注視する必要がある。

○ また、歯科医師需給問題や女性歯科医師の増加を踏まえ、出産育児等の支援を含めた歯科医師としてのキャリア形成の在り方についても、考慮すべきである。

○ 今後、本報告書をもとに、制度の一層の向上が図られることを期待したい。

〈研修プログラム記載例〉

（例1）（A病院研修プログラム）

到達目標	研修の内容	研修の方法	目標症例数	平均症例数 （昨年度実績）	修了判定の 基準及び評 価方法
総合診療計画 【一般目標】	1) 一口腔単 位の治療計 画の立案	・外来での診 査 ・抄読会並び に症例検討 会への参加 ・指導歯科医 との検討	○例	○例	研修歯科医 手帳を用い、 指導歯科医 が評価を行 う。 （ただし、○ 例以上経験 しているこ とが必要。）
効果的で効率の良い歯科診 療を行うために、総合治療 計画の立案に必要な能力を 身に付ける。					
【行動目標】	2) 症例検討 会での報告		○例	○例	
① 適切で十分な医療情報 を収集する。					
② 基本的な診察・検査を実 践する。					
③ 診察・検査の所見を判断 する。	3) 患者への 治療計画の 説明と同意		○例	○例	
④ 得られた情報から診断 する。					
⑤ 適切と思われる治療法 および別の選択肢を提示す る。					
⑥ 十分な説明による患者 の自己決定を確認する。					
⑦ 一口腔単位の治療計画 を作成する。					

(例2) B大学附属病院研修プログラム

	研修の内容、方法	修了判定の項目、基準、評価方法
臨床基本研修	<ul style="list-style-type: none"> ・講習会等出席：安全対策研修会（年2回）、感染対策講習会（年2回）、AED講習会（年1回）、医療機器安全管理に関する研修（年2回） ・研修歯科医セミナー（毎週） ・臨床症例発表会 	オリエンテーション、各種講習会、研修歯科医セミナーの出席を評価する。研修歯科医セミナーでは報告書を提出し、研修プログラム責任者が評価する。
協力型臨床研修施設での研修	各協力型臨床研修施設のプログラムによる研修を行う。	協力型臨床研修施設で研修している研修歯科医は、「1週間のフィードバック」を毎週、歯科臨床研修センターに提出し、研修プログラム責任者が評価する。 研修期間終了時に、歯科臨床研修センターで作成した研修歯科医評価表・概略評定により各協力型研修施設の指導歯科医が評価し、歯科臨床研修センターに提出する。
総合診療研修	総合診療室で一口腔単位の総合診療による研修を行う。 別添にある各到達目標の目標症例数を達成できるよう、研修を行う。	研修歯科医手帳の評価チェック表に基づき、ケース認定リクワイアメント等を確認しながら指導歯科医が確認を行う。研修歯科医は、「1週間のフィードバック」を毎週、歯科臨床研修センターに提出し、研修プログラム責任者が評価する。
ローテーション研修	保存科系・補綴科系・口腔外科系のうち、3系を4ヵ月毎にローテーションする。	それぞれの診療科が設定した行動目標について、自己評価、指導歯科医による評価を行う。研修態度、研修達成度を総合的に評価する。研修歯科医は、「1週間のフィードバック」を毎週、歯科臨床研修センターに提出し、研修プログラム責任者が評価する。
全身管理研修	全身管理研修診療科で概ね1ヵ月（半日/週 40週、1日/週 20週）の研修、あるいは口腔外科ローテーションにおける病棟研修か病床施設のある協力型臨床研修施設にて研修を行う。	それぞれの診療科が設定した行動目標について、自己評価、指導歯科医による評価を行う。研修態度、研修達成度を総合的に評価する。

選択研修	歯科麻酔外来、高齢者歯科、障害者歯科、インプラント外来、顎関節治療部、矯正歯科外来、歯科放射線外来、小児歯科外来にて研修を行う。各診療科が提示する選択研修プログラムを研修歯科医が選択し、選択研修希望表を提出する。	それぞれの診療科が設定した行動目標について、自己評価、指導歯科医による評価を行う。研修態度、研修達成度を総合的に評価する。
------	--	---

((別添) B大学附属病院研修プログラム)

到達目標	症例の内容	目標症例数	平均症例数 (昨年度実績)
高頻度治療			
【一般目標】	一般的な歯科疾患に対処するために、高頻度に遭遇する症例に対して、必要な臨床能力を身に付ける。		
【行動目標】			
① う蝕の基本的な治療を実践する。	1) レジン修復 2) . . .	○例	○例
② 歯髄疾患の基本的な治療を実践する。	1) 歯内治療 2) . . .	○例	○例
③ 歯周疾患の基本的な治療を実践する。	1) 歯周治療 2) . . .	○例	○例
④ 抜歯の基本的な処置を実践する。	1) 口腔外科処置 2) . . .	○例	○例
⑤ 咬合・咀嚼障害の基本的な治療を実践する。	1) 歯冠補綴治療 2) 部分床義歯治療 3) 全部床義歯治療 4) . . .	○例	○例

歯科専門職の資質向上検討会報告書

一 歯科技工士国家試験の全国統一化に向けて一

1. はじめに

- 我が国では多様化するライフスタイル、人口の急速な高齢化、医療技術の進展により、基礎疾患を有する高齢者の歯科診療受診機会の増加や在宅歯科医療のニーズの増加等、国民の求める歯科医療サービスは高度化、多様化している。
- このような中、平成 23 年に「歯科口腔保健の推進に関する法律」が成立し、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士等の責務が明文化され、歯科口腔保健を総合的に推進していくことが必要とされている。
- 歯科技工技術はめざましい進歩をとげてきており、国民に安全で質の高い歯科医療を提供する観点から、歯科技工士に係る教育を充実させ、より資質の高い歯科技工士を養成していくことが不可欠である。
- そのため、平成 24 年 11 月に「歯科専門職の資質向上検討会」（以下、「検討会」という。）を新設し、本検討会の中で歯科技工士の国家試験の全国統一化等について議論を深めるため、「歯科技工士ワーキンググループ」（以下、「ワーキンググループ」という。）の設置が認められ、現在まで検討会を計 3 回とワーキンググループを計 7 回行い、これまでの議論、検討の結果を取りまとめたので、ここに報告する。

2. 歯科技工士の養成について

(1) 教育内容の見直し

1) 教育内容の大綱化と単位制の導入

〈現状〉

- 指定基準の教育内容は、歯科技工士学校養成所指定規則において、学科目ごとの時間制を採用している。
- 歯科衛生士等の他の医療関係職種指定基準の教育内容は、学科目が大綱化され、単位制を採用している。

歯科技工士学校養成所指定規則

第二条 令第九条の主務省令で定める基準は、次のとおりである。

三 別表の学科課程を有すること。

別表（第二条関係）

学科目	総時間数
外国語	三〇
造形美術概論	一五
関係法規	一五
歯科技工学概論	五〇
歯科理工学	二二〇
歯の解剖学	一五〇
顎口腔機能学	六〇
有床義歯技工学	四四〇
歯冠修復技工学	四四〇
矯正歯科技工学	三〇
小児歯科技工学	三〇
歯科技工実習	五二〇
小計	二、〇〇〇
選択必修科目	二〇〇
合計	二、二〇〇
備考	
1 歯科理工学、歯の解剖学、顎口腔機能学、有床義歯技工学、歯冠修復技工学、矯正歯科技工学及び小児歯科技工学の教育については、基礎実習教育を含む。 2 歯科技工実習は、少なくとも、学生又は生徒十人に対し一人の割合の歯科医師又は 歯科技工士によつて教育するものとする。 3 選択必修科目は、本別表に掲げる科目のうち、外国語及び造形美術概論以外の科目から選択して講義又は実習を行う。	

〈課題〉

- 養成施設が独自性を発揮して、弾力的なカリキュラムの編成に積極的に取り組めるように、教育内容の大綱化を図り、単位制の導入が必要である。
- 教育内容を学科目ごとの時間制から単位制に変更する場合、教育現場で混乱が生じないように、事前に広く周知する必要がある。
- 歯科技工士学校指定規則に規定する歯科技工実習について、養成施設で行う基礎的な実習のみでは、歯科技工を実施する施設の仕組みが理解できておらず、資格を取得した直後に業務を円滑に実践することができないとの指摘がある。
- しかし、学生が歯科技工を実施する施設を訪れ、見学等をするについては、受入れ体制等を整える必要がある。

〈見直しの方向性〉

- 養成施設が独自性を発揮して、積極的に弾力的なカリキュラムの編成に取り組めるように、最低限必要な知識や技能を見直し、別紙1を参考とし、教育内容の大綱化を図り、単位制の導入に向けて検討する。
- ただし、教育内容の大綱化及び単位制を導入する場合は、教育現場の混乱を避けるとともに、歯科技工士国家試験の出題範囲を明確にするため、出題基準の見直しも併せて行う必要がある。
- 教育内容の大綱化と単位制の導入の時期については、教育現場の体制を整えるための猶予期間を設ける必要がある。
- また、教育内容については、歯科技工に係る技術革新や修復材料の多様化にも対応できるように、CAD/CAM やインプラント等についても追加することが必要であると考えられるが、新たな器具や機械の整備等により養成施設に多大な負担がかからないように配慮する必要がある。

(2) 教育体制の見直し

1) 歯科技工士学校養成所指定規則の改正について

〈現状〉

- 歯科技工士学校養成所指定規則において、歯科技工士の修業年限は二年以上と規定しており、学生の学級定員については、一学級10人以上35人以内としている。
- 専任教員については、歯科技工に関して相当の経験を有する歯科医師、歯科技工士とすることとしている。

歯科技工士学校養成所指定規則

第二条 令第九条の主務省令で定める基準は、次のとおりである。

二 修業年限は、二年以上であること。

〈略〉

四 前号の学科課程の各科目を教授するために歯科医師二人以上を含む適当な数の教員を有し、かつ、そのうち三人以上は歯科医師又は歯科技工士である専任教員であること。

五 学生又は生徒の定員は、一学級十人以上三十五人以内であること。

〈課題〉

- 歯科技工士の教育内容を更に充実したものとするためには、養成施設の修業年限の延長や学級定員の減員について、検討する必要があるとの指摘がある。

- しかし、短期間のうちに修業年限の延長を行う場合、学生の確保や施設設備の増設等に伴う費用負担が必要となる等、養成施設における経営上の問題も指摘されている。
- また、学級定員の減員を行う場合、養成施設における経営上の問題等から、質の高い教員の確保が困難になるとの指摘もある。
- 専任教員については、教員の質により学生に教授する方法が異なる可能性があるため、専任教員の養成や教育が望まれる。

〈見直しの方向性〉

- 専任教員の養成、教育が課題として挙げられていることから、今後は専任教員の要件として、歯科技工の業務に従事した年限等を追加することや教員のための講習会等を充実していく。

2) 歯科技工士養成所指導要領の改正について

〈現状〉

- 養成施設の指定や変更の承認の申請については、授業を開始しようとする日(変更承認にあつては、変更を行おうとする日)の「5か月前まで」に、申請書は都道府県知事を経由して、厚生労働大臣に提出しなければならないが、歯科衛生士等の他の医療関係職種では「6か月前まで」としている。
- 養成施設の入学審査のため、学生は健康診断書を提出しなければならないが、歯科衛生士等の他の医療関係職種においては、入学審査のために学生に健康診断書を求めている。
- 養成施設が備えるべき機械器具や標本、模型は、歯科技工に係る技術革新やその教育方法の変化により、不要となっている物や新たに追加すべき機械器具等がある。
- 寄宿舎については、通知を行った昭和51年当時と比べ、学生のニーズや養成施設の考え方が変化している。

歯科技工士養成所指導要領

第二 一般的事項

1 歯科技工士学校養成所指定規則(昭和三一年厚生省令第三号。以下「指定規則」という。)第二条第一項に基づく指定の申請及び第四条第一項の変更の承認の申請を行うに当たっては、遅くとも授業を開始しようとする日(変更の承認にあっては、変更を行おうとする日)の五か月前までに、申請書を養成所の設置予定地(変更の承認にあっては養成所の所在地)の都道府県知事を経由して厚生大臣に提出すること。

(略)

第三 学生に関する事項

2 入学資格の審査のため、高等学校の卒業証書の写等大学に入学することができる者であることを証する書類調査書および健康診断書を提出させること。

(略)

第七 教育用機械器具、標本、模型および図書に関する事項

1 教育に必要な機械器具、標本および模型は、別表を基準として同時に実習を行う学生数に応じて備えられていること。

(略)

第八 寄宿舎に関する事項

1 寄宿舎がある場合には、学生一人当りの居住面積は三・三平方メートル以上とし、原則として室ごとの定員は四名以内とすること。やむを得ず多人数を一室に居住させる場合は勉学の妨げとならないよう適当な措置が講じられていること。

2 洗面所及び便所は、学生の数に応じて不自由のないよう整備されていること。

3 保健衛生、休養、面会および娯楽に必要な施設が設けられていること。

4 男女の学生を寄宿舎に収容する場合は、男子と女子とを同一のむねに収容してはならない。ただし、完全な区画を設け、かつ出入口を別にした場合には、この限りでない。

5 寄宿舎には舎監をおくこと。

6 寄宿舎の維持管理に関するその他の注意事項は、事業附属寄宿舎規程(昭和二二年一〇月三一日労働省令第七号)に準ずること。

〈見直しの方向性〉

- 養成施設の指定や変更の承認申請については、他の医療関係職種と整合性を保つため、授業を開始しようとする日(変更承認にあっては、変更を行おうとする日)の「5か月前まで」を「6か月前まで」とすることが適切と考えられる。
- また、他の医療関係職種との整合性や現代のニーズに鑑み、健康診断書及び寄宿舎に関する事項を削除することが適切であると考えられる。

- 養成施設が教育のために備えるべき機械器具や標本、模型は、歯科技工を実施する施設や教育現場を考慮した上で、別紙2の内容を参考とした改善を行う必要がある。

3. 歯科技工士国家試験について

〈現状〉

- 昭和57年の歯科技工士法の一部改正により、歯科技工士免許が都道府県知事免許から厚生大臣免許(現在は厚生労働大臣免許)になったが、実地試験の実施の面から試験は当分の間、歯科技工士養成施設の所在地の都道府県知事が行うこととされた。
- 試験科目、試験時間、合格基準や出題基準等は「歯科技工士国家試験実施要綱」(以下、「実施要綱」という。)で厚生労働省が定めており、試験形式等の詳細な事項に関しては、都道府県知事が試験委員会を開催して、試験問題を作成している。
- 歯科技工士国家試験の全国統一化については、平成24年11月に「歯科専門職の資質向上検討会」で了承され、歯科技工士法の改正法案が国会に提出されたところである。

歯科技工士法

第十二条 試験は、厚生労働大臣が、毎年少なくとも一回行う。

2 前項の規定により厚生労働大臣が行う試験に関する事務の全部又は一部は、政令の定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

歯科技工士法の一部を改正する法律(昭和57年法律第1号)

附則第二条 歯科技工法の一部を改正する法律(平成六年法律第一号)による改正後の歯科技工士法第十二条第一項に規定する試験は、当分の間、同法第十四条第一号又は第二号に規定する歯科技工士学校又は歯科技工士養成所の所在地の都道府県知事が、毎年少なくとも一回これを行うものとする。

(1) 実施体制について

〈課題〉

- 試験及び合格発表の日時については、現在は都道府県で決定し、年度内に合格発表を行っているため、試験を統一化した後もできるだけ速やかに歯科技工士免許の登録ができるように、合格発表の日時を設定すべきとの指摘がある。
- 学説試験と実地試験を同じ日に行うと、受験者の負担が過大であるため、別の日に設定することが望ましいとの指摘がある。
- 試験運営の効率性等を図る観点から、試験地を集約する必要がある。また、実地試

験については、歯科技工を行うことができる実習室等を確保する必要がある。

- 試験地については、想定される受験者数や試験の実施体制等を考慮する必要がある。

〈見直しの方向性〉

- 試験に合格した者が、できるだけ速やかに歯科技工の業務に従事できるように、年度内に合格発表を実施する。
- 試験地については、想定される受験者数や他の医療関係職種の状態試験の実施体制等を踏まえた上で、決定する必要がある。

(2) 学説試験について

〈現状〉

- 都道府県が実施している歯科技工士国家試験の筆記試験問題数は、記述式や語句記入式を含めて、60題から100題（平均80題程度）である。

〈課題〉

1) 試験科目

- 試験科目については、歯科技工士法施行規則で歯科理工学、歯の解剖学、顎口腔機能学、有床義歯技工学、歯冠修復技工学、矯正歯科技工学、小児歯科技工学、関係法規と規定しているが、見直しを予定している教育内容の大綱化を踏まえた上で、検討する必要がある。

2) 出題基準

- 平成24年版歯科技工士国家試験出題基準についても、見直しを予定している教育内容の大綱化を踏まえた上で、改善を検討すべきである。

3) 出題形式

- 歯科医師国家試験等は5肢以上の択一形式の問題も採用しているが、5肢以上の選択肢を作成することにより、試験問題作成に係る体制を強化する必要があるが生じ、試験委員の確保が困難になるとの指摘がある。

4) 試験問題数

- 試験問題数は、実地試験の出題内容を考慮した上で、決定すべきであるとの指摘もある。

5) 試験時間

- 受験生が試験問題を解くために、十分に判断できる試験時間を確保する必要があるとの指摘がある。

〈見直しの方向性〉

- 試験科目については、教育内容の大綱化を踏まえた別紙1を参考として、見直す必要がある。
- 平成24年版歯科技工士国家試験出題基準についても、教育内容の大綱化を踏まえた別紙3を参考として、見直す必要がある。
- 教育内容の大綱化を踏まえた出題基準の導入の時期については、教育現場の体制を整えるための猶予期間を設ける必要がある。
- 受験者の知識、技能をより適切に評価する観点から、原則として出題形式は客観式の4肢択一とし、禁忌肢については設定しない方向で検討する。
- ①CAD/CAMやインプラント等の歯科技工に係る技術革新や修復材料の多様化等を評価するため、出題範囲を拡げる必要があること、②出題形式を原則として4肢択一とすること等から、試験問題数については、120題程度が妥当である。
- 試験時間は1題1～2分換算を基準として、試験時間を決定することが望ましい。

(3) 実地試験について

〈現状〉

- 実地試験は、実施要綱や「歯科技工士国家試験における実地試験実施マニュアル」に基づき、実施している。
- 実地試験は、共通問題3.5時間（全部床義歯の人工歯排列及び歯肉形成、歯形彫刻）と任意問題2時間（ろう型形成、線屈曲等）で実施しており、試験問題数は、平均4題である。

〈課題〉

- 現在、他の医療関係職種では、国家試験で実地試験を行っているものはなく、学説試験の臨床問題等で技能を担保している。
- ①歯科技工士は歯科医療の用に供する補てつ物、充てん物又は矯正装置を作成し、修理し、又は加工することを業とする者であること、②歯科技工士学校養成所指定規則に規定する学科課程では、歯科技工実習が全体の約1/4以上を占めており、他の医療関係職種より教育上で実習に費やす時間の割合が大きいこと等から、実地試験により技能を評価すべきとの指摘がある。
- 歯科技工士は歯科技工指示書等に基づいて補てつ物を製作する必要があることから、実地試験はこれらを考慮したものとすべきであるとの指摘がある。
- 実地試験の内容は、例えば、歯形彫刻やろう型形成、線屈曲等の客観的な評価が可能なものに限定すべきとの指摘がある。

〈見直しの方向性〉

- 歯科技工士として必要な知識及び技能について、学説試験のみで評価することは困難であるため、歯科技工士国家試験においては、実地試験で技能を評価していくことが必要であると考えられる。
- 実地試験については、歯科技工士として必要な知識及び技能について、客観的評価が可能である試験内容を検討する。

(4) 合格基準について（実地試験を含む）

〈課題〉

- 現在、科目別得点のいずれかが、その科目の総点数の 30%未満のものがある場合は不合格となるが、科目別の試験問題数にばらつきがあり、試験問題数が少ない場合は、一題の比重が高くなるとの指摘がある。

〈見直しの方向性〉

- 科目別の試験問題数のばらつきをなくすため、試験問題数が少ない科目については、それらの科目を合わせて「科目群」を設定することを検討する。
- 合格基準については、「総点数の 60%以上の者を合格とする。ただし、科目群を設定し、その科目群の総点数の 30%未満のものがある者は不合格とする。」として、歯科技工士国家試験の含否を決定することが望ましい。
- 科目群の総点数の 30%未満のものを不合格とする場合は、試験問題数が少ない科目群で一題の比重が著しく大きくならないように配慮すべきである。

4. 今後検討すべき課題

- 歯科技工士の資質向上を図り、国民に安全で質の高い歯科補てつ物を提供する観点から、歯科技工士国家試験の全国統一化を実施するだけでなく、教育内容をより充実し、修業年限の延長や学級定員の減員を行うべきとの指摘がある。その一方で、学生の確保や施設整備の増設等に伴う費用負担が必要となる等、養成施設における経営上の問題も指摘されている。修業年限の延長や学級定員の減員については、今後検討すべき課題であるが、歯科技工に係る技術革新や修復材料の多様化への対応といった歯科技工を取り巻く環境の変化や、歯科技工士に係る関係団体での意見調整等を踏まえた上で、対応すべきである。
- また、歯科技工実習については、養成施設で行う基礎的な実習のみであり、資格を取得した直後に業務を円滑に実践することが困難との指摘がある。学生が歯科技工を実施する施設を見学等することについては、受入れ施設の実態を調査した上で、体制を整える必要がある。

5. おわりに

- 本検討会では、歯科技工士の養成及び歯科技工士国家試験の統一化等について議論を行い、本報告書にその内容を取りまとめた。
- 今後も時代の変容により、歯科技工士を取り巻く環境が変化する可能性は十分に考えられるため、歯科技工士の養成及び歯科技工士国家試験については、必要に応じて見直しを行う。
- 本報告書に基づき、歯科技工士の養成及び歯科技工士国家試験の統一化がより適切に行われることを期待する。

教育内容と必要な単位数および教育目標について

参考(現行)

教育内容	単位数 (単位)	教育の目標
基礎分野 科学的思考の基礎 人間と生活	5	医療従事者として必要な科学的・論理的思考力を育て、人間性を磨き、自由で主体的な判断と行動を培う。 加工技術の基礎となる知識を習得する。 国際化及び情報化社会に対応しうる能力を習得する。
専門基礎分野 歯科技工と歯科医療	3	歯科技工の目的、歯科技士の歯科医療における役割、医の倫理、歯科疾患・歯科治療の概要について理解する。また、歯科技工士に必要な関係法規について習得する。
歯・口腔の構造と機能	7	歯の形態を十分に理解し、歯の発生、加齢、歯周、顎蓋の骨及び口腔周囲の筋について習得する。 顎関節の形態、顎口腔の機能、顎運動、咬合器、修復物の咬合について習得する。
歯科材料・歯科技工機器 と加工技術	7	歯科技工に使用する材料の歯科理工学的性質・安全性・品質検査及び歯科技工に必要な機器の知識と加工技術を習得する。
専門分野 有床義歯技工学	12	有床義歯に関する知識を理解し、有床義歯製作の技術を習得する。
歯冠修復技工学	13	各種の歯冠修復物に関する知識を理解し、歯冠修復物製作の技術を習得する。
小児歯科技工学	2	小児歯科の基礎的概念を理解し、乳歯歯冠修復物と咬合誘導装置製作に関する知識と技術を習得する。
矯正歯科技工学	2	矯正歯科の基礎的概念を理解し、矯正装置製作に関する知識と技術を習得する。
歯科技工実習	11	知識・技術を歯科臨床の場面に適用し、理論と実践を結び付けて理解できる能力と技術力を習得する。
合計	62	

学科目	総時間数 (時間)
外国語	30
造形美術概論	15
関係法規	15
歯科技工学概論	50
歯の解剖学	150
顎口腔機能学	60
歯科理工学	220
有床義歯技工学	440
歯冠修復技工学	440
小児歯科技工学	30
矯正歯科技工学	30
歯科技工実習	520
合計	2,200

(1) 設備品・機械器具

教育に必要な機械器具、標本及び模型

品名	個数	備考
技工台	学生数	
コンプレッサー	適当数	
石膏トランプ	適当数	
タウエルピン植立器	適当数	
モデルトリマー	適当数	
技工用エンジン	学生数	
技工用マイクロスコープ	適当数	
リンダグラーネス	一以上	
真空埋没器	二以上	
溶接機(アボットまたはシーザー)	二以上	
铸造機器一式	適当数	铸造機(爐)または吸引圧力または高周波)・リバーナー・ブローパイプを含む
ポーセレンブローネス	一以上	
電気レーズ	適当数	
集塵機	適当数	
サンバトラスター	二以上	
研磨器	一以上	
スチームクリナー	適当数	
エアーカッター	適当数	
エアータービン	適当数	
サベヤ	二以上	
脱ろ装置	適当数	
義歯製作器具一式	適当数	知覚検査器・加圧装置・プラスチックコンプレス・熱可塑性樹脂成形器を含む
パワフルメーター	一以上	
超音波洗浄器	二以上	
薬品保管器	適当数	
滅菌器	適当数	
空気洗浄器	適当数	
光重合器	適当数	
染色器(シェードガイド含む)	適当数	
各種咬合器	各一	

顔弓	各一	
実験台	適当数	
実験用器具一式	適当数	実験台・マイクロメーター・ノギス・各種温度計・はかり・硬度計・熱膨張計・メスシリンダーを含む
万能試験機	一以上	
顕微鏡一式	一以上	金属顕微鏡・顕微鏡・顕微鏡を含む

(2) 標本模型

品名	個数	備考
永久歯歯形彫刻模型(ステップ模型を含む)	適当数	
各種有床義歯模型(ステップ模型を含む)	適当数	
各種歯冠修復模型(ステップ模型を含む)	適当数	
各種インプラント模型(ステップ模型を含む)	適当数	
各種歯科矯正装置模型(ステップ模型を含む)	適当数	
各種咬合誘導装置模型(ステップ模型を含む)	適当数	
頭蓋骨模型	一以上	

(3) その他

品名	個数	備考
プロジェクター	一	
スクリーン	一	
VTR装置	一	視聴覚用
パソコン	適当数	

(注)学生数とは同時に実習を行う学生の数をいう。

歯科技工士国家試験の出題基準について

1. 歯科技工と歯科医療

(出題方針)

- (1) 歯科技工士法について出題する。
- (2) 歯科技工士に密接な法律について出題する。
- (3) 歯科技工物の品質管理について出題する。

大項目	中項目	小項目
1 衛生行政	A 意義 B 組織及び活動	
2 歯科技工士法	A 法の目的と定義 B 免許 C 試験 D 業務 E 歯科技工所	a 法の目的 b 歯科技工の定義 c 歯科技工士の定義 d 歯科技工所の定義 a 免許 b 欠格事由 c 積極的要件と消極的要件 d 歯科技工士名簿 e 免許の登録、交付及び届出 f 免許の取り消し・業務停止 a 試験の目的 a 禁止行為 b 歯科技工指示書 c 指示書の保存義務 d 業務上の注意 e 守秘義務 a 届出 b 管理者 c 管理者の義務 d 改善命令 e 使用の禁止 f 広告の制限

	F 罰則	g 報告の徴収及び立ち入り検査 h 構造設備基準 a 歯科技工に関する違反行為と罰則
3 歯科技工管理	A 環境対策 B 品質管理	a トレーサビリティ b 感染予防
4 歯科医療関係法規	A 医療法 B 歯科医師法 C 歯科衛生士法	a 目的 b 病院、診療所の定義 a 目的 b 歯科医師の任務 a 目的 b 歯科衛生士の定義

2. 歯・口腔の構造と機能

(出題方針)

(1) 人の歯の形態と構造、口腔および周辺の筋・骨組織の基本的知識について出題する。

(2) 顎口腔系器官における機能の概要、下顎位、下顎運動に関する基本的知識について出題する。

(3) 歯科技工士の業務範囲にとどめ、特に咬合器の取り扱い、歯科技工物における咬合について出題する。

大項目	中項目	小項目
1 歯の概説	A 定義 B 外形と内形 C 歯の種類と名称 D 歯の記号と歯式 E 歯の用語	a 歯冠 b 歯根 c 歯髄腔 a 前歯と臼歯 b 乳歯と永久歯 a 歯の記号 b 歯式 a 方向を表す用語 b 歯の部位を表す用語

	F 歯の形の概説 G 歯の植立様式	a 歯種の鑑別 b 上下の鑑別 c 順位の鑑別 d 左右の鑑別
2 永久歯の形態	A 切歯 B 犬歯 C 小臼歯 D 大臼歯	
3 歯の発生	A 歯胚の成長	a 歯冠の形成 b 歯根の形成
4 歯と歯周組織	A 歯の組織 B 歯周組織 C 歯や歯周組織の加齢現象	a エナメル質 b 象牙質 c セメント質 d 歯髄 a 歯根膜 b 歯槽骨 c 歯肉
5 歯の異常	A 歯の数と萌出の異常 B 歯の形態の異常 C 歯の色の異常	
6 歯列と咬合	A 歯列弓 B 咬合(上下顎歯列弓の位置関係) C 歯の傾斜(歯の植立方向) D 歯列と咬合の異常	a 歯列弓の形 b 咬合平面と咬合彎曲 c 隣在歯との位置関係
7 頭蓋の骨	A 頭蓋骨	上顎骨、口蓋骨、下顎骨、側頭骨、蝶形骨、頬骨、鼻骨、舌骨
8 口腔周囲の筋	A 浅頭筋 B 深頭筋	

9 口腔	<p>A 口腔</p> <p>B 口蓋</p> <p>C 唾液腺</p> <p>D 舌</p>	<p>a 口腔前庭</p> <p>b 固有口腔</p> <p>c 口腔粘膜</p> <p>a 役割</p> <p>b 部位</p> <p>a 舌乳頭</p> <p>b 味蕾</p> <p>c 舌筋</p>
10 顎口腔系の概説	<p>A 顎口腔系とは</p> <p>B 顎口腔系の機能</p> <p>C 顎口腔系の基準面</p> <p>D 顎口腔系の加齢</p>	<p>a 顎口腔系を構成するもの</p> <p>a 咀嚼</p> <p>b 発音</p> <p>c 嚥下</p> <p>d 表情</p> <p>a 前頭面</p> <p>b 矢状面</p> <p>c 水平面</p>
11 顎口腔系の形態	<p>A 歯列関連の平面</p> <p>B 歯列内の彎曲</p> <p>C 下顎運動の分析に関する基準点・基準平面</p> <p>D 咬合に関する平面</p>	<p>a ボンウィル三角</p> <p>b パルクウィル角</p> <p>a スピーの彎曲</p> <p>b ウィルソンの彎曲</p> <p>c モンソンの球面</p> <p>a 切歯点</p> <p>b 顎頭点(下顎頭)</p> <p>a フランクフルト平面</p> <p>b カンベル平面</p> <p>c 咬合平面</p>

	<p>E 顎関節</p> <p>F 顎口腔系を構成する筋</p> <p>G 顎口腔系の神経支配</p>	<p>d HIP 平面</p> <p>a 関節円板</p> <p>b 関節包</p> <p>c 靭帯</p> <p>a 咀嚼筋</p> <p>b 咀嚼筋の機能</p> <p>a 神経支配</p>
12 下顎運動	<p>A 下顎運動の種類</p> <p>B 下顎の基本運動</p> <p>C 下顎の限界運動</p>	<p>a 開閉口運動</p> <p>b 前後運動</p> <p>c 側方運動</p> <p>a 前方基準点</p> <p>b 後方基準点</p> <p>c ポツセルトの図形</p> <p>d 顎関節部分の運動経路</p> <p>e ゴシックアーチ</p>
13 下顎位	<p>A 咬頭嵌合位</p> <p>B 下顎安静位</p> <p>C 偏心位</p>	<p>a 安静空隙</p> <p>a 前方位</p> <p>b 側方位</p>
14 歯の接触様式	<p>A 歯の形態と機能</p> <p>B 咬頭嵌合位での接触(咬合関係)</p> <p>C 偏心位での接触(咬合様式)</p>	<p>a 機能咬頭と非機能咬頭</p> <p>b 被蓋</p> <p>a 咬頭対窩</p> <p>b 咬頭対辺縁隆線</p> <p>c ABC コンタクト</p> <p>a 犬歯誘導</p> <p>b グループファンクション</p> <p>c 両側性平衡咬合</p>

15 咬合器	A 咬合器の使用目的	a 修復物の製作
	B 咬合器の機構と分類	a 顎運動の再現法 ①顎路の再現 ②切歯路の再現 b 咬合器の構造と分類 ①平均値咬合器 ②半調節性咬合器
	C 上顎模型の装着	
	D 下顎模型の装着	
	E 咬合器の調節	
	F 半調節性咬合器の使用法	a チェックバイト法

3. 歯科材料・歯科技工機器と加工技術

(出題方針)

(1) 歯科技工に用いる材料と機器の特性および使用法に関する知識について出題する。

大項目	中項目	小項目
1 歯科材料の性質	A 機械的性質	a 応力とひずみ b 強さ c 展性と延性 d 硬さとその試験法
	B 物理的性質	a 密度 b 熱膨張 c 熱伝導率 d 粘弾性
	C 化学的性質	a 腐食と変色 b 接着性
	D 生物学的性質	
2 印象材	A 分類	
	B 種類	
	C 性質	a 寸法安定性 b 永久ひずみ・弾性ひずみ

		c 模型材との関係
3 石膏	A 種類 B 性質	a 流動性 b 硬化時間 c 硬化・吸水膨張 d 圧縮強さ
4 ワックス	A 種類と用途 B 組成 C 性質	
5 レジン成形	A 義歯床用レジン	a 所要性質
	B 加熱重合レジン	a 組成 b 性質
	C 常温重合レジン	a 組成 b 性質
	D その他の義歯床用レジン	a 種類
	E 成形法	a 加熱重合 b 常温重合(流し込み成形) c 光重合 d 加熱・加圧成形, 射出成形
6 セラミック成形	F 人工歯 G 歯冠用硬質レジン	a 組成 b 性質 c 金属との結合
	A 歯冠用セラミックス B 歯科用陶材 C 金属焼付用陶材	a 種類 b 組成 c 築盛・焼成 d 性質

	D オールセラミックス用陶材 (加熱加圧型セラミックス) E ジルコニア	a 金属との結合 a 種類 b 成形法の種類 a 種類 b 成形法
7 金属成形	A 歯科用合金 B 金合金 C 銀合金 D コバルトクロム合金 E チタンおよびチタン合金 F 鑄造取輪と補正 G 埋没 H 鑄造操作 I 鑄造欠陥 J 金属の加工	a 所要性質 a 種類と用途 b 組成と添加元素の役割 c 性質 a 種類と用途 b 組成と添加元素の役割 c 性質 a 用途 b 組成と添加元素の役割 c 性質 a 種類と用途 b 組成 c 性質 a 埋没材 b 埋没操作 c 鑄型の加熱 a 金属の融解方法 b 鑄込み方法 c 鑄造機の種類 a 種類 b 原因と対策

	K 金属の接合 L 合金熱処理	a 塑性加工と硬化 b 焼きなまし a 鍍付け b 鍍付け法 c 溶接 d 鑄接 a 軟化熱処理 b 硬化熱処理
B 切削・研削・研磨	A 意義と目的 B 切削・研削・研磨用材料と器械 C 方法	a レジンの研磨 b セラミックスの研磨 c 金属の研磨

4.有床義歯技工学

(出題方針)

(1)全部床および部分床義歯技工に関する理論と技術について出題する。

(2)歯科技工操作および製作方法について出題する。

大項目	中項目	小項目
1 有床義歯技工に関する生体の基礎知識	A 基準平面 B 審美的基礎知識	a 咬合平面 b カンペル平面 c フランクフルト平面 a 顔貌と歯の形態 b SPA 要素 c スマイルライン
2 全部床義歯の特性	A 構成要素 B 分類 C 維持、安定と支持	a 床用材料による分類 b 使用目的による分類
3 全部床義歯の印象採得に伴う技工操作	A 研究用模型の製作 B 個人トレーの製作 C 作業用模型の製作	

4 全部床義歯の咬合採得に伴う技工操作	A 咬合床の製作 B 作業用模型の咬合器装着	a 咬合床の目的 b 床外形線と歯槽頂線 c リリーフ d ポストダム e 咬合床の製作方法 f 標準線 a 咬合平面板を用いた装着 b フェイスボウを用いた装着 c ゴシックアーチ描配装置の取りつけ
5 全部床義歯の人工歯排列と歯肉形成	A 人工歯の種類 B 人工歯の選択 C 前歯部人工歯排列 D 臼歯部人工歯排列 E 歯肉形成	a 前歯部人工歯排列の技工 b オーバーバイトとオーバージェット a 臼歯部人工歯排列の技工 b 歯槽頂間線法則 c 咬合平衡 d クリステンセン現象と調節彎曲 a 目的と方法 b 床線の形態 c S字状隆起とパラグラム
6 全部床義歯の蠟義歯埋没とレジン重合	A 埋没の種類と方法 B 義歯床用レジンの填入方法 C 義歯床用レジンの重合方法	
7 全部床義歯の咬合器再装着および削合、研磨	A 咬合器再装着の方法 B 人工歯の削合 C 義歯床研磨の目的と要点	a スプリットキャスト法 b テンチの歯型法 a 削合の目的と方法 b 咬合小面 c 選択削合と自動削合 d 人工歯咬合面の形態修正

B 部分床義歯の特性	A 構成要素の種類 B 分類	a 残存歯、欠損の分布状態による分類 b 咬合圧の支持様式による分類 c 使用目的別による分類
9 部分床義歯の構成要素	A 支台装置 B 連結子の分類と特徴	a 分類 b クラスプの分類と特徴 c レストの種類と目的 d 補助支台装置の種類と目的
10 部分床義歯の印象採得に伴う技工操作	A 個人トレーの製作 B 作業用模型の製作	
11 部分床義歯の咬合採得に伴う技工操作	A 咬合床の目的と製作法	
12 クラスプ	A サベイヤーの使用目的、種類、使用方法 B クラスプの製作法	
13 アタッチメント	A 構造 B 種類	
14 テレスコープ義歯	A 構造と特徴	
15 バー	A 鑄造バーの製作 B 屈曲バーの製作	
16 部分床義歯の人工歯排列と歯肉形成	A 人工歯の選択 B 前歯部排列 C 臼歯部排列 D 歯肉形成における残存歯との関係	a 前歯部人工歯排列の技工 b 審美性の回復 a 臼歯部人工歯排列の技工 b 対合歯、隣在歯、支台装置との関係
17 部分床義歯の蠟義歯の埋没とレジン重合	A 加熱重合法 B 流し込みレジン重合法	
18 修理	A 破折・破損の原因	
19 リベースとリライン	A 目的	

	B 方法	
20 オーバーデンチャー	A 目的	
21 金属床義歯	A 利点と欠点 B 製作法	

5. 歯冠修復技工学

(出題方針)

(1) 各種歯冠修復物およびブリッジの製作に関する知識および技術について出題する。

(2) 歯科技工操作および製作法について出題する。

大項目	中項目	小項目
1 歯冠修復技工学概要	A 歯冠修復技工学の意義と目的	
2 クラウンの概要と種類	A クラウンの意義, 特徴, 用途 B クラウンの種類	a 部分被覆冠の種類と特徴 b 全部被覆冠の種類と特徴
3 ブリッジの概要と種類	A ブリッジの特徴 B ブリッジの構成要素 C ブリッジの種類	a 固定性ブリッジ b 半固定性(可動性)ブリッジ c 可撤性ブリッジ
4 クラウン・ブリッジの具備条件	A 生物学的要件 B 構造的力学的要件 C 化学的要件 D 審美的要件	a 歯および歯列との関係 b 歯周組織との関係 c 清掃性との関係 d 機能の回復 e 形態の回復 a 化学的安定性
5 クラウン・ブリッジの技工操作	A クラウン・ブリッジの製作工程 B 印象材の種類と特徴 C 研究用模型 D 印象用トレー	ポーセレンインレー, アンレー, ポーセレンジャケットクラウン a 印象方法 a 使用目的

	E 支台築造	a 種類と目的 b 製作法
	F テンポラリークラウン・ブリッジ	a 意義と目的 b 種類と使用材料 c 製作法
	G シェードマッチング	a 意義と目的 b 種類と使用材料 c 製作法
	H 作業用模型	a 要件と方法 a 意義と目的 b 構成と要件 c 種類 d 製作法 e 歯型の辺縁形態
	I 咬合器装着 J ワックスアップ	a 種類と特徴 a 意義と目的 b 方法
	K 研磨	a 前装部の形態, 接着方法
	L レジン前装 M 陶材の前装	a 陶材の築造方法 b コンデンスの意義 c 陶材の焼成 d 破折の原因
6 ブリッジ	A ボンティック B 連結法	a 要件と構造 b 種類と形態 c 適用部位 a ワンピースキャスト法 b 綴付け法

7 インプラント(人工歯根)	A 目的 B 種類 C 上部構造の製作	
8 CAD/CAMシステム	A 特徴 B CADの種類 C CAMの種類	

6.小児歯科技工学

(出題方針)

(1)歯の萌出について出題する。

(2)修復物、保険装置、スペースリゲーター、口腔習癖除去装置の目的と装置の構成に関する知識について出題する。

(3)保険装置、スペースリゲーターの製作に関する知識について出題する。

大項目	中項目	小項目
1 小児歯科治療の概説	A 小児歯科治療の意義と目的	
2 歯・顎・顔面の成長発育	A 歯の萌出	a 乳歯の萌出時期と順序 b 永久歯の萌出時期と順序 c ヘルマンの歯齢
	B 乳歯の形態的特徴 C 無歯期	a 上下顎歯槽堤の対向関係 b 顎間空隙
	D 乳歯列期	a 乳歯列の形態 b 生理的歯間空隙 ①置長空隙 ②発育空隙 c 有隙型歯列と閉鎖型歯列 d オーバージェット、オーバーバイト e ターミナルプレーン
	E 混合歯列期	a 第一大臼歯萌出期 b 切歯萌出期 ①切歯の交換様式 c 側方歯群交換期 ①リーウェイスペース
3 小児の歯冠修復	A 小児の歯冠修復の特徴	

	B 小児の歯冠修復の種類	a 成形修復 b インレー c 被覆冠 ①乳歯用既製金属冠
4 保険装置	A 保険の意義と目的 B 保険装置の必要条件と分類 C クラウンループ保険装置 D バンドループ保険装置 E ディスタルシュー保険装置 F 舌側弧線型保険装置 (リンガルアーチ) G ナンスのホールディングアーチ H 可撤保険装置	a 目的 b 装置の構成 c 使用材料と器具 d 製作法と製作上の注意点 a 目的 b 装置の構成 a 目的 b 装置の構成 c 使用材料と器具 d 製作法と製作上の注意点 a 目的 b 装置の構成 a 目的 b 装置の構成 c 使用材料と器具 d 製作法と製作上の注意点
5 スペースリゲーター	A スペースリゲイニングの意義と目的 B 拡大ネジを応用したスペースリゲーター C アダムスのスプリングを応用した	a 装置の構成 b 使用材料と器具 c 製作法と製作上の注意点

	スペースリテーナー	a 装置の構成
6 口腔習癖除去装置	A 口腔習癖の種類 B 装置の種類	a 吸指癖除去装置 b 舌癖除去装置 ①装置の構成
7 咬合誘導装置に用いる維持装置	A アダムのクラスプ	a 特徴 b 製作法と製作上の注意点
	B シュワルツのクラスプ	a 特徴 b 製作法と製作上の注意点
	C 唇側線	a 特徴 b 製作法と製作上の注意点
	D 単純鉤	a 特徴 b 製作法と製作上の注意点
	E ボールクラスプ	a 特徴 b 製作法と製作上の注意点

7.矯正歯科技工学

(出題方針)

- (1)矯正歯科治療の意義と目的について出題する。
- (2)矯正歯科技工に必要な器具および基本的実技に関する知識について出題する。
- (3)矯正用模型に関する知識について出題する。
- (4)矯正装置の目的と装置の構成に関する知識について出題する。
- (5)矯正装置の製作に関する知識については、主たる装置についてのみ出題する。

大項目	中項目	小項目
1 矯正歯科治療の概説	A 矯正歯科治療の意義と目的	a 意義と目的 b 動的矯正治療 c 保定
	B 正常咬合	a 条件 b 種類
	C 不正咬合	

		a 個々の歯の位置異常 b 歯列弓の形態異常 c 上下の歯列弓の対向関係の異常 d アンガルの不正咬合の分類法
2 矯正歯科技工用器械・材料	A プライヤー B その他の器具・材料	A ミニトーチ b 構成咬合器 c スポットウェルダ d 加圧重合器 e 矯正用線
3 矯正歯科技工の基本的実技	A 矯正用線の屈曲 B 自在鑑付け	a 線屈曲の原則 b 線屈曲の基本手技 a 自在鑑付けの一般的原則 b 自在鑑付け法の手順
4 矯正用模型の製作	A 矯正用口腔模型の種類と特徴 B 矯正用口腔模型の製作法	a 平行模型 b 顎態模型 c セットアップモデル(予測模型) a 平行模型の製作法と製作上の注意点 b セットアップモデル製作法と製作上の注意点
5 矯正装置の必要条件と分類	A 矯正装置の必要条件 B 矯正装置の分類	a 矯正装置の基本的な条件 b 口腔内で使用される矯正装置の必要条件 a 矯正力の働き方による分類 b 固定源の場所による分類 c 固定式か可撤式かによる分類
6 矯正装置の種類と製作	A 舌側弧線装置	a 目的 b 装置の構成 c 使用材料と器具

		d 製作法と製作上の注意点 e 舌側弧線装置の応用法
B ナンスのホールディングアーチ		a 目的 b 装置の構成
C 顎間固定装置		a 目的 b 装置の構成
D アクチバートル		a 目的 b 装置の構成
E バイオネーター		a 目的 b 装置の構成
F 咬合挙上板		a 目的 b 装置の構成
G 咬合斜面板		a 目的 b 装置の構成
H 可撤式拡大装置		a 目的 b 装置の構成
I 固定式急速拡大装置		a 目的 b 装置の構成
J 固定式緩徐拡大装置		a 種類
K ヘッドギア (大臼歯を遠心移動させる装置)		a 目的 b 装置の構成
L オトガイ帽装置 (チンキャップ)		a 目的 b 装置の構成
M 上顎前方牽引装置		a 目的 b 装置の構成
N リップバンパー		a 目的 b 装置の構成

	O マルチブラケット装置	a 目的 b 装置の構成 a ダイレクトボンディング法(直接法) b インダイレクトボンディング法(間接法)
	P フレンケルの装置	a 目的
7 保定装置	A ホーレーの保定装置	a 目的 b 装置の構成 c 使用材料と器具 d 製作法と製作上の注意点
	B ラップアラウンドリテーナー	a 目的 b 装置の構成
	C トゥースポジショナー	a 目的 b 装置の構成
	D スプリングリテーナー	a 目的 b 装置の構成 c 使用材料と器具 d 製作法と製作上の注意点
	E 下顎犬歯間リテーナー	a 目的 b 装置の構成

歯科専門職の資質向上検討会委員

◎

氏名	所属	役職
大塚 吉兵衛	日本大学	学長
金澤 紀子	日本歯科衛生士会	会長
小森 貴	日本医師会	常任理事
末瀬 一彦	全国歯科技工士教育協議会	会長
宮村 一弘(第1回) 富野 晃(第2回~)	日本歯科医師会	副会長
古橋 博美	日本歯科技工士会	会長
眞木 吉信	全国歯科衛生士教育協議会	会長
俣木 志朗	日本歯科医学教育学会	理事長
佐藤 田鶴子(第1回) 松村 英雄(第2回~)	日本歯科医学会	副会長
安井 利一	日本私立歯科大学協会	副会長
山口 育子	ささえあい医療人権センターCOML	理事長

◎:座長

歯科専門職の資質向上検討会

歯科医師ワーキンググループ委員

○

氏名	所属	役職
秋山 仁志	日本歯科大学	教授
一戸 達也	東京歯科大学	教授
伊東 隆利	伊東歯科口腔病院	院長
小正 裕	大阪歯科大学	教授
小森 貴	日本医師会	常任理事
田山 秀策	東京都立広尾病院	医長
丹沢 秀樹	千葉大学	教授
中島 信也	日本歯科医師会	常務理事
樋口 勝規	九州大学	教授
久 育男	日本耳鼻咽喉科学会	副理事長
藤井 規孝	新潟大学	教授
俣木 志朗	日本歯科医学教育学会	理事長
山口 育子	ささえあい医療人権センターCOML	理事長

○:座長

歯科専門職の資質向上検討会
歯科技工士ワーキンググループ委員

氏名	所属	役職
大西 宏昭	大阪府岸和田保健所	所長
尾崎 順男	日本歯科大学東京短期大学	准教授
白石 小百合	横浜市立大学	教授
末瀬 一彦	全国歯科技工士教育協議会	会長
杉岡 範明	日本歯科技工士会	副会長
杉田 順弘	東洋医療専門学校	歯科技工士科学科長
鈴木 哲也	東京医科歯科大学	教授
瀬古口 精良	日本歯科医師会	常務理事
時見 高志	有限会社 プラスONE	代表取締役
松下 正勝	岡山歯科技工専門学院	教務部長

○

○:座長